

参議院文教委員会會議録第一号

平成四年十二月七日(月曜日)
午前十時二分開会

世耕 政隆君

藤江 弘一君

社団法人日本レ
コード協会会長

乙骨 剛君

「通学定期旅客運賃」の適用に関する請願(第九三〇号)

委員氏名

委員長 松浦 功君
理事 木宮 和彦君
理事 田沢 智治君
理事 小林 正君
理事 山下 栄一君
理事 井上 裕君
理事 小野 清子君
理事 世耕 政隆君
理事 南野知恵子君
理事 柳川 覺治君
理事 上山 和人君
理事 國弘 正雄君
理事 肥田美代子君
理事 森 暢子君
理事 山本 正和君
理事 刈田 貞子君
理事 江本 孟紀君
理事 橋本 敦君
理事 乾 晴美君

委員

小野 清子君
狩野 安君
南野知恵子君
藤江 弘一君
柳川 覺治君
上山 和人君
國弘 正雄君
肥田美代子君
森 暢子君
刈田 貞子君
江本 孟紀君
橋本 敦君
乾 晴美君

出席者は左のとおり。

委員長

松浦 功君

理事

木宮 和彦君
田沢 智治君
小林 正君
山下 栄一君

國務大臣

文部 大臣 鳩山 邦夫君

政府委員

文部省初等中等
教育局長 野崎 弘君
文化庁次長 佐藤 禎一君

事務局側

常任委員会専門
員 菊池 守君

参考人

筑波大学教授・
著作権審議会委
員 齊藤 博君

委員の異動

十一月十日

南野知恵子君

補欠選任

石井 道子君

十一月十一日

石井 道子君

補欠選任

南野知恵子君

十二月七日

井上 裕君

補欠選任

狩野 安君

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鳩山文部大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) このたび政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行著作権法では、私的に使用する目的で行われる録音または録画は無償で自由に行い得ることとされております。

しかし、近年における録音・録画機器の目覚ましい開発、普及に伴って、録音や録画が家庭内において容易に、かつ頻繁に行われるようになり、大量の録音物や録画物が作成されております。さらに、デジタル機器の開発によって高品質の録音・録画が可能となり、著作権者等の経済的利益に大きな影響を及ぼすことが心配されるに至りました。

このような状況は立法当時想定していなかったものであります。対応措置を講ずることが国際的な潮流であり、権利者の保護のための緊急な措置が必要となつたところでございます。

次に本法草案の内容について申し上げます。第一は、私的使用を目的とし、政令で定めるデジタル方式の特定機器及び特定記録媒体を用いて行われる録音または録画に関して、著作権者、実演家及びレコード製作者に補償金を受ける権利を創設することです。

この補償金を受ける権利は、録音または録画に關しそれぞれ文化庁長官が指定する権利者の団体を通じて行使することとするとともに、その場合には、指定管理団体が請求する補償金の額については文化庁長官の認可に係らしめることとしております。

第二は、権利保護の実効性及び利用者の支払いの便宜にかんがみ、特定機器または特定記録媒体の購入者は、指定管理団体から請求があったときは、購入に当たり一括の補償金を支払わなければならないこととする。特定機器または特定記録媒体の製造業者または輸入業者は補償金の

請求及び受領に關し協力しなければならないこととするのであります。

なお、購入時に補償金を支払った者で、購入した特定機器または特定記録媒体を私的使用の目的に使用しない者は、指定管理団体に対し、その事実を証明して補償金の返還を請求することができるとしてあります。

第三は、指定管理団体は、補償金の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために用いなければならないこととするのであります。

最後に、施行期日等についてであります。この法律は、指定管理団体等に関する規定については公布の日から施行し、この制度の準備を進めることとしたしますが、具体の権利行使に関する規定は、国民への周知期間や準備の状況を考慮して、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行することとしてあります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松浦功君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより参考人から意見を聴取いたします。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

当委員会では、著作権法の一部を改正する法律案の審査を進めているところでございますが、本日は、本案に対し皆様から忌憚のない御意見を聴取し、本日の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、議事の進め方でございますが、まず齊藤参考人、乙骨参考人の順に一人十五分程度御意見を述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えをいただく方法で進めてまいります。

と存じます。

それでは、まず齊藤参考人よりお願い申し上げます。

○参考人(齊藤博君) ただいま御紹介をいただきました齊藤でございます。御丁寧なごあいさつ、ありがとうございます。

平素より我が国著作権法制につき心を砕いていらっしゃる先生方の前でこのようにお話しできますことは、まことに光栄でございます。

本日は、私の録音・録画問題につきまして私見を申し上げます。

三つの点をお話しいたします。第一点は、複製技術の活用と著作権等の保護、第二点といたしまして、我が国の対応でございます。

まず、第一点の複製技術の活用と著作権等の保護でございます。

今世紀の後半に至りまして、著作物や実演、レコードを複製する技術は目覚ましい勢いで開発され、普及しつつございます。その勢いは今なお弱まる気配がございません。しかも、そのような技術が専門家の間のみではなく、一般の者が家庭などにおきましても容易に手にすることができるようになったのでございます。テープレコーダーやビデオレコーダーなどの複製機器にしましても、テープなどの機材といえましょうか記録媒体にいたしましても、小型化、低廉化がなされつつあるからでございます。

今や音声にしましても映像にしましても、家庭などにおきまして質のよい複製物、市販のソフトなどに匹敵する良質の複製物をつくる時代に入ったのでございます。これまでのいわゆる素人と素人の間の役割分担といえましょうか、レコードなどのソフトは素人が提供し素人はそれを購入し鑑賞するという区分があまりになつてきたのでございまして、複製技術が家庭等に広まることによりまして、個人の文化生活も大いに豊かになつてきたことは確かでございます。

ところが、市販のソフトを購入せずにコピーで間に合わせることにありますと、著作権者や実演家は著作物等の利用の対価を得る機会を失うことになりまして、市販のソフトの原価には著作物や実演を利用した対価が含まれているからでございます。コピーで間に合わせるというのでございますから、ソフトの売れ行きにも影響が生まれて、やがてはソフトの製作者もその事業から撤退せざるを得ないことになりまして、その結果、著作権者、それに実演家もみずからの成果を世に出す主要なチャネルの一つを失うことになりまして、このようなあたりへの配慮といえましょうか著作権者等への思いやりを欠いたままでございまして、短期的には確かに個人の文化生活が豊かになりまして、長い間にはその国の文化は枯渇していくように思われます。今の時代に求められていることは、複製技術がすぐれたものであればあるほど、それをせつな的に用いるのではなくしてバランスを保つて用いる方法を探し出すことではないかと存じます。

そこで、先進諸国を中心に、すぐれた複製技術の活用を抑制することなく、あわせて著作権者の利益の保護にも思いをいたす制度が模索されることになるのでございます。

第二点といたしまして、国際的な動向をお話し申し上げます。

そのうち、諸外国の例からお話し申し上げます。

複製技術のバランスのとれた活用にも早く注目いたしましたのはドイツでございます。既に一九六五年法におきまして、著作権者が録音または録画機器の製造者なり輸入者に対して報酬を請求できる制度を導入しているのでございます。その後、やや間を置きまして、一九八〇年代に入りますと、ヨーロッパの諸国を中心に次々とこの種の制度が導入されております。

まずオーストリアが、複製機器ではございまして、録音または録画用テープにつきまして報酬請求の制度を設けております。さらに、ハンガリー、アイスランド、フィンランド、ポルトガ

ル、フランス、スペイン、オランダというヨーロッパの諸国のほかに、コンゴ、オーストラリアも制度の導入を果たしております。九〇年代に入りましてその勢いは衰えませんが、ブルガリア、チェコスロバキア、イタリア、デンマーク、ベルギーと続きまして、アメリカも過日、導入を決定いたしております。今や諸国が複製技術のバランスのとれた活用を求めて大きく動き始めていると申すことができるのでございます。

次に、ベルヌ条約につきまして触れさせていただきます。一世紀余りにわたりまして国際著作権界を支えてきましたベルヌ条約には、この私的録音・録画問題につきまして直接の規定は設けられておりませんが、同条約第九條第二項は、複製権を国内法によって制限することは認めず、著作の正当な利益を不当に害しないことを求めているのでございます。すぐれた複製技術が家庭等に普及するようになりまして、条約の面からも複製技術のバランスのとれた活用、ユーザーと権利者の間の利益調整が必要となるように思われます。

もう一つ、ジュネーブにございますWIPO（世界知的所有権機関）の作成しましたモデル規定案につきまして言及させていただきます。この著作権法のモデル規定案におきましても、私的使用のために録音物なり視聴覚著作物、オーディオビジュアルワークスと呼んでおりますが、この視聴覚著作物を複製することは自由としながらも、同時に相当なる報酬の支払いが求められております。

以上でございます。○委員長（松浦功君） 齊藤参考人、ありがとうございます。次に、乙骨参考人にお願ひ申し上げます。乙骨参考人。○参考人（乙骨剛君） ただいま御紹介にあずかりました社団法人日本レコード協会の乙骨でございます。委員の先生方には、常日ごろ私も著作権者、著作隣接権者に対する権利保護につきまして格別の御理解、御尽力を賜りましてまことにありがとうございます。また、本日は当委員会におきまして、私どもの念願でございます私的録音・録画問題についての著作権法の一部改正案の御審議をいただくに際しまして、ここに権利者の参考人として発言の機会を設けていただきましたことを深く感謝する次第でございます。それでは、しばらくお時間をちょうだいいたしまして、以下、私的録音・録画問題のうち、特に録音問題につきまして三つの観点から述べさせていただきます。

その三つの観点とは、第一番目に、当問題のこれまでになどってまいりました大まかな経緯、第二番目に、この問題を取り巻く周囲の状況とその対応、第三番目に、当改正案の主要点についての考え方、この三つでございます。それでは第一番目の、この問題のこれまでになどってまいりました経緯について大まかに御説明申し上げます。

この問題は、今から二十七年前、すなわち昭和四十年に当協会として、当時西ドイツにおいて既に実施されておりました報酬請求権制度と同様なものを日本にも導入していただきたい、こういう意見書をお出ししましたのがその発端でございます。その後、昭和五十一年に至り、今度は私も協会単独ではなく、同じ権利者団体でございます日本音楽著作権協会、日本芸能実演家団体協議会と

月、同審議会の総会がこれを承認しましたのがその翌月でございます。我が国は、既に十数年の長きにわたりましてこの問題の検討を重ねてきたのでございます。その間、御委員会からも数回にわたり、制度的対応の検討を進めるよう附帯決議をいただいていたところでございます。この長い年月の間にデジタル複製の技術も開発されました。コンピュータ処理に合わせまして、今やさまざまな情報がデジタル化されつつございまして、情報は一たびデジタル化されまして、その複製は極めて容易、迅速に行うことができるのでございます。巨大量の情報でございまして、デジタル化されておりますと簡易な方法で極めて短い時間に複製することができまして、複製物の質もオリジナルとの間に差異が認められないのみか、劣化しないというのでございます。そのような複製物からさらに第二の複製物を作成することもでき、その方の質も高く劣化もしないというのでございます。今や複製技術に關しまして、我が著作権法は全く新しい局面を迎えようとしていまして、アナログ複製につきましても、著作権者等の保護に意をいたさなければならなりません。デジタル技術の普及をも目の前にしているのでございます。このすぐれた複製技術を活用しつつ、同時に著作権等の権利者の利益を不当に害することのないよう、一層の配慮をしなければならぬところでございます。

その三つの観点とは、第一番目に、当問題のこれまでになどってまいりました大まかな経緯、第二番目に、この問題を取り巻く周囲の状況とその対応、第三番目に、当改正案の主要点についての考え方、この三つでございます。それでは第一番目の、この問題のこれまでになどってまいりました経緯について大まかに御説明申し上げます。

我が国は、この私的録音・録画問題につきまして既に長い年月にわたり検討してまいりました。昭和五十一年十月、著作権審議会第五小委員会がこの問題の検討に着手しまして、途中、著作権資料協会における検討を挟み、著作権審議会第十小委員会が結論を出しましたのが平成三年十一月、同審議会の総会がこれを承認しましたのがその翌月でございます。我が国は、既に十数年の長きにわたりましてこの問題の検討を重ねてきたのでございます。その間、御委員会からも数回にわたり、制度的対応の検討を進めるよう附帯決議をいただいていたところでございます。この長い年月の間にデジタル複製の技術も開発されました。コンピュータ処理に合わせまして、今やさまざまな情報がデジタル化されつつございまして、情報は一たびデジタル化されまして、その複製は極めて容易、迅速に行うことができるのでございます。巨大量の情報でございまして、デジタル化されておりますと簡易な方法で極めて短い時間に複製することができまして、複製物の質もオリジナルとの間に差異が認められないのみか、劣化しないというのでございます。そのような複製物からさらに第二の複製物を作成することもでき、その方の質も高く劣化もしないというのでございます。今や複製技術に關しまして、我が著作権法は全く新しい局面を迎えようとしていまして、アナログ複製につきましても、著作権者等の保護に意をいたさなければならなりません。デジタル技術の普及をも目の前にしているのでございます。このすぐれた複製技術を活用しつつ、同時に著作権等の権利者の利益を不当に害することのないよう、一層の配慮をしなければならぬところでございます。

ユーザと権利者の間の利益をどのように調整するか、その方法にはさまざまなものがございます。ましようが我が国も一つの解決案を見出し、このように法律案に接することができたに至ったのでございます。この法律案には、デジタル時代にあふさわしいといましようかデジタル時代からここの規定が盛り込まれております。国際的にも新しいに誇ることができるとも盛り込まれております。

法律案第三十條第二項は、録音または録画を行う者、すなわちユーザーが補償金を支払わなければならない旨定めております。ユーザーが支払う旨の規定は、これまで諸国が書きたくても書けなかった規定でございます。果たしてユーザーが任意に支払うであろうか、法律が家庭に入るのはプライバシーの保護の点でいかがであらうか、こういう消極論に達いたしまして、諸国は、複製機器なり記録媒体の製造者や輸入者が支払うという、いわゆる次善の策をとらざるを得なかったものでございます。

その三つの観点とは、第一番目に、当問題のこれまでになどってまいりました大まかな経緯、第二番目に、この問題を取り巻く周囲の状況とその対応、第三番目に、当改正案の主要点についての考え方、この三つでございます。それでは第一番目の、この問題のこれまでになどってまいりました経緯について大まかに御説明申し上げます。

我が国は、この私的録音・録画問題につきまして既に長い年月にわたり検討してまいりました。昭和五十一年十月、著作権審議会第五小委員会がこの問題の検討に着手しまして、途中、著作権資料協会における検討を挟み、著作権審議会第十小委員会が結論を出しましたのが平成三年十一月、同審議会の総会がこれを承認しましたのがその翌月でございます。我が国は、既に十数年の長きにわたりましてこの問題の検討を重ねてきたのでございます。その間、御委員会からも数回にわたり、制度的対応の検討を進めるよう附帯決議をいただいていたところでございます。この長い年月の間にデジタル複製の技術も開発されました。コンピュータ処理に合わせまして、今やさまざまな情報がデジタル化されつつございまして、情報は一たびデジタル化されまして、その複製は極めて容易、迅速に行うことができるのでございます。巨大量の情報でございまして、デジタル化されておりますと簡易な方法で極めて短い時間に複製することができまして、複製物の質もオリジナルとの間に差異が認められないのみか、劣化しないというのでございます。そのような複製物からさらに第二の複製物を作成することもでき、その方の質も高く劣化もしないというのでございます。今や複製技術に關しまして、我が著作権法は全く新しい局面を迎えようとしていまして、アナログ複製につきましても、著作権者等の保護に意をいたさなければならなりません。デジタル技術の普及をも目の前にしているのでございます。このすぐれた複製技術を活用しつつ、同時に著作権等の権利者の利益を不当に害することのないよう、一層の配慮をしなければならぬところでございます。

ユーザと権利者の間の利益をどのように調整するか、その方法にはさまざまなものがございます。ましようが我が国も一つの解決案を見出し、このように法律案に接することができたに至ったのでございます。この法律案には、デジタル時代にあふさわしいといましようかデジタル時代からここの規定が盛り込まれております。国際的にも新しいに誇ることができるとも盛り込まれております。

法律案第三十條第二項は、録音または録画を行う者、すなわちユーザーが補償金を支払わなければならない旨定めております。ユーザーが支払う旨の規定は、これまで諸国が書きたくても書けなかった規定でございます。果たしてユーザーが任意に支払うであろうか、法律が家庭に入るのはプライバシーの保護の点でいかがであらうか、こういう消極論に達いたしまして、諸国は、複製機器なり記録媒体の製造者や輸入者が支払うという、いわゆる次善の策をとらざるを得なかったものでございます。

その三つの観点とは、第一番目に、当問題のこれまでになどってまいりました大まかな経緯、第二番目に、この問題を取り巻く周囲の状況とその対応、第三番目に、当改正案の主要点についての考え方、この三つでございます。それでは第一番目の、この問題のこれまでになどってまいりました経緯について大まかに御説明申し上げます。

共同でホームテレーシングの実態調査を行いました。その結果に基づき報酬請求権制度導入の要望を文化庁に提出いたしました次第でございます。それから、文化庁の長年にわたる御尽力によりまして、また審議会の先生方の御尽力によりまして、昨年著作権審議会のこの問題に対する報告書ができました。

以降、この報告書に基づきまして、本年初頭より権利者、メーカー、消費者、学識者の各代表によりまして私的録音・録画問題協議会におきましてその具体化へ向けての協議を続けて合意を得た結果、本法案の提出の運びとなったわけでございます。

以上がこれまでの経緯でございますが、私自身この長い道のりの一部に携わりました者として、この法案が広く多くの関係者の御意見を反映したものであり、またすべての皆様、ともかく法案を成立させ制度を発足させることが後に御説明申し上げます私どもを取り巻く状況を解決するのに必須であるとの共通認識に立っていたことを強く申し上げたいと存じます。

それでは第二番目に、この問題を取り巻く周囲の状況とその対応について意見を述べさせていただきます。この問題につきましては三つの点を申し上げたいと存じます。

第一は、録音・録画機器、機材の技術的進歩の問題でございます。

すなわち、その進歩のスピードは近年特に急速でございます。特に、従来のレコード、カセットテープをベースにいたしましたアナログ技術に比べまして、最近主流になっておりますコンパクトディスク、さらには最近の新製品でございますミニディスク、デジタルコンパクトカセット等のベースになっておりますデジタル技術は、メーカーで製造したものと同等の性能を有するものを作庭内で手軽につくれるというのを可能にいたしました。私も権利者にとって重大な問題になっております。制度導入を必須とする一つの理由がここにございます。

第二の点は、一つの不幸な例を申し上げたいと思います。

従来からオーディオ、ビデオ業界は、ハード、ソフトは車の両輪であり、相互の協調が業界発展のかぎと言われてまいりました。しかし、今回御審議願う報酬請求権制度が確立されない中で発表されましたデジタルオーディオテープレコーダーという製品の場合、ハードは発売されましたが、レコード各社がそのソフトの発売に踏み切れなかったために、一般家庭用として普及するには至りませんでした。今回のお話し合いの中でも制度導入が必須なのだという認識が強かったのもこのような過去の不幸な体験があったからでございます。

最後に、三つ目に申し上げたいのは海外との関係でございます。

今や日本がオーディオ機器において世界第一位の地位を占めていることは先生方御承知のとおりでございますが、オーディオソフトにつきましては米国の次に世界第二位の地位を占めております。また、将来に向けての発展のポテンシャルは、ティールからいってもこの地位は維持され続けると存じます。したがって、そのような我が国における制度は世界から注目されるべきでございます。私も審議の過程におきまして、アナログ時代に制度が確立されたヨーロッパの国々の例、また日本とはほとんど同時進行しております米国の状況等、内容的に世界的ハーモナイゼーションを考慮しつつ、また一方において日本の独自性、先進性の面も勘案し討議をいたしましたつもりでございます。

次に、当法案の主要点についての考え方を述べさせていただきます。

一番目に、当制度を適用する製品の範囲についてでございます。

のを対象とする制度導入を希望いたしております。たわけですが、導入に当たりまして国民の理解等も考え、デジタル方式に限定いたしました。一方、国際的に見た場合、デジタル方式に限定した部分があります。録音のみならず録画も対象とした点、また機材のみならず機器もその対象とした点、遜色ないものと考えております。

二番目に、報酬額についてでございます。

この問題は一つの大きな問題でありましたが、関係者間で次のような合意を得ております。すなわち、機器について初年度、次年度が蔵出し価格の二割、三年度が二割、また機材につきましては初年度、次年度が蔵出し価格の二割、三年度が二割という料率であります。段階的な年度設定をいたしましたのも機器について上限一千万の歯止めを設定いたしましたのも一般消費者のよりよい理解を得やすいこと、また新製品の立ち上げをより容易にすること、さらには前述の制度導入の必要性の認識が以上のような合意に働いたと考えております。

三番目に、報酬の権利者間の配分と共通目的の支出について申し上げます。

制度が実施に移された際に、窓口となります権利者団体につきましては単一団体をつくり、この団体がメーカーからの御協力によって支払われた補償金を著作権者三六％、実演家三二％、レコード製作者三二％の割合でそれぞれの団体に配分すること、関係者間で合意されております。それぞれ団体が受けました補償金は、さらに個々の著作権者、実演家、レコード製作者に分配されます。

このような分配の仕組み、すなわち最終的に個人々に分配するという考え方は、報酬請求権が私権であるという面から当然であります。その理論を乗り越えて一部を権利者と社会を結ぶ共通目的に支出しようということも合意され、法案に盛り込まれております。その使用の範囲は今後広がりを見せることと存じますが、当面は著作権制度の思想普及を中心に支出していくことが適当であると考えております。

また、私的録音を行わない例外的な機器、機材の購入者に対しての補償金の返還につきましては、起こり得る種々の状況を十分調査検討し、返還に際しての明確な基準づくりを詰めていく所存でございます。

以上、るる申し上げましたが、今回文化庁でおまとめいただいた法案は、関係者一同の合意のもとに提案されたものである点、また実際の機器、機材の利用者である一般消費者の方、格別の御協力をいただいたメーカーの方々の御理解がなければ実現が難しかったと考えます。この点、本日御出席の先生方にもおわかりいただけたかと存じます。

本日は、御多忙な審議の日程の中をこの法案の審議に時間を割いていただきましたことに改めて感謝いたしますとともに、ぜひともこの法案成立のためにさらなる先生方の御理解、御尽力を賜りたく、切にお願い申し上げます。

以上で私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(松浦功君) 乙骨参考人ありがとうございました。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、参考人の皆様に申し上げます。各委員の質疑時間が限られておりますので、恐れ入りますが、お答えはできるだけ簡潔にお願いを申し上げます。

それでは、質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○田沢智治君 齊藤参考人に三件お聞き申し上げます。

齊藤参考人は、著作権審議会委員として、また特に私的録音・録画問題を検討すべき第十小委員会の主査として長年にわたってこの問題に取り組まれて、本法律案の基礎となるべき報告書をまとめられたと伺っております。

そこで、審議の中で一番御苦勞された点はこの

ようなものがあるのか、また本法律案に対してどのような感想をお持ちなのかお聞かせをいただきたいというのが第一点です。

第二点は、外国との比較でございますが、参考人も申されたように、ドイツではいち早く一九六五年から本制度が導入されておられ、またアメリカでも去る十月に法律が成立したばかりであるという形でございます。私的録音・録画について税金と聞いております。これらの諸外国の制度と比較した場合、本制度の特徴はどういう点にあるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

第三に、著作権問題については文化が高度化すれば高度化するほど、あるいは時代の進展に伴い、まだいろいろ取り組むべき課題が多く出てくると思うのでございます。今後の日本社会を展望した中で、取り組むべき最大の課題がまだたくさん残っているんじゃないだろうかと思っておりますが、その点についてどうお考えになられておられるかお聞かせをいただきたい。

この三点について、まず齊藤参考人からお願い申し上げます。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

第一点の、苦勞した点でございますが、これは十数年続いたことからもお察しいただけますように、かなり我が国固有の難しさもございました。

外国、特に西洋でございますと、権利を主張する側は、まずは裁判所をチャネルにしましてそこで争うということをし、それから行政なり立法の問題に持ち込まれるわけでございます。ところが、我が国はそういう手続でございまして、かなりマイルドな方法で関係者がじっくり話し合うというところから出発いたしました。かなり東洋的といえましょうか農耕民族的な方法でございまして、支払う側と受ける側両者が話し合うということでございますからなかなか時間がかかる、ここが非常に苦勞した点でございます。

それから、第二点のタックスシステム、税シス

テム等、諸外国にさまざまな方法があるが我が国の特徴はどうか、こういう御指摘でございます。

先ほどもちょっと触れましたように、まず特徴がございまして、個々の私的録音・録画を行う者が補償金を支払うという規定をも設けたという点でございます。これが一点。

それから、ナショナルトリートメントといいますが、国内国民待遇、これは決して新しい権利ではなくして伝統的な複製権から派生する報酬請求権である、こういう考え方に立ちまして、やはりこれは条約上の義務として内国民待遇、外国の権利者も同じく扱おう、こういう非常に何ですか心の広い制度を設けている。国によりましてはそこまで考えていないところもございまして、けれども、我が国はそういう点では非常に国際的な感覚で処理しようとしているのではないかと思います。

それから第三点でございますが、確かに著作権法制を取り巻く諸状況というのは常に動いてございまして、とりわけ複製技術、これは今回の問題に限りませざるまな形で出てまいります。とりわけデジタル技術が導入されますと、これはどうも著作物等の利用の範囲が拡散するといいたうか、かなり広がってまいります。利用者が広がるということは権利の処理に時間がかかるわけでございます。そうしますと、権利の処理のために効率的な方法といたしまして、包括的な処理といえましょうか集中管理の方式がとれます。これはユーザーにとりましては極めて簡易な方法でございますが、個々の権利者にとりましては許諾権が実質的には制限されます。結果としては何らかの報酬を得るという、報酬請求権そのものでございませぬけれども、許諾権をベースにして何らかの金銭を得るという、そういう形に著作権があるいは一部変容するのではないか、このように考えております。

以上でございます。

○田沢智治君 次に、乙骨参考人に二点聞かせて

もらいたいと思っております。

その一点は、本制度が導入された場合、CDの売り上げにどのような影響が出るか予想されるか。もう一点は、日本レコード協会において、本制度の導入を機会に日本における音楽文化に対してどのように貢献されていくお考えを持たれておるか、この二点についてお伺いしたいと思っております。

○参考人(乙骨剛君) この制度導入によりましてCDの売り上げにどのような変化があるかというところでございますが、ともかく先ほど申し上げましたように、ソフトとハードは車の両輪ということでございますので、基本的な制度がこの法案によりまして確立され、これがさらにお互い相互の上りまして発展していくことであれば、必ずやその結果として非常に有効的な売り上げの増大に結びつくのであらう、こういうふうな思っております。

それから、先ほどの第二点でございますが、日本の音楽文化、これにつきましては、この制度と直接関係のある部分では先ほどの共通目的基金というものを設定いたしました。しかし、この基金につきましてはトータルの額というものもいろいろ当初は問題ありますので、ともかく小さく産んで大きく育てるということでステディーにその発展を図りたい、こういうふうな思っております。これも必ずや時間をかけていけば、先ほどの売り上げの増加とか業界の増加、そういうことと相まってこちらの方の力もついてくるのではないかと、こういうふうな考えております。

○肥田美代子君 両先生、きょうは本場にありがとうございました。

私もこういう世界に關しましては素人なものですから、どんな質問があるかもしれませんけれども、その辺はお許しくださいませ。

齊藤さんは著作権審議会の委員でいらつしやいますので、この審議会に私は若い人たちが入っていないのがかなものかというふうな感じがあるのでございますけれども、審議会の進行の中に

いらつしやつてどういふふうにお感じになりましたでしょうか。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

確かに、御指摘のとおり、比較的御年配の方が多いかと存じます。著作物等の利用という視点を考えますと、かなりユーザーの中には若い人も多いわけでございます。やはりそういう意見が反映できる方法は、審議会に限りませず、何らかあった方がよろしいんではないかと思っております。もちろん、世論調査等によりまして年齢層ごとに意識等を調査させていただいておられますけれども、やはり会議の場で発言できる機会、これが必要であらうと思っております。

同時に、著作権等の分野におきまして、研究者も含めまして若手の研究者がさらにどんどん出てくることを期待しております。

○肥田美代子君 それでは次に、ブレースシフティングとタイムシフティングという言葉がございしますけれども、これをちよつとわかりやすく御説明いただけないでしょうか。齊藤さんにお願ひします。

○参考人(齊藤博君) シフティング、まあ場所をシフトしたり時間をシフトしたり。

場所の場合でございますが、例えばレコードを買いましたとき、それはやはり修学旅行に持って行くには不便があるというのでテープに置きかえる、こういうようなこととございまして、こういうのはブレースシフティングというのでございまして、タイムの方でございますが、例えば昼間はこうであるというところでセットをしておきまして、見られないというところでセットをしておきまして帰宅してから見る、こういう形で時間をずらす方法、こういう方法がやはり特にビデオにおきましてあり得るかと思ひます。

○肥田美代子君 それでは、ブレースシフティングとタイムシフティングについては著作権者の権利を侵害するとは言えないんじゃないかなと思ひますけれども、そのあたりどうお考えでしょうか。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。
今回のホームテレーピングの問題は、全体として、建前としては権利の侵害を扱うというよりも権利を制限し過ぎてしまった場合どうやって調整しようかということでございます。もちろん、権利の侵害という御認識もあり得るかと思いますが、ひとまずはマイルドな対応をいたしております。

今の権利の侵害を例えれば権利者への影響の度合いという形に置きかえさせていただきますと、おっしゃいますとおり、今タイムシフティング等におきましては権利者に与える影響の度合いというのは比較的少ないんじゃないかと思っております。今回の包括的な処理が第一段階に出ておりますが、これによりましてかなり画一的な処理でございます。複製によりましては比較的権利者に与える影響が少ないうえ、与える影響が大きいものも含まれる、かなり包括的な処理をしているかと思っております。

それからもう一つ、非常に原点に戻りますと、どういう目的でございましょうと複製行為をするということ自体をとらえる、こういういき方もございまして。そうしますと、これは質的には二つの行為に変わりはしないんじゃないか、こういう見方もあり得るかと思っております。

○肥田美代子君 それで、私がこの法案で一番感じましたことは、音の保護はなされたんだけれども、映像についてはどうも手薄じゃないかという実感を持ちました。音の方はデジタルがもう市販されておりますからそれは問題ないんですが、映像の場合にはまだアナログの状態である。そうしますと、デジタルに一般的に移行するまでに何年ぐらいかかるのか、その間の映像の方への権利の保障というのは随分おくれるんじゃないかというふうに心配しているんですが、その辺ちよつとお願ひします。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。
このたびデジタル方式に限るといたしましたこと、これは決して報酬請求権制度の本質といいま

しょうか、そこから必然的に出てくる結論ではございません。かなり現実的な処理をしているということではないかと思ひます。

そして、デジタルに限定いたしましたとしても、御指摘のように、録画の場合でございますが、これはデジタルの動画といひましようか、このメモリーがまだ市販されておられませんのでございましてね。また、民生用のものがまだ開発されていないという現状がございまして。まあ数年後とか、私はもっと早いと個人的には思っております。と申し上げ

ますのは、マルチメディアソフトなどが大幅に出てまいりますものですから、これとの連動で動画のメモリーの開発は民生用にもかなり急ピッチで開発されるのではないかと思います。したがって、二年とか三年後にはかなりデジタル録画につきましても現実的な問題になるのではないかと思います。

しかし、いずれにしましても、二年にしましても三年にしましても、そこに空白ができます。現実、やはりアナログ、これは録音ももちろんでございますが、録画の場合も、当然アナログによつてもやはり権利者等は影響を受けているわけでございます。これは、私もこの点は否定できないところであらうかと思ひます。

これをどう解決するか。第十小委員会の段階におきましては、審議を進めていく過程でデジタル、アナログを区別せずに審議していただきました。著作物等を複製するということにつきまして、著作物等ではないわけでございます。技術的な方法というのは変わりがございません。技術的な方法というのとは変わりがございません。しかし、現実的な解決策といひましようか、関係者等がまず合意してスタートできる。それは何かと申し上げますと、どうもデジタル方式である、こういうことで、まずはデジタルから発足する、こういうことになったのでございまして。

○肥田美代子君 そうしたら、その審議会の中でデジタル、アナログ同時に今度補償していくという形でなくなつたというのは、やはりさつきもおっしゃいましたけれども、中でのいろんな御意見

があつた。しかし、主にどういふサイドからの御意見が今回強かつたでしょうか、こういう結論になるのにも。もしお話しただければありがたいなと思ひますけれども。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

十分なお答えができるかどうか存じませんが、審議会の段階におきましては、いずれにしましてもホームテレーピング、技術水準は問わずに審議してきたところでございまして。そうしまして、やはりアナログの方もあわせて考えるということになりますと、もう既にアナログ複製の技術がかなり普及してしまつていくわけでございます。これにすぐこの種の制度を導入いたしますとかなり混乱が生ずるんじゃないか、これが一つ考えたところでございます。もちろんもっと早く手を打つておけばよかったわけでございますけれども、これはさまざまな事情がございましておくれつたわけでございます。この種の技術は一回普及してしまひますと、かなり後から制度を導入するというのは難しいような気がいたします。

そういたしますと、これから普及する技術、これにつきますと、とにかく早く手を打とう、こういうことになって、もちろんアナログ複製につきましてこれを導入することを放棄したわけでは全くないわけでございますが、アナログにつきまして同意を待つていましてデジタルにつきましても手おくれになる、こういうことでデジタルから発足する、こういうことではないかと思ひます。

○肥田美代子君 それじゃ、次に乙骨参考人にお伺ひしたいと思ひます。

それで、レコード協会で権利者に分配される場合なんですけれども、どのような調査を行われるのか。また、現にもう調査をお始めになつてい

んでしたら、その方法についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。
○参考人(乙骨剛君) メーカーの御援助をいただきましたとして、報酬額の全体を三六・三三・三二という三つの団体にまず大きく区分けいたしました。その中で三二%の部分を受けた後の私どもレ

コード協会としての配分は、これからその配分の基準は考えねばならないわけでございますが、従来貸しレコードの配分とかいろいろの基準がございまして、生産高の比率とかそういうことで各社に配分いたす予定でございます。

○肥田美代子君 じゃ、現在調査を行つていらつしやる具体的なやり方というのがちよつとまだ私イメージできないんですけれども、少し素人にもわかるようにお話しくださいませんか。

○参考人(乙骨剛君) 分配につきましては先ほどもちよつと触れさせていただきましたが、今までの例といたしまして、放送局が私どもの音楽をお使ひになつた場合、放送局から一括して入つてまいりました使用料というものは、先ほどもちよつと申し上げましたが、生産実績で分けております。

それから、先ほどちよつと申し上げました貸しレコードの収入につきましては出荷実績、こういうもので各レコード会社に配分しておりますので、そのような過去のいろいろなケースの配分方法というものを参考にしながら決めていただきました。ただ、この二つのどちらからか、これをつきまぜたようなものにするか、この辺はまだ最終的に決定はいたしてありません。

○肥田美代子君 その分配にこだわるんですけれども、分配されてどなたに最終的には行つたということについては、これは公表されるんですかされないんでしょうか。

○参考人(乙骨剛君) 外部に公表するということ

は現在考えておりません。
私どもレコード製作者の場合、個々の権利者と隣接権者というのはレコード会社そのもののなかで、ほかの団体に比べれば割と数が限られておりますので、今おっしゃられた個々人と著作権者の場合は個々人まで参るわけでございますが、レコード協会の場合は最終的な配分先がレコード会社になつてしまひますので、この辺が私の説明ではちよつと御理解されたい部分があつたんじゃないかと思ひます。

○肥田美代子君　それで、十一月からCDに時限再販制度が導入されまして、発売二年後のCDが自由価格になるように伺っておりますけれども、これに対してどういう感想をお持ちになつていらっしゃるか、そして今後全面的に自由化するおつもりがあるかどうかについてお願いいたします。

○参考人(乙骨剛君)　その時限再販につきましては公正取引委員会と私どもの間で議論を重ねました結果が、今先生がおっしゃられました発売後二年経過したものについてはお店が自由な価格で売れる、それまでは定価を守ろうじゃないかというのが今回の取り決めでございます。私どもの当初の希望はもちろん今までの再販制度、これを全面的に認めていただきたかったわけでございますが、これも御議論の過程でそういう結果になったわけでございます。

ただ、やはり我々のいつも主張しておりますのは、私どもの扱っております商品は文化的商品であるということ、それから今再販制度が適用されておりますのは「著作物」という範疇の中で規定されているわけでございます。その中には私どものレコード以外に、新聞、それから書籍、これが含まれておりますので、将来につきましてはわかりませんが、私どもは存続を希望いたしております。将来検討をするに際しましては「著作物」ということでお取り扱い願いたいというのが私どものあれでございます。

ですから、ただいま公正取引委員会でも、もう今年は無理かと思いますが、この次には書籍を調査される、それから新聞もその次には調査されるというのを聞いておりますので、そういう大きな「著作物」という網の中でこの次の段階のものにつきましては私どものレコードも扱っていただきたい、こういうふうにご考えております。

○肥田美代子君　それでは、ちょっと質問のトーンが変わるんですが、乙骨参考人にお伺いしたいと思ひます。

文化庁の月報といいますが、そのインタ

ビュー記事にお話ししていらつしたんですけれども、そこで日本人の時間の使い方についていろいろお話をされておまして、私も全く同感だなと思つて伺つておりましたんですが、中学、高校、大学生が学生を終わって就職しますと、今まででできたライフサイクル、音楽に関するライフサイクルを持つておりましたのにそれがごろりと変わつちやうて、音楽よさやうなところになつて、そういうふうなお話であつたように思うんですけれども、こういうライフスタイルがかわつてしまつたということに関して、もし行政が何かできるとすればどういふことなんでしょうか。

○参考人(乙骨剛君)　文化庁のその印刷物の中で申し上げましたのは、今日は豊かな時代を目指さなくてはならないということを一方において言ひながら、我々の豊かさというのは何なんだろうと。やっぱり生活が何か満たされないものがあるんじゃないか。その一つとして、日本人の時間の使い方というのが下手なんではないかと。

これは私の読んだ話でございますが、毎年誕生日が来るとどんな人でも一年をとる、これは水平的時間の経過というんだそうでございます。ただ、これは本当に我々サラリーマンですと、毎日会社が終わつて、途中寄り道して一杯飲んで、それで帰つてテレビを見て寝る。働いている人も怠けている人も同じなんです。結局は、今我々が人生限られてる中で一瞬一瞬の時間をより深く使う、その使い方が下手なんじゃないか。これをその先生は垂直的時間とおっしゃられていましたんです。日本人はやはりこの辺が非常に下手なんではないかと、そういう趣旨のことを申し上げたわけでございます。

これを行行政、それから立法の先生方に何をお願いしたらよろしいのかということになりますと、私もちよつと戸惑うわけでございますけれども、例えば最近の例で言いますと労働時間の短縮というのを非常に叫ばれておまして、労働組合なんかでも八時間ずつ時間短縮というふうなことを

よく言われておるのでございますが、これは私どもの会社でも八時間短縮という一日に直すと何分になるんだろうと。十分だか十五分くらいだったと思ひますが、こういう何かなし崩しの段階的な時間の短縮というので一日一時間やそこら時間を短縮しても本当に我々の生活のライフスタイルが変わるのかどうか。

こういうことなんで、本当に豊かさを求めるということであれば、その豊かさは何かということを考えて、やるときはなし崩しではなくて一気にやるとか、そういう行政も必要かと思ひますし、小学校、中学校の初等の教育のころから、やつぱり働くことも大事なだけけれども、豊かな人生といふのは何なんだろうということをもっともって教える必要があるんじゃないか。もう四十、五十年になった人はちよつと難しいんじゃないかなと、こういうふうにお思ひますので、お答えになりましたでしょうか。

○肥田美代子君　大変ありがとうございます。私も垂直的時間をもう少し大切にしないといけないと思ひました。

それは、最後に齊藤参考人にお伺いしたいんですが、今回ここまでやってこられるまでに十五年間かかったんですね。それは、やっぱり私たち日本人のこういう著作権というに關する認識がどこかで随分おくれつていて、そういうことが一つの理由であつたように私は感じるんですけれども、例えば子供たちの教育の中でこれから著作権について何か、やはり今乙骨参考人がおっしゃいましたように、小さいときからこういうことは当然なんだよという教え方をするとすればどういふふうな方法がありますでしょうか。その辺、もしお考えがありましたらお願いします。

○参考人(齊藤博君)　お答え申し上げます。非常に重要な御指摘でございます。従来でございますと、有体物の方ににつきましてはかなり我が国も一般の意識が高いわけでございますが、無体物につきましては、大人も含めまして、まだまだその意識が低いございます。そして、今度こ

辺の教育は小学校あるいは中学、高校、このあたりでかなりきちつとしておく必要があるかと思ひます。

一、二例を申し上げますと、例えば小学校の生徒の前で、まあこういうことはあり得ませんでしようけれども、業者のテストを一部買ひまして、そして教室の人数分コピーして配る、これを生徒の前で先生がやりました場合、やはりどういふ教育になるのか。

あるいは、現在高等学校の理科の先生が悩んでいらつしやいますのは、コンピュータソフトで十萬とか二十萬、さらに高いものもございまして、これは財政の問題もございまして、コピーで済ますと。これがもう一瞬にコピーができてしまひます。先生自身は非常に間に挟まって困るわけでございます。予算の面では手当てしてくれない、しかし、やはりその教材も必要である。そうすると、ついついコピーせざるを得ない。業者テストと違ひまして何十萬といふものでございまして、これを生徒の前でもコピーすると思ひます。無体物の保護という教育の面からは大きなマイナスでございます。三十萬円のソフトでございまして、目の前で一部コピーしますと単価が十五萬円に落ちるわけです。生徒分を配るともつと安いものになる。こんなうまい話があるのかというように生徒の印象として持つわけでございまして、先生は敏感にその辺は感じ取つていらつしやいます。何とかコピーをしたんだけれどもどこか許諾を得る窓口はないだろうか、こういうことで、最近その種の団体ができまして仲立ちはしているようでございます。

もう一つは、高等学校の予算、これがやはりそういう面でもかなり窮屈な思いを先生にさせるといふこともまた一つ問題なんではないかなと。これはちよつと出過ぎた発言でございますけれども、二つの例を申し上げた次第でございます。

○肥田美代子君　両先生、本当にありがとうございます。ふしつけない質問に忌憚のない御意見をちようだいいたしましたこと、感謝申し上げます。

す。

ありがとうございます。

○刈田貞子君 公明党の刈田貞子でございます。私は当委員会での問題について質問させていただきますのは初めてでございますが、当院におきまして音楽議連のメンバーといたしまして、こうした問題に大変関心を持っておりました。しかし、初歩的なことしかわかりませんので、伺わせていただきたいと思います。

まず、齊藤参考人にお伺いしたいのでございますけれども、齊藤参考人はこの著作権法の平成三年度版の一部改正のときに、平成三年四月九日に当委員会にやはり参考人としてお出向きになられ、そして御意見を述べられております。

そのときに、実はやはり私的録音・録画の問題が質問に出ておりました、それに對して大変いいお答えをされておりましたので、私はそれに赤線を引き張ってきたわけでございますが、我が国におきましては、こうした問題についての対応が確かにおくれているというふうに思います。しかし、おくれた以上は、やはり世界に誇れるような日本の独特の方式、これが編み出されればよろしいんではないでしょうかというふうにお答えになっておられます。

これは大変大事な事でございますが、先ほどからその中身に触れたお答えがあったかというふうな思いもいたしますけれども、もう一度、世界に誇れるような独特な方式が編み出されたというふうな御認識であるのかどうか、そのことも含めてお伺いいたします。

さらに、このお答えのもう一つ後段で、「それからもう一つ」というふうに改めて項を起されまして答えておられる部分の中で、「技術開発、これは抑えてはいけませんので、技術を活用しながら、しかしどこかにしわ寄せがありますときには何らかの調整」が必要だと、こういうお話をなさっているように思います。これも私は大変重要な部分と思っております。この技術開発、これを活用しつつ、しかし何らかの調整制限ということが

今後においても非常に大事な課題であろうというふうに私は認識しているものの一人でございますが、まずこの点について御質問させていただきます。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

前回、そのようなことを申し上げていたことを私忘れておりました、失礼いたしました。その後、後退したのかどうかわかりませんが、今回の法律案を見させていただきまして思いますことは、やはり「おくれた以上」というところ、これはまだ生きています。これはまだ他の先進国が手がけていない規定を盛り込んでいます。先ほどちょっと触れさせていたいただきましたが、三十条の二項、ユーザーが補償金を支払う。これは現実にはすぐには動きませんが、近い将来やはりこれがメーンとして動くことを私は期待しております。

それからもう一つは、これは我が国の、日本のエゴではなくして、やはり外国人も同等に保護していただく。決して新しい権利ではなくして、これは伝統的な利益調整の制度であるからということで外国人も同等に保護する。これはやはり世界に誇れる考え方ではないか、このように思っております。もちろん、外国に払うものも多いかもしれませんが、しかしグローバルに考えるべき問題ではないか、このように思っております。

それから、第二点でございますが、技術の開発の活用と同時に、それによって何らかの影響を受けるもの、これにも気配りをする必要があるというところ、今も私変わりはございませんし、それから今回の法律案にはやはりその点が盛り込まれていると存じております。

これはどういう調整をするかということになりますと、今回の案によりますと金銭によって調整する。その額はその都度見直していく必要がございます。いまいしうけれども、しかし大筋として金銭によって調整する。まだほかの調整の仕方があり得るかと思いますが、あくまでも私的複製は自由に行える、許諾なしに行えるという建前を保持し

まして、それを前提といたしまして、しかし金銭によってそのしわ寄せを埋めていく、こういう考え方が今回の案にも示されているかと存じております。

以上でございます。

○刈田貞子君 乙骨参考人にお伺いいたします。今回、先ほどお話しございましたように、いわゆるこの得た補償金でございますが、それを三六、三二、三二で配分をいたしました。その後、共通目的に支出をするというシステムになつてございますが、大変私はこれもすばらしいことだと思ふに思ふのでございます。いわゆる指定管理団体と申すのでしょうか、これが二割の範囲で支出するという事になっております。

今度はその使い方の問題について、先ほどちょっとお話が出ておりましたが、「著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならぬ」というようなことが書いてあるわけでございますけれども、先ほど来同僚委員の中からお話がございますように、著作権とか著作物とかあるいは著作権隣接権とかいうふうなことは一般の庶民の中では、大変に私は日常の中で意識しない問題だろうというふうに思うのでございます。

そういったしますと、振興及び普及という事業に、関して言えば、今教育の方の側面での話が出ておりましたが、一般社会にあつてもこうした認識に国民がみんな立つという、そういう地盤あるいは環境づくりが今後非常に大切になってきたというふうに思います。著作権情報センターのアンケート等では、いわゆる著作権の認知度というのは八三・四％、それから私的録音・録画問題というところに問題があるということについての認知度は六四・一％ということを書いてございますので、認識度というのはあるのかもしれないけれども、それがやっぱり日常生活の中ではなかなか生きていないという部分が実はとてもあるんじゃないかというふうに思ふんです。

私も、大変お目八目でいろいろなものを見ま

す人なものですから、例のはとパスの問題でございますとか、あるいはまたNTTの回線を通じたカラオケの問題でございますとか、そんなものにも新聞の記事として興味を持って見ておるわけですから、こういう問題というのは日常ニューメディアが進めば進むほど起きてくることなんでしょうね。そうすると、それは実はある一つの権利を侵しているんだ、下手すると法を犯していることにつながつていきますよという認識を持たせるための教育というのはやはり非常に大事な事業になつていくというふうに思ひまして、この共通支出によるこれからの事業というものについて私は大きな期待とまた役目があるのではないかとこの立場をとつておるものでございますけれども、少し詳しくお話しただけですすでしょうか。

○参考人(乙骨剛君) お答えいたします。

先ほどの肥田委員のお話にもありましたように、これは教育との関係でございますが、やはり日本人といふものは財産といふものは何か目に見えて映るものでないとなかなか財産として感じない。先ほど齊藤先生おっしゃられました無体財産といふものにつつまして非常に認識が弱いと言つては語弊がございますが、これからさらにさらにこれを深めていかなくてはならない、こういうふうな思ふわけでございます。それから、今申されました共通目的の基金、これからこの制度ができてこの分野の産業が大きくなつていけばこの額もふえていくわけなのでございますが、先ほど申しましたような初段階の単に著作権の普及、これはまだまだ窓口なのでござい

ます。

それで、教育の問題につきましても、私もレコード協会といたしましてはことし五十年になつたわけでございますが、その事業として青山学院大学と早稲田大学で著作権の講座というのを設けさせていただきまして、ただ、これは大学からまず始めていくわけなので、これはだんだん高校、中学と、もつともっと初期の教育段階におきまして始めなければならぬのでございますが、

おっしゃる通りに、やはりそういう教育を受けた者が初めて無体財産、手に触れないものも財産であるという認識の上に立つて社会の生活をしていかなくてはならないのではないかと強く思っておりますので、これからそういう方面も多くやっていきたい、こういうふうに思っております。

○刈田貞子君 カラオケとか音楽喫茶みたいなところがいろいろな形で契約していますよね。だけれども、実はそういうのは全然無関係に、はとバス事件なんかかと思うんですけれども、私の行く美容室なんかでは開店から閉店までずっと、ムードづくりもあるんだと思うんだけれども、音楽が流れております。それから、今ほとんどのホテルで音楽を流しておりますよね。ああいうふうな問題とか、もう本当にこういう問題を考え始めると契約ができていっているのかというふうな形のものがいっぱいあると思うんですね。

それから、最近やっぱりに見てみると、ローカル新聞とかあるいは雑誌の片隅に、お分けしますという欄がありまして、ビデオとかそういうふうなもので、あれは恐らく自分で大変貴重なものを持っているので複写してお分けるという値段だろうと思うようなものが結構あるわけですよ、主婦と書いて。これは学生ばかりでなくて一般の主婦たちも家庭内でいわゆる複製して、それでそういうものをお分けしますというようにことが事実としてあるわけですね。

こういう問題は、本当に社会の共通の認識というものの、コンセンサスというものをやっぱりつくっていくかという限りは、法律はできたけれども、しかし先ほど乙骨参考人の言葉を控えてみましたが、とにかく制度を充足させることが大切との共通認識に立ったのでやめたということ。それからもう一つは、小さく産んで大きく育てる、これもおっしゃいました。実は、この言葉の裏に大変苦しいことが含まれているのではないかと、こういうふうには私は認識をするわけではございません、こうした環境づくりについてはやはり国民みんなの総意の

中でつくっていくかなきゃならない課題だと思ひますので、あわせてもう一度御答弁いただいて、質問を終わります。

○参考人(乙骨剛君) 先生おっしゃるとおりでございます。先ほど先生おっしゃられましたはとバスの問題、N T Tの問題、それから美容院で聞かれていた音楽は恐らく有線放送かと思いますが、これらについては著作権者の許諾というのとつていふふうな思っております。まだ取り切れない部分も若干あるかと思いますが、それは先ほどの、これから小さく産んで大きく育てるという中で日夜努力しているところでございます。

先生おっしゃられるように、我々の認識、それから国民全体の認識、これは本当に重要だと思ひます。しかも、先ほど私はソフトとハードが車の両輪だと申し上げましたけれども、技術の進歩と権利の問題というのやはりもう一つの車の両輪だと思ひますので、そういう中にありまして、先生今おっしゃられましたことを十分わきまえてこれから努力したい、こういうふうに思っております。

○橋本敦君 最初に、両参考人にお伺いいたします。

今回の報酬請求権制度が創設をされまして、著作権者とユーザーとのバランスのとれた今後の発展が期待されることになるわけですが、国民の理解を得てこの制度が定着していく上で大事なものが、一つは乙骨参考人もお触れになりましたが報酬額がどうなるかという問題でございます。

これは、当面三年までの間は決まっております。四年以後が新たな協議の主体になるわけですが、これについては文化庁長官の認可ということでございますが、それも文化庁長官の認可だけではなくて、慎重を期すために諮問機関として著作権審議会、これにかけるといふ制度になって、国の方も慎重を期しております。国民の側からしますと、一定の報酬額を支払うというのはこれは当然として、それが高額になりますとこれはまたパ

ランスに欠けることになるし、この制度の円滑な発展にも障害を及ぼしかねないという問題がある、非常に難しい問題だと私は思ひます。

そこで、今後どのような方向づけがこの報酬についで定められる、あるいは方向づけがなされるかが妥当と考えられるのか、それぞれの参考人で御意見がありましたら、まずこの点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。後ほど乙骨参考人からも具体的なお話があるかと存じます。したがって、私は一点だけ申し上げますと、これは国際的にも先進国が考えている問題でございますので、諸外国の報酬額でございますか、これらはやはり参考にして決めていくことが必要であらうかと、このように思っております。

○参考人(乙骨剛君) 今、齊藤先生がおっしゃられましたように、ハーモナイゼーションという意から諸外国の事例というのは非常に重要なこととございますが、私も日本国内の産業の立場としまして、これを一%、一%、二%、あるは一%、一%、三%というふうな協議して合意を得たのも、先ほど申し上げましたように、段階的にやはりこのパーセントを決めただけでその製品あるいはその産業が育たなくては全く意味がございません。

それから、私どもの権利者の報酬というのは総額でございますので、やはり単価にパーセントを掛けたものの掛けの出回っている数量というのが問題になりますので、三年目以降につきましては、そのとき時点においていかにその業界が育っているかというの最後の数量の問題でございます。それを勘案しながら、しかもそれが国民の皆さんに御負担にならないようにということを考慮しながら方向づけをやってまいりたい、こういうふうな思っております。

○橋本敦君 時間が少ないものですから、あと一点ずつお伺いいたします。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

齊藤参考人に御意見を伺いたいのは映画に関する

の問題でございます。

この点については、かねてから議論があることは先生もよく御承知いただいているとおりですが、映画監督、撮影あるいは照明等のメインスタッフの皆さんに対してもやはり報酬請求権制度の適用を含めて権利を認める必要があるのではないかと、これが関係者の皆さんの要望もございまして、またそれ以外、理論的にもそうすべきだという見解もかなりございます。この点について先生の御見解はいかがでしようか、まずお伺いたします。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

映画の著作物につきましては、御指摘のように、我が国の著作権法におきましては製作者に著作権が集中するように定められておりまして、とりわけ総監督等の監督、主監督におかれましてはこのあたりは大いに不満とされているところであるかと思ひます。そこはよく存じ上げているところでございますが、今回の報酬請求権、これは複製権から派生する権利でございます。したがって、複製権というものは著作権の一部分でございます。そうすると、建前からしますと、やはりどうしても著作権者、すなわち製作者の方に集まってしまっているわけでございます。

しかし、どうして映画製作者にそのように権利を集めたのか。これを考えていきますと、やはり映画の著作物につきましては多数の著作者が関与している。その多数がそれぞれ許諾権を行使しますと利用が全うできない、こういう配慮があったかと存じます。したがって、権利を一方所に集めた、こういうことでございます。

しかし、映画の著作物の利用によって受ける使用料なり補償金、これにつきましてはやはり何らかの形で監督等にも関与できる機会、これが必要であらうかと思ひますが、法形式としまして報酬請求権そのものを得るというのは今の二十九条がございましてなかなか難しゅうございます。しかし、現実的にはやはり映画製作者と監督等とのきめ細かな契約によりまして、このあたりを実現し

ていく道は十分あるかと思ひます。

以上でございます。

○橋本教君 それじゃ、次に乙骨参考人に御意見を伺いますが、問題は実演家等の保護ということ、いわゆる著作権隣接権の問題でございます。

この問題についてレコードの場合で言いますと、商業用レコードの二次使用の問題につきましても、この点について報酬請求権ではなくて著作権者と同様に許諾権を実演家へあるいはレコード製作者にも与えるべきではないかという御意見もあるやに聞いておるんですが、そういった点について我が国の商業用レコードの使用状況との関係でどういった問題は今後どのようにしていくのがよいとお考えなのか、御意見がございましたら伺いたいと思ひます。

○参考人(乙骨剛君) お答えいたします。

演奏権につきましては、ディスクとかデパート等において演奏されているものにつきましては著作者のみに認められていることなんでしょう、この辺については私どもも現在希望を申し上げていろいろ御検討、それからお話を承りながら進めていきたい、こういうふうな考えております。

○橋本教君 時間がありませんので、終わります。

○乾晴美君 連合参議院の乾でございます。よろしくお願ひいたします。

私も不勉強を暴露するような質問だと思ひますが、先ほどベルヌ条約のことにちよつとお触れになったと思ひます齊藤さんをお願いしたいんですけども、日本の対応と今後の見通しといましようか、今までの経緯を含めてちよつともう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

その前に確認させていただきますが、国際社会におきまして日本の対応はどうかという御指摘でございますか。

○乾晴美君 はい、そうです。

○参考人(齊藤博君) 私が考えますには、この報酬請求権、これはやはり条約の枠の中で、すなわちベルヌ条約の枠の中で考え得る制度であろうかと思つております。

もう少し申し上げますと、ベルヌ条約の九条の二項には確かに複製権を制限できるという規定がございます。しかし、バランスのとれた制限ならばよろしいというただし書きがついてございます。こういうことを考え合わせますと、やはりこの九条の二項から報酬請求権という制度も導き出せるのではないかと、このように思つております。

しかし、国際著作権界におきましては、この報酬請求権、このような制度はやはり別個の権利である、九条の二項と必ずしも結びつけない考え方もあり得るところでございます。しかし、私としては、やはりこれは条約の枠の中から導き出す権利である。したがって、先ほど申し上げましたように、内国民待遇、これは条約が認めております原則でございますこの内国民待遇もあわせてこの制度におきまして適用していく、こういうふうな考えております。

したがって、国際著作権界におきまして複数の意見があり得るわけでございますが、やはり私が見ますところ日本のような考え方の方が説得力があるし、ハーモナイズをするのにやりやすいのではないかと、このように思つてるところでございます。

○乾晴美君 それから、また齊藤参考人をお願いしたいんですが、外国の方にも権利者には権利を及ぼしていくということなんですけれども、これは機械にかかるといふことですか、トラブルが起らないかなというふうな心配もございまして、そんな心配はございませんでしょうか。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

機械にかかるといふ御質問でございますが、どういう御趣旨でございましょうか。

○乾晴美君 今度のこの法律は私的なものの機械

にかかるといふ御趣旨でございまして、購入したときの。だから、外国のものを買つてきてもう一度録音・録画するといふようなときに、その相手の外国の方に對してどのような配分をするかということが心配になつてこないかなと。

○参考人(齊藤博君) お答え申し上げます。

これは複製機器なり機械といひましようかテープ等、これを買入れた者が補償金を支払うわけでございますが、これが一カ所に集められまして、その中から外国の著作権者等にも支払われるという仕組みでございますので、その配分が多いとか少ないとかあるいは日本の額が少なくなるとか、あるいは苦情はあるいはあるかもしれませんけれども、やはり制度としてはトラブルが起る余地はないと思ひます。

若干考えられますのは、共通目的の部分が必ずしも国際的にハーモナイズされているわけではございませんから若干議論の余地はございまいしょうけれども、しかし全体としましてやはりトラブルは起りそうもない、このように思つております。

○乾晴美君 齊藤参考人さんばかりで申しわけないんですが、著作権審議会の委員さんであられるので。

先ほど肥田委員もおっしゃっていただきましたけれども、若者が少ないということなんです、私もちよつと調べさせていただきましたら二十名中に女性が三名ということで、臨時の方なんかも入れますと三十名中四名が女性だということなんです、もう少し女性の割合もあつてほしいな、できたら消滅連といひましようか、そちらの方の方に入れていただくといひのになんか感想も持ちました、いかがでございまいしょうか。

○参考人(齊藤博君) 私は人選する権限はございませんけれども、感想として申し上げますと、御指摘のとおりでございますが、あらゆる層の意識を集約できる方が審議会としては好ましいかと思ひます。

ただいまのところも消費者の代表としてお加わ

りいただいておりますけれども……

○乾晴美君 婦人ですか。

○参考人(齊藤博君) そうでございます。男性、女性と必ずしも区分けしないでも、御指摘のように、偏らないでさまざまな層から参加できるシステムがよろしいのではないかと。賛成でございます。

○乾晴美君 それじゃ、最後に乙骨参考人をお願いいたします。

先ほど齊藤参考人の方からはこの法律に対する満足度といひましようか御感想を述べられましたけれども、乙骨参考人の方の満足度といひましようか御意見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(乙骨剛君) 満足でございます。

これだけの長い時間をかけて、先ほど申し上げましたように、たくさんの方と御意見を交わさせていただきました、デジタルの問題とか額の問題、もちろん最初に私どもが要望いたしました線とは若干違った部分も出ましたが、それはそれで、やはりこの制度をとにかくいち早く導入するんだということ、そういう意味で、さらに先生方の御審議をいただきましたこの法案が通過できると思ひますが、それを念じて、それについては結果として満足でございます。

○乾晴美君 どうもありがとうございます。

○委員長(松浦功君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれをもって終了いたしましたと存じます。

この際、一言あいさつ申し上げます。参考人の方々におかれましては、長時間にわたる貴重な御意見をお聞かせくださいましてまことにありがとうございます。本委員会を代表し厚く御礼を申し上げます。

午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時開会

○委員長(松浦功君) たいだいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、著作権法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森嶋子君 本日は著作権法の改正案の審査なんですけれども、その前に高校入試をめぐる業者テストの問題につきまして、重要な問題なので、この際、一、二質問しておきたいというふうに思います。

埼玉県に端を発した、いわゆる業者テストという表現の仕方がいかどうかとわかってまいりませんけれども、これをもとにした偏差値による私立高校の推薦入学の実情が明らかになりまして、報道によれば鳩山文部大臣はこうした状況を非難されて、平成六年度入試から業者テストを活用しないようにという要請を関係者になされたというふうに聞いております。

これは大変大きな問題でありまして、長い間今日の我が国の教育の問題点とされてきたものであります。すなわち、教育現場にはその業者テストが広く今まで入り込んでいたという事実もあります。それから、偏差値の輪切りによる高校入試が主流になっていた。これを利用して、実施している県が全部ではないんですけれども、そういうことになっていったということ、そしてそういうシステムを前提とした教育が行われていた現実、今までその中で、学校現場では十五の春を泣かせまい、こういうことで全員希望の学校に入学させるためにというところで、どんなにか担任の先生たちも大変苦勞してきた。こういう現状で、やはりあの全国四万七千人にもなる小中学校の不登校の生徒であるとか、または高校へ入ったけれどもその中でついでいけない中途退学者の十二万人の若い子供たちであるとか、そういう現状もこの中につながっている、このように思うわけです。そのことについて大臣がその是正に大変強い姿勢を示されたということには大変敬意を表するものでござい

す。

しかし、どのようにこういうものを認識なさっているかということ、今後どのように対処されるかという点について伺いたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 二つのことを申し上げるべきかと思うんです。

一つは教育改革、すなわち学制發布百二十年という年に当たりますが、日本の教育、この間小林正理事がサクセスストーリーが多かったとらえていたかというお話を参議院の予算委員会ですれまして、私も概して言えば日本の教育というものはサクセスストーリーという面がありましよう。資源のない小さな島国でありながら明治維新以降の急速な近代化、それ以前にも寺小屋とかいろいろ我が国の教育に対する姿勢というものはあったであろうとは思いますが、少なくともこの明治以降の急速な近代化、現代化というものが明治五年の学制發布に始まって、そういう人づくりにおける基本的な成功が国の経済的發展あるいは国力の伸長につながったことは私は率直に認めていきたいと思っております。

そうした日本の教育に特徴的な幾つかの現象が二十一世紀を目の前にした新しい時代にそぐわなくなつて、逆に大き過ぎるストレスを子供たちに与えるとかあるいは大変知的水準が高いと言われながら個性の伸長が十分でなくて、例えばですが、ノーベル賞の受賞者数が極めて少ないとか、江本さんもメンバーに加わっていただきましたが、スポーツも大変な発展を遂げて人気もあるんですが、この間のオリンピックも大変見事なものがありました。しかしお隣の韓国に比べますと金メダルの数がはるかに少ないとかいろいろな問題があるだろうと、こういうふうに思うわけで、科学技術の世界でただ乗り論などということがあるけれども我が国の創造性というところに幾つかの問題点が投げかけられてきているわけであって、ただいま森先生が御指摘の、私とは数字がちよつと違うかもしれませんが、五万三千人の登校拒否

とかあるいはいろいろな数字がありますが、やや減つても十万人を優に超す高校中退とか、そうした先生が御指摘の事柄もやはり今までの教育制度と社会とか時代のずれというのか時代にそぐわなくなつた面というのが、選挙制度も同様だと私は認識しておりますが、そういう要素がある。

じゃ、それを教育改革によつてもっと豊かな人間性を育てるために、早い話が教育改革というものはなぜやるかと言へば、それぞれの国民一人一人がもっと大きな幸せをつかめるようにというのが究極の目標だろうと思うわけでありまして。そういう点では余りに個性を尊重しな過ぎた嫌いがあうという反省から、個性化という個性重視といふのかあるいは個性に依じた教育というのかあるいは多様化とか柔軟化とかいろいろな路線がありまうが、その中心は個性重視ということであろうと。教育改革イコール個性重視プラス生涯学習社会の建設と言つても、極論すれば言い過ぎではない。その大変大きな課題である個性重視といふことを打ち出しておきながら、偏差値という一つの物差しの上ですべての児童生徒を並べて判断するようなことがずっと続けられていく。これも必要悪といふのが便法といふのか、正しくないことであつても物を言いくいから表されたにはするまいというふうなことで、今、森先生御指摘の十五の春を泣かすなという名目のもとに割り振りといふかはめ込み、当て込みをやる。

だから、私はそれをしばしば人身売買に類するような行為と見られてもおかしくないのではないかと、こういうことを申し上げております。本日の朝の新聞は、余り事実を調べないで物を言うのはいけないんでしようが、少なくとも見出しを見ますと、進学相談、三者面談に絡んで中学生の男のお子さんが両親を刺殺したというふうなことが出てくる。これは直接の関連があるかどうかはもっと事実を調べてから言うべきだと思ひますが、ただ、いろんな子供さんの意見として載っているのは、部活動を一生懸命秋までやって好成績を残してきたつもりだけれども、さていざそれか

ら高校受験の勉強をしようと思つたらもう業者テストの偏差値が出ちゃった後で間に合わなくて、夢にまで見ている学校へ行くことができないとかいふようなことも言われているわけであらう。

やや長くなって申しわけありませんでしたが、教育改革の個性重視ということとを本日に文部省も日本の教育界も全体がやろうとするならば、この問題は避けて通れない。一時的な混乱が起きるのは、それはできるだけ混乱が起きないようにすべきと思つて平成六年度入試からと申し上げておりますが、それは仕組みを変えていって、教育の改善じゃない、まさに改革だ。我々は改良とか改善というよりもっと強い改革という言葉を使つていくわけですから、これだけのことをやろうとすればいろんな摩擦はあるだろう。したがって、場合によつては幾ばくかの私学関係者とかあるいは評論家から、今の文部省の急な方針転換みたいなのはおかしいとか鳩山邦夫さんという文部大臣はお坊ちゃんでも何にかわかってないだろうというふうな批判が出るのは私は当然だと思つてやっています。物を言つてきているわけであらう。日教組の皆様方も比較的というのか、非常に委員長以下協力的だということも新聞で承つて心強く思つております。

今後のことでございますが、私はあと何日この職にあるかわかりませんが、今後の長期的なスケジュールを今示すということではありません。ただ、私は、平成六年度の入試に向かって、公立中学から私立高校に偏差値が渡らないということをとにかく最大の主眼にして、まずこれを第一目標にしていこう。調査研究協力者会議の報告が来一月にまるとかいろいろなスケジュールがあると思ひますし、また各都道府県教育委員会と文部省の間の事務当局での話し合いという聞き取りとか調査というのか、これもきょうから開始したところであらうと思ひます。いろいろやっています。一番は大きな目標である教育改革の柱にするというのか、私はアリの一穴になればという

ぐらしい言葉から始めていった方がいいのではな
いかと思つてそういう表現をしておりますが、そ
んなことで平成六年度入試を目指していきたく
思ひます。

○森嶋子君 いろいろ今問題点や今回明らか
になった状況がわかってきまして、大臣も今までの
教育制度を変えていこうという強い御熱心なそ
ういふ思いがあらわれるということについては、
これは大変すこいことになるんではないかと思
つております。

しかし、業者テストが悪い、それを使つて
私立高校の入試制度が悪い、またそれを使つて
いる現場の先生が悪い、またそれを期待して子供
おしりをたたいてる親が悪いとか、そういう問
題ではないんです。やっぱり学校教育の、大学
を含めて入試のあり方というものを根本的に変
えていかないとどうにもならない問題であるとい
ふうに思ひますが、これはもう大臣も同じお考
えだと思ふんですね。

それで、今大臣もおっしゃいましたが、内閣改
造も近いとかで鳩山大臣が万が一かわるようなこ
とがありなつて、この重大な一石がそのまゝに
なつてしまつたのでは本当にいけないと思ふん
です。ですから、ぜひ今後そういうお考えを引き
継いで、これから子供たちの大きな問題とい
うことで引き続き文部省としても力を入れてや
つていただきたいということを強く要望してお
きます。

それでは本題に入りますが、今回提出された著
作権法改正の問題について質問に移りたいと思
ひます。

まず、この法案がこの国会に提出された理由と
いうことなんですが、著作権審議会の報告が実は
昨年十二月に出されている。その中でいろいろ御
相談なさつてこの時期になつたと思ふんです。け
れども、私どもがこの法案を読んでいろいろと勉強
していかばいまだいろいろ問題が出てくる、こ
ういふことなんですね。きょうのこ
で終わるんですから、大変審議時間が短いとい

うふうに思ふわけですね。そういうことで、十分
この国会の中で審議時間が確保されない、例えば
次の通常国会で十分審議してもいいんではない
か、こういうふうに思ひますが、いかがでしょう
か。

○政府委員(佐藤一君) この法案提出に至りま
す経過につきましてはもう十分御承知のことと存
じますけれども、もとよりこの現行著作権法が制
定された昭和四十五年以来、長い間の議論を積
み重ねてまいつたわけでございます。当委員会に
おきましては幾度となく附帯決議をしようだ
いたしてありますし、また著作権審議会におきま
して、あるいは第五小委員会というところで
あるいはまた関係者の懇談会の中で、引き続き
第十小委員会という場で検討を重ねてまいりま
して、先ほどお話ございましたように、昨年の暮
れに御報告をしようだいたしてあるわけでござ
います。

その中では方向を示しますとともに、なお関係
者と十分な話を詰めて円滑に実施をするようにと
いうことが言われたわけでございまして、私ども
それを受けて私的録音・録画問題協議会というも
のを設けまして、関係者の御参画を得て中身に
ついての議論の煮詰めを行つてまいつたわけで
ございます。

そういった状況の中で、御案内のとおり、補償
金を支払う対象となりますデジタル録音機器の新
しい製品がこの秋からかなり低廉のものの販売が
始まるというような事情があり、今後急速な普及
が見込まれるという事情がございまして、制度の
円滑な導入を早く行つた方がよいのではないかと
いうのが一つ。今申しましたように、この懇談
場で関係者の間からも早期にそれを求める声があ
がっているということ。加えて、世界の動向
といたしまして、一九八〇年代にヨーロッパ諸
国では多くの法案化が行われておりますが、十月
の末にはアメリカにおきましても類似の法律が成
立をする、こういう動向がございましたので、こ
の時期をとらえましてこの臨時国会でぜひお願

をしたいというふうな御提案したわけでございま
す。

○森嶋子君 それでは、次に少し中身に入りたい
と思ひます。

午前中の参考人の質問の中にも出てきたんで
すけれども、ブレイスシフティングというのがござ
います。携帯用のものであるとか自動車の中の
カーステレオとかいうふうなことになるんですが、こ
れは自分が購入した著作物の複製であるわけだ
と。それからまた、タイムシフティングといつて
放送時間をずらして再生できるような録音とか録
画の問題ですね。これは一度再生すれば消去され
るというふうなことから考えますと、権利者の権
利を侵害するとは言えないのではないかとこの問
題があると思ふんです。これについてはどのよう
にお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤一君) 御指摘のように、私的
録音・録画の問題の中にブレイスシフティングあ
るいはタイムシフティングといったような問題が
あることは御指摘のとおりでございます。

これにつきましては平成三年に調査をしたもの
がございまして、それを眺めてみますと、録音と
録画では少々状況が違つておりますけれども、例
えば録音をする理由として幾つか挙げられたもの
の第二位に、ヘッドホンタイプのカセットステレ
オプレーヤー、そういったものやカーステレオで
改めて聞くためというブレイスシフティングの例
が二番目に挙がっておりますし、また五番目に
は、聞きたいものを放送時間に聞くことができな
いというものが挙げられていて、一位に、見たい
ものを放送時間に見ることができないため、こ
ういふことが挙げられていてございまして、こ
ういふことが挙げられていて、それ以外の録音理由等を見
てみますと、まず録音についての第一は、レ
コード、CD、市販の録音済みのテープを買うよ
りも安く済むからという理由が挙げられて
おりますし、三番目には、好きな音楽を抜き出し
て編集したテープを自分でつくつて聞くんとい

うようなことがございます。それから、録画につ
いて見ましても、二番目には、放送で見た後さら
に繰り返し見る、あるいは三番目には、市販の
録画済みビデオカセット、ビデオディスクを買
うより安く済むから、こういったことが実態調査
の中で挙がってきているわけでございまして。

こういった状況を考えますと、著作物を利用し
てその利用者が利益を得ているという状況はござ
いますし、かなりの部分が保存をされているとい
うようなことを考えますと、ブレイスシフティ
ングあるいはタイムシフティングというような場合
があり、そして通常これらの場合は侵害の程度は
必ずしも高くはないということがあつたとい
まして、全体として考えますと権利者の利益を
侵害しているという状況が見受けられるのではな
いかということから、今回のような制度を考え
たわけでございまして。

○森嶋子君 そういう事実はちまたにはあるよ
うに思ひますし、それからテレビでいい映画を上映
してるときにはそれを録画して、それを
ずっと自分の本箱に並べているというふうな現状
もあることはわかります。

それで、ちよつとお聞きしたいんですが、アナ
ログではダビングすればするほど画面が不鮮明に
なるというふうなことを言つておりますけれど
も、今後大変品質のいい機器も出るやに聞いてお
りますので、今のアナログの実態と今後予想され
る状況、そういうことについてお答え願ひたい
と思ひます。

○政府委員(佐藤一君) 現在、家庭内で録音・
録画をされておる実態につきましてはただいま御
紹介をいたしました平成三年の調査がございま
す。これは権利者の団体とメーカーとで共同して
行つたものでございまして。

この中から現状、これは実はアナログとデジ
タルを分けていうわけではありませぬけれど
も、調査の時点でデジタルはごくわずかでござ
いますからほとんどがアナログの状況だと、こ
ういふふうにお考えいただいてもよろしいかと思

すけれども、まず普及状況について見れば、録音の機器が九〇%、録画の機器は八五%の普及率になつてゐるということで、録音・録画とも大変大きな普及状況になつてゐるわけでございます。殊に、録画機器は伸びが著しゅうございまして、五十三年度の政府の調査では普及率二%、六十年度でも三九%でございましたが、平成三年の調査では八五%まで伸びてきてゐるというような状況があるわけでございます。

そしていま一つは、先ほどお答えをしたことと重なるわけでございますけれども、私的録音・録画の実態についての、それはどういふ目的で録音・録画をしてゐるかということになりますと、さつき御紹介を申し上げましたような、録音については第一位にレコード、CD、市販のテープを買つてより安く済むからだといふようなことが挙げられてゐるというのがございまして、パーセントとしても高くなつてゐるわけでございます。録画の方は、先ほど数字まで申し上げておりませんが、実はタイムシフティングの率は大変高くなつております。八〇%以上がタイムシフティングのな利用をしておりまして、それでも半数程度は放送で見た後にさらに繰り返して見る、あるいは市販のものを買つてより安く済むからだといふ、ライブラリーをつくるからだ、こういったことが挙げられてゐるわけでございます。

現状、今後のデジタルによる録音・録画の予測といふことになつてまいりますと、実はなかなかわかりかねるわけでございますけれども、ただ言へますことは、レコードの売り上げとCDの生産の数の急激な減少にその立場をかんえまして、レコード、LPの生産数量といふものは急速に落ち込み、ほぼ五年程度でCDの生産量と取つてかわつてしまつたといふような実情もございまして、また、既に発売をされておりますDATについて見ますと、これはこれまで値段が高かつたので必ずしも普及はしていませんけれども、平成元年には四十九億、平成二年には九十八億、平成三年には百七十五億といふような伸びを見せてい

る、こういう状況が各種の統計から見えてとれるわけでございます。

○森嶋子君　ですから、これは今後急速な日本の技術から考えますと発達していくんではないかと思つたので、今後ぜひ考えていかねばならない課題ではないかといふふうに思ひます。

それから次に、デジタル方式に限定されたことによりまして、権利者の中にこの制度の利益を受けない人たちがいるのではないかといふふうに思ふわけですね。

この中で、午前中にも出ましたけれども、例えば映画監督の問題なんですね。映画は製作者に権利があるといふことで、映画監督にその権利がないといふことなんですね。

それで、平成三年の十二月十三日ですか、著作権の審議会の小委員会がそういうことにしても御報告があつたといふことですが、どういふふうな内容だつたんでしようか。

○政府委員(佐藤一君)　お話の前後の部分でございますけれども、デジタルに限定したことによつて利益を受けられない権利者が生ずるかといふことについては、ちよつと私もはさういふうに考えておりませんが、むしろ何と申しますか、もともと複製権等の制限を持つてゐる、その権限を私的録音のときに制限をしてゐる、そういう人たちに對して調整的な補償金制度をつくられるわけでございますので、もともとその権利を持つてゐる人たちの話でございます。その関係はデジタルであろうとアナログであろうと同じ関係ではないかといふふうに思ふわけでございます。

ただ、後段お話がございましたように、映画については現行法上映画に出演を許諾をしたときには実演家にはその映画の二次的な利用を行います場合に当然には法律上の権利は発生いたしません、また映画の著作物の著作者の一人であります映画監督につきましても映画製作に参加をしたときは、これは映画著作者に著作権が帰属するといふふうになつてゐるわけでございます。このこ

と自身につきましても、かねていろいろな御意見がありまして、今御紹介をいただきましたように、著作権審議会の中で多くの課題を第一小委員会といふところで取りまとめを行つております。その中の大きな課題として掲げられてきたわけでございます。

今回出されております第一小委員会の報告の中では、「映画の二次的な利用の増大に伴う実演家又は映画監督等の権利関係について」といふまとめがなされておりました。もともとこの権利のあり方についてはいろいろ社会的な影響が大きく、現行制度を直ちに變更することは難しいといふことが一つあります。それに加えて、しかし二次利用の実態が随分ふえてきてゐる。それについて、あるいは契約等によりその中身を担保していくといふようなことが一つの方向としてございまして、ある

も、そういった二次利用の増大に伴う問題点について著作権審議会では検討を継続いたしますが、当面、関係者の協議に對して文化庁が積極的な支援をするように、こういう報告がなされたわけでございます。

○森嶋子君　映画の場合は、もう一度申し上げますが、監督などに著作人格権といふのは認められてゐますけれども、著作権は映画製作者、つまり映画会社に帰属するといふことで著作権法第二十九條があるわけですね。これも今後やはり見直しをしていかなければいけないといふふうにも思ひます。それから、演奏家や俳優などの実演家は著作物の利用者といふことで著作権法によって保護されてゐる。しかし、実演家の権利は規定した九十一條とか九十二條は、映画の場合は除くといふふうになつてゐるわけですね。

それで、映画といふのは、今と事情が違ひますが、年がわかつて、私どもの青春時代は本當に情報と文化の源であつたわけでありまして、郷愁といふのがあつたわけですね。その映画文化をどのようにつけて今後発展させていくかといふのも文部省及び文化庁の大きな課題ではないかと思ひます。

出演した映画作品がテレビやビデオで繰り返し放映されてゐる中で、俳優たちは一回ギャラをいただいたらその後追加報酬もなく無権利の状況に置かれてゐる。こういう中で、ますます二次利用が盛況になつてくる社会が予想されますが、今後どうしても映画監督及びそれに関する実演家たちの権利の問題については考えなければならぬ課題だと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤一君)　御指摘のよう、このことが一つの課題であるといふ認識は持つてゐるわけでございます。したがつて、監督協会その他からの御意見もいただき、それをまた著作権審議会に反映させながら御審議いただいておりますわけでありまして、先ほど御紹介申し上げました著作権審議会の第一小委員会のまとめの中では、まさにそういう問題を受けとめて検討を重ねてきた結果、当面の結論を出してゐるわけでございます。

若干、先ほど説明不足でございましたので少し付け加へさせていただきますと、そもそも、もともと著作権自身のあり方といふことについてはいろいろ意見がありまして、当面の考え方としては慎重な意見といふものが多いのではないかと。それはどういふことかと申しますと、映画の利用がますます増加をしていく傾向がある中で、社会的に大きな影響を及ぼす問題であつたといふことが一つ、映画といふものは大変多くの方々が関与をしておつてゐるわけですので、この円滑な権利処理といふ問題では大変難しいあり方を含んでゐるわけでございます。

そういったことと、さらには国際的な調和、国際的に映画については各国との一種の調整のやうなことも必要になります。世界的には比較的我が国の制度に近い考え方方で整理をされてゐるの一般的な考え方です。そういうことも考慮をしなければいけないといふことから、当面基本的な権利のあり方自身について議論をするといふよりも、今御指摘のありましたように、むしろ二次的な利用といふものが従来考えられなかつた形

でだんだん広がってきている、その利用についての形での補償を受けるのかという問題が中心になってきているわけでございます。

この問題については、もとより契約によって処理をするというのが一つの処理形態でありまして、その契約についてもだんだんとルールができてきていると申しますか幾つか権利処理のあり方のひな形ができて上り、またそれによって権利の処理がされているという実態もございますけれども、こういったことも含めてこの二次的利用に伴う権利のあり方について関係者間で議論を深めてもらいたいということで今回協議会を発足させたわけでございます。発足以来何回かやっております。実はきょうも今ちょうどやっていっていると思えますけれども、そういった協議会を開催させていただいておまして、そういった場での協議というものをもっとも見守ってまいりたい、こういうふうにご考えております。

○森嶋子君 もう少しこだわりますが、映画は俳優さんと監督だけでできるものではなくて、俳優さんといかに生かしていい映画をつくっていくかというのはいろいろ下積みでなされている方がたくさんいらっしゃるわけですね。そういう中に映画のメインスタッフというのがあります。撮影、それから照明、美術、録音、編集、スクript、こういう人たちの本場に地味な縁の下の方の持ちのような仕事があつて初めて監督も生き俳優さんも生きていく。こういうことで、何か最近日本映画のメインスタッフ連絡会なるものができたと聞いておりますが、その中身について御存じでしたらお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(佐藤一君) ただいまお話がございましたように、映画を製作するに当たって多くのスタッフがそれに参画するという実態があるわけでございます。そういった方々についてのものもろの問題を検討するため、実はそれぞれ団体が職種ごとに今までもできているわけでございます。例えば、日本映画撮影監督協会でありまして日本映画照明技術者協会、美術監督協会等々の

協会ができていてるわけですが、それらの協会が相集つて日本映画メインスタッフ連絡会というものを設けている、そういうふうに向つていられるわけでございます。

○森嶋子君 それでは、今回の法案を出した後いろいろな、これからの監督であるとかまたは映画を支えている人たちとか、もともととて広く考えますと、午前中のお話にも出ましたが、例えばコピー機が発達することによって著作権を侵害されている各方面の人たちの権利、こういうものを今後ずっと引き続き見詰めていけば法案化していく、こういう作業が必要ではないかと思ひますが、その今後のあり方についていかがでしようか。

○政府委員(佐藤一君) 先ほど御紹介をいたしました第一小委員会の中でも実はこの二次的の利用、映画についての二次的な利用のほかにも、例えばコンピュータープログラムの問題でありますとか、それによって創出されたものをどうしたらよいかというような問題もございまして、

今回提起をした問題に関連していろいろ今後検討を必要とする問題があります。ほかに、さらには今御指摘の複写の話でありますとかプログラムの話であるとか、さらにはマルチメディアというような形で情報が提供されるということになった場合の著作権のあり方というようなことについても課題が残るわけでございます。これは、私も時を失することなく著作権審議会の中で練つていただくよう努力をしてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○森嶋子君 では、今後の活動に期待をしておきたいと思ひます。

それでは、次の問題に移ります。私的録音・録画の補償金の返還請求ということについてお聞きしたいと思うんですが、私的使用を目的としないということ、例えば鳥の声を録音したとか小川のせせらぎの音を録音したとかという場合ですね、こういう場合には権利を侵害してないわけですから、こういう人たちが、私はそ

ういうことに使つていませんからといって補償金を返還してもらえないということが法案の中にあるわけですね。これは大変事実上困難ではないかと思ふんですが、どのようになさるおつもりですか。

○政府委員(佐藤一君) 返還の規定がございまして、これは「専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明」することによって行うということになっていられるわけでございます。

幾つかのことが実は考えられておまして、態様が違つて返還の仕方というものに難しさというものがあるように思ひますけれども、最も典型的なものは、もともと権利の制限が働いている場合、具体的に申しますと、教育目的で授業に使うというものは著作権法上制限規定があるわけでございますので、専ら教育目的で学校で使うということを実証するというのは比較的容易になされるのではないかとおもうわけでございます。

そのほかのケースは、理論的に考えるケースになりますけれども、態様としては二通りござい

ます。一つは、もともと私的利用ではなくて権利の侵害をしている場合、つまり著作権料を払わなければならぬようなケース、会社で著作権を、複製権を侵して使っているんだけれども、私的利用のお金を払ったんだというふうなことを言ってくるケースでございます。これは通常考えられない。というの、複製権を侵して使っているということとがわかれれば当然それに対して補償しなればいけないわけ、今回考えられておりますような定率のお金では当然ないわけでございますので、こ

ういう請求をするケースは現実にはないと思ひますけれども、理論的にはあると思ひます。それから、三つ目のケースは、今多少委員御例示をくださいました、もともと著作権のないものを録音している、こういうケースも考えられるわけでございます。これはおっしゃるようになりますか返還の実務という意味では難しいと思ひます。

証明をするということが難しい問題がございすけれども、こういったことにつきましては、いずれにいたしても指定管理団体が一括して行うことになるわけでございますので、そういったものについては経験の積み重ねということによりましてできる限り簡便な処理ができるようなルールの形成というものに努めるようにお願いをしていこう、こういうふうにご考えている次第でございます。

○森嶋子君 簡単に手続ができるように、まだこれから中身を考へていかれるということなんです。

○政府委員(佐藤一君) これは指定管理団体がまだできていないので、この法律ができませんと指定管理団体がつくれませんので、形式的に言えばこれから考えられることでございますけれども、関係者の間ではそのことの問題意識はございすし私も検討をお願いをしてございまして、現に検討が進んでいるという状況でございます。

○森嶋子君 ちょっともう一言、しつこく聞きますが、つまり教育目的の場合はいかというところで、例えば図書館、それから学校、役所ですね、そういうところの複製は自由になっている。ここが機器を購入した場合には、その補償金がかつていられるのをやはり返還するわけですね。それは、学校がようやくやこしい書類の整理をして買ったと思つたら、また補償金の返還処理を事務的にやるというのは大変なことだと思ふんですね。これについてはどう考へていらっしゃるんですか。

○政府委員(佐藤一君) 実は、学校が購入をする場合でも福利目的で使うというときには返還の対象にならないわけでございますので、最初から免除をするというふうなやり方はできないわけでございます。

したがって、今回の制度におきましては、一たん払つていただいたものを返還するというシステムに乗せようというわけでございますけれども、

先ほど申しましたように、学校が教育的目的で使うというのは比較的立証が容易でございます。それだけの学校が証すればそれをもってスムーズに返還事務が行えるようにというようなことはルールとして私も確立していただけることが可能であろうと考えておりますし、またそのようなことをお願いしていこうというように思っているわけでございます。

○森嶋子君 これから法案ができてから具体的に実施していく中でまだいろいろ問題が出てくると思うんですけれども、私はもちろん権利者は大事だと思えます。特に日本の今の社会の中では権利者の人権というんですか、こういうものが大変希薄な状況でどのように教育の中でやっていくかというのは午前中のお話にもございました。しかし、ちょっと消費者の立場にも立ってこれは考えていかないといけないと思うんですね。そういう権利を侵害していないのに消費者は全部補償金を払っていくわけでありまして、その中で、じゃ人権をどのように考えるかという教育も必要になってくると思います。

ちょっと消費税との関係について次にお聞きしたいんですが、補償金返還の請求が認められた場合にどうなるかということなんです。例えば、卸売価格にまず補償金がかかって、その合計した価格に消費税がかかるのか。または、卸売価格に3%の消費税をかけたものに補償金がかかるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思えます。

○政府委員(佐藤一君) この実務が必ずしも全体としてきちっと詰められているわけではございませんけれども、考え方としては、今回の補償金は蔵出しのときに、つまり製造業者が卸売業者に卸す時点でかけるわけでございます。したがって、そのかけた金額全体が消費税の課税対象になる、こういう構造になろうかと思っております。

○森嶋子君 そうしますと、補償金を返還する場合でも消費者がたたくさんのお金を払ったことにな

るのではありませんか。

○政府委員(佐藤一君) したがって、その補償金を返還するということが起きた場合には、すなわち著作物の利用行為がなかったという場合には消費税を課した対象がないわけでございますので、考え方としては、購入者は当然当該補償金にかかる消費税の負担義務がなくなるわけでも返還される、こういうふうな考えでおります。

○森嶋子君 それでは、前の著作権法の一部を改正する法律案のとき、平成三年四月二十三日に出た附帯決議がありますので、このことにつきましてだけ文化庁が努力なさったか、その結果をお聞きしたいと思います。

(資料配付)

○森嶋子君 この附帯決議の中で、「私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に係る報酬請求権制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること」というのが二番目に上がっているわけですね。これが今回の法案として実現したということは大変前進したということになります。その他の一、三、四、五、六、このことについて今までの間に政府がどれだけ努力をなさったか、その成果はどうかということについて一つずつお答え願いたいと思えます。

○政府委員(佐藤一君) この第一点は、外国レコードの貸与に関する権利行使のあり方についての課題でございます。

このことにつきましては、現在は現行法上一年間のレコードの貸与権と四十九年の報酬請求権、こういうふうになっているわけでございますけれども、邦盤レコードが短期間で貸与を許諾するのに対して、アメリカを中心とする外国レコード会社につきましてはレンタルの禁止期間を制度上の上限である一年間禁止する、こういうことが行われてきているわけでございます。もとより、貸与に関する権利のあり方自身は各国の実情によって考えの違うものでございます。外国レコード製作

者の理解を得ることが困難というやむを得ない面もございまして、我が国におけるレコードの流通ないしはレンタルの実態というものを考えまして、今後関係者による適正なルールが形成されるための話し合いがさらに進められることを期待しているわけでございます。

なお、これと関連をいたしまして、今回のウルグアイ・ラウンドのTRIP交渉の中で、このレコードの貸与権というのは世界の中では特別な制度でございますので、もともとその存在を否定するという意見がアメリカでもヨーロッパ諸国でも多いわけでございます。そういう意見の中で、ともかくも現在のドンケル事務局長案の中では例外的な形ではあるけれども、そういう貸与権というものの存在を認めるような原案になっているところまでございましていたっているという状況でございます。

それから三番目でございますが、先ほどお話しを申し上げました実演家の権利の適切な保護ということで、特にここにございまして二次的利用の問題につきましては、先ほどお話し申し上げました本年五月からのこの協議会の発足の中で引き続き検討を行っている、こういう状況にあるわけでございます。

第四点の複写複製問題でございますが、これは、ここに直接書いてございましては複写複製問題と出版社の権利の創設ということでございます。

いずれにいたしましても、文献複製に関する著作権の集中的な処理体制というものが必要であるというところから昨年の九月に日本複写権センターというものが設けられまして、現在そのセンターで権利を集めますとともに、各企業等の利用者との契約交渉を積極的に進めているわけでございます。そのセンターが集中的な処理機構的な機能をうまく働かせて権利処理のルールが確立されるというのを期待しているというのが現実に動いている手だてでございます。

なお、出版社の権利、いわゆる版面権について

はそういう考え方もございますけれども、これについてはいろいろ異論もあるところでありまして、むしろ今申しましたようなセンターでもって権利者の権利を集める。いずれにしてもそのことが必要でございますので、そういった実態を成熟させていくということに現在重点を置いているわけでございます。

それから五番目にございましてコンピュータ創作物についての著作権問題でございます。これは著作権審議会の第九小委員会検討を継続いたしております。私ども、かなりかかっておりますので、来年には何とか一つのまとまりが欲しいなという事務的な希望を持っておりましてけれども、できるだけ詰めていく努力をさせていただきます。最後に、視聴覚障害者等の利用の問題でございます。

これにつきましては、これまた著作権制度としてはいろいろ議論はございますけれども、障害者の方々の利用に配慮をした適切なルールの整備というものが今もかなり窓口をまとめて行われているわけでございますけれども、これを一層促進するように各権利者団体にも要請をいたしております。こういうふうな考えている次第でございます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 次長の御説明したとおりではあります。出版物の版面権の問題につきましては、これは次長より私の方がやや前向きでございます。これはこのときにこういう附帯決議がついたきさつもあると思えますし、どういふような形で権利構成をしていったらいいのかは次長のように詳しくはありませんが御説明する力もありませんが、また、経済界が反対をしていることもよく承知しております。ただ、今次長がいろいろ意見があると言ったとおりですが、しかし避けて通るわけにはまいりませんので、積極的な議論が必要だと思っております。

○森嶋子君 ありがとうございます。附帯決議を毎回つけながら、それがどのように

進んでいるかということについて私どももぜひこれから見守っていかたいというふうに思いますので、格段の御努力をこれからお願いしたいというふうに思います。

それでは、あと細かい内容につきましては次の上山委員に譲ることいたします。

以上です。

○上山和人君 日本社会党・護憲民主連合の上山和人でございます。私は一年生でございますので、どうぞ皆さんよろしくお願い申し上げます。

まず、最初にちよと委員長にお願いしたいことがありますが、先ほど森委員から冒頭この国会では審議時間が足りないというお話がありました。特に、今この委員会で議題とされている著作権の改正案につきましても、きょう一日の時間しか割り当てられておりません。あしたはもう会期末ですよ。全体的に四十日の会期の三十九日目に、委員長、この文教委員会が初めてこうして開会されておりまして、私など初めて委員会審査に参加させていただいているわけでありましてけれども、非常に不満ですね、この問題につきましては。

とりわけ森委員が業者テストの問題を冒頭文部大臣にお尋ねになりました。その業者テストの問題などというものはもう全国的にむしろセンセーショナルな焦点的課題になっておりまして、またエイズ教育の問題だって非常に切実な問題ですよ。この国会が終わりましたらまた予算の編成作業が始まるんですよ。教育費、教育予算の問題についていまいば私たちは問題を抱えているんだと思うんです。そういう教育をめぐる、また文部省所管のいろんな問題をめぐる課題が山積している状況の中で、委員会審査がこの臨時国会でたった一日しかもしとれないということになりますと、大変なやっばり国民の皆さんに對しても責任を負いかねるような気がしてなりません。

衆議院の議決優先で四十日という会期で進んでいるように思いますから、あすまでですよ。もし、仮にも会期末が動くようなことになりましたと、できるなら、委員長、こういう状況でございますので、この文教委員会が一般調査の時間を確保できるように、もう最大限の御努力をお願い申し上げます。文部大臣には文部大臣として、こういう状況の中でもそういう状況になりましたら、ぜひこの文教委員会として一般調査の時間を確保するようにという積極的な御意思がございませうか。委員長と大臣にお尋ねし、決意をお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(松浦功君) 各会派から理事をお出しただいております。御要望のあることもよく承知をいたしております。全体の態勢を眺めながら理事の皆様と相談して日程を決めておるわけでございますので、ひとつ御了解をいただきたいと思っております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) これは委員会が決めになることとございまして、国会は国権の最高機関でございますので、私どもは国会のお決めに従うわけでございまして、あるいは御答弁申し上げているのみでございます。

ただ、私も立法府の一員であるということから申し上げれば、先生が冒頭おっしゃったことはまことによくわかるわけでございまして、日本の今までの国会のありようの問題、すなわち教育と同じでございます。戦後これだけの経済発展をしてきたいきさつの中には、日本の政治の安定とかあるいは日本の政治の仕組みというのとは意外とうまく機能しているじゃないかという面もあったろうとは思ひますが、御承知のような時代にそぐわないような面が多々あらわれているわけでございまして、会期の最後になってしかこういふ委員会が開けないというの、まあそれが国会がとまるとか寝るとかというように加えて、予算委員会は全閣僚が答弁は一回もなくても張りついていなくちゃいかぬのだ、総括といったらもう一歩も予算委員会を出てはならぬというような、明

らかに時代に必ずしもマッチしていない政治の運営が行われてきた結果がしばしばこういうような状態になってあらわれていると私は個人的に思っております。そういう意味で国会内の改革とかあるいは政治改革とか大胆に進めていく必要があろうと存じます。

○上山和人君 委員長にぜひ、会期が動きましたら理事を通してまたお願いいたしますので、真剣に御検討くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(松浦功君) わかりました。

先ほど森委員の方から補償金の返還問題、さらには消費税との関連などについて御質問がございましたけれども、いずれも今度の法改正に当たって、消費者といえますかユーザが不公平感を抱かないように慎重な配慮がされているかということとをたまたんだらと思ひます。この新しい制度の導入の背景になっております昨年十二月の著作権審議会第十小委員会の報告にも、ユーザの気持ちに十分留意して、そしてユーザが受け入れやすいものにする配慮が必要だという趣旨の指摘がございまして、私たちはやっぱりこの制度を導入するに当たってユーザに対する慎重な対応がなければならぬと思っております。もう一方、この補償金を請求できる権利者の皆さんについても、やっぱり取り扱い上公平性が保障されるべきだと思っております。

そういう観点でこれから少し具体的な問題についてお尋ねしたいと思ひます。

まず最初に、何といひしてもこの制度を導入するに当たって、この制度のいわば中核といひますか、この制度の趣旨が生かされて具体的に推進されるかどうか、まさにその成否を握っているのはやっぱり指定管理団体だと思ひます。

る、文化庁長官がそれを認可されるという仕組みになっていきますけれども、この補償金の額の決める方が出発点として大変大事じゃないかと思ひます。補償金の額を決めるに当たって、まず指定管理団体は製造業者等を代表すると思われる団体から意見を聴取しなければならぬとされております、この案では。

つまり、ここでメーカーの意思は反映される仕組みになっていきますね。その場合、やっぱりメーカーの気持ちというのが十分尊重されなければならぬと思ひますけれども、「製造業者等の意見を代表する」と認められるものから意見を聞くという団体だと御認定になるのか。メーカーの意思が反映されるというのはそこじゃないんですから、そこをひとつ最初にお尋ねしたい、どのようにお考えか。

○政府委員(佐藤一君) この制度の成り立ち、一つにはその権利が侵害をされてきている、その権利者の権利を保障しようということがございまして、片方から見ますと、利用者の方々にとつてもそれを簡便な形で処理をするという実益のあるシステムでございます。

すなわち、三十条をもとに複製権があるものといたしますと、個々の権利者と個々の利用者との関係の間でその権利義務を整理しなければならぬというわけでも、これは個々にやっているといたうのはとても大変なことなので、一括した処理をするという、それによってまた値段の低廉化も図るというようにこの制度の出発点として一つ埋まっているわけでございまして。その上で、御指摘のように、指定管理団体というものが大変大きな役割を果たすということから、この管理団体につきましてはその要件を法定いたしますとともに、常日ごろの業務の執行に当たってこれを監督する権限を幾つかに課しているわけでございます。

一つは、法人の成り立ちとして民法三十四条に定める公益法人でなければならぬということが

ございますので、民法上の監督規定もござい
ますし、それから今回著作権法で新たに付与されてお
ります百四八条の八並びに百四九条の九といったよう
な規定が加重をされているわけでございます。

そして、核心の値段のところへまいりますと、
その値段については文化庁長官の認可を要するもの
にするとともに、その認可に当たっては著作権
審議会の議を経なければいけないというシステム
をとることによって、公的なシステムといえます
かウオッチというものが果たせるような仕掛けを
幾重にもつくっているわけでございます。

そういうような前置きになりましたら恐縮です
が、直接のお尋ねに近いまいりますが、もと
もと製造業者はその直接の権利義務のいずれにも
立たないわけでございます。利用をしている人が
義務者でありますし、著作権者が権利者でござい
ますので、メーカーはその間に入っているわけで
ありますけれども、この全体のシステムをうまく
利用してうまく動かしていくためにはメーカーの
協力が不可欠であろうということで、特にこの法
律によって協力義務を課し、全体としてスムー
ズな運営ができるようにしているわけでございま
す。

そういう立場でございまして、価格を決定を
する際にこの指定管理団体は特にメーカーに対
して意見を聞くというシステムを埋めて全体とし
てのそのバランスをとっているというような考え
方でございます。

ところで、製造業者を代表する団体といたし
ましては、現在機器については社団法人日本電子機
械工業会がございまして、また、記録媒体につきま
しては社団法人の日本磁気メディア工業会という
ものがございまして、現在のところ発売をされて
おりますすべての機器はこれらの団体所属の会社
で出されておりますので、こういった団体が考え
られるというふうな思っているわけでございま
す。

○上山和人君 今の考えられていることにつ
きましてはよくわかりました。

この額がどういうふうにか決まるかというこ
とについてはメーカーにとつては深刻です。これ
は売れるか売れないかという問題に結びついてい
きますから。そういう意味で、やっぱりメーカー
の意見を聞くということについてはメーカー側の
不公平感が起こらないように、今大抵の構想はわ
かりましたけれども、ぜひ今後慎重に対応してい
ただきたいとお願いを申し上げます。

そして次に、そうなりますとメーカーの意思は
反映される仕組みができています。今度はもう一
方、管理団体が製造業者等の意見を聞いて長官に
認可申請をする、その場合に審議会に諮るとあり
ますね。ここでユーザーの意見が反映されること
になるのかなと思うんです。だから、ユーザーの
意見がやっぱり反映されなければ非常に大きな問
題になると思っておりますので、そういうふうな理
解をしております。まず、ユーザーの意見が反
映される仕組みはここの審議会に諮るときだとい
うことで理解していいですか。

○政府委員(佐藤一君) それは極めて重要な
ポイントでございますけれども、その前に私的録音
録画補償金の額については、今申しましたように
百四八条の六で認可を得なければいけない。その
認可に当たっては、百四八条の六第四項で一定の基
準を設けております。「第一項の認可の申請に係る
私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項及び
百四八条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画
に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した
適正な額であると認めるときでなければ」と認可
をしてはいけないうことが法律上の要件として
書かれているわけであります。非常に抽象的では
ございまして、まず法律上そういう制約
を課している。

したがって、長官が認可をするあるいは審議会
で審議をするという場合にはそういった要件に適
合しているかどうかという尺度で見られるわけで
ございますので、これが一つの担保になっておるう
かと思うわけでございます。

利害関係を越えて公益的な立場から判断をせよ
というところでございまして、これも第二番目の公
益的な判断でございまして、さらにそれに加え
て、著作権審議会の議を経なければいけないとい
う網をさらにかぶせているわけでございます。

この趣旨としては、著作権審議会では逆に関係
の人たちも含めて多くの意見が示されますけれど
も、最終的には公益的な立場から意見が調整され
るであろうということを期待しているというふう
に理解するわけでございます。当然、その中には
現在も消費者を代表するような方も参画してい
だいておられるわけであります。私どもこのこと
は今後とも心してまいりたい、こういうふうに思
うわけでございます。

○上山和人君 ユーザーの意見がどこで反映さ
れるかという点は大変大事だと思っております。

今御説明いろいろございましたけれども、やっ
ぱり文化庁長官が認可しようとするときは、七十
一条の政令で定める審議会に諮問するとありま
す。

先ほどの参考人に対する質問の中で、いろいろ
審議会の構成メンバーについて、肥田委員は若い
人がいない、それから乾委員の方からは女性が少
ないというふうなお話ございました。そういう
ことも関係があるんですけども、文化庁とし
てどうなんですか、この審議会が非常にこれから
大事な役割を担うことになるんじゃないでし
ょうか、この額を決めるに当たっても審議会に諮問さ
れるわけですから。そうすると、今までの審議会
のメンバーというのは平成三年十月七日現在の
のメンバーは、平成三年十月七日現在、今これな
るんです。審議会の構成は、平成三年十月七日現
在の審議会のメンバーがそのまま生きているわけ
です。そうですか。

○政府委員(佐藤一君) 平成三年十月一日付で
発足をしております現第十一期の著作権審議会
の委員のメンバーでございまして、その後
三人ばかりの変更があり、いずれも構成をする団
体のエクスオフィシオに出ている方々の変更か

と思っております。基本的な構成の考え方は変わって
おりませんけれども、具体的な人は一部変更がござ
います。

○上山和人君 新しい制度を導入される大変大事
な出発点なんですけれども、この審議会の役割と
いうのは、先ほどから申し上げているように、大
変大事なときだけに現行審議会を改組なさるお気
持ちはあるのかどうか。

先ほどから、いろいろ参考人に対する御質問の
中にも私が今御紹介申し上げたような御意見もご
ざいました。そういうものも尊重しながら新たに
審議会を再編成されるお気持ちはないか。特にこ
のメンバーが非常に重要な責任を持つことになる
ように思っていますので、いかがでしょうか、その点
は。ちよつとお尋ねしたいんですが。

○政府委員(佐藤一君) 最初にお話ございま
したように、私どもこの著作権審議会というものは
大変大切な審議会であると考えております。
以前、著作権制度審議会と言っておりましたの
を四十五年度の制度改正以来著作権審議会とし
て、制度改正だけでなく多くの権限を付与され機
能してきているわけでございます。引き続き大
切にしていきたいと思っているわけでございま
す。

これは現在委員が二十人、それに臨時委員が十
人発令をされておまして、かなり多くの分野から
の御意見を反映する人々にお加わりいただいで
いるというふうな考えております。委員に直接加
わっていただくやり方あるいはその委員会の中で
関係者の意見をよく聞き取っていくという、運営
の方法を工夫するというやり方もございます。私
ども、当面今の審議会、これまで機能をしてきて
おります著作権審議会というものを基本的な場所
としていろいろな御検討をお願いしたいというふ
うに考える次第でございまして。

○上山和人君 余り変える意思がないという御意
向のように今お聞きするんですけれども、十五年
来ずっと議論してきた新しい制度を発足させるわ
けですから、やっぱりその場合にはこの審議会の

機能についても新たな役割が加わるわけですから、できればそれは、基本的には今おっしゃるとおりのことではないかと思うんですけれども、先ほどから御紹介申し上げているような御意見も午前中にはありました。

私は今何を申し上げたいかというと、特にユーザの意見が反映される工夫を具体的に示すことがこの新しい制度をスタートさせるに当たっては国民の皆さんに対しても大変いいんじゃないか、そういう決意をあらわす意味でも審議会についてはこの制度の趣旨に沿って補強するということが具体的にあってしかるべきだと思うんです。ぜひそこところは少し責任を持ってはつきりしていただきたいと思います。

午前中の意見、今私が申し上げているユーザの意見を反映できるように工夫する、メンバーになるように補強するということについてはぜひお約束いただけないでしょうか、いかがでしょう。

○政府委員(佐藤一君) 先ほど申しましたが、文化庁長官が額の認可につきまして審議会に諮問をするというふうなシステムをわざわざとっておりますのは、この報酬制度にかかわります関係者が大変多い。個々の権利者はもちろんそうでございますし、団体の権利者、あるいは購入者としての利用者、製造業者、そういった多くの方が関係者として入っておりますので、それらの多数の意見を適切に反映させるということが必要だろうということが基本的にあるわけでございます。

お話しのように、私も基本的には今の審議会がうまく動いていると思いますし、また今も申しましたように一部消費者の意見を代表する委員も入っているわけでありますし、また工夫を凝らしているいろいろな機会に御意見を直接伺いするというような運営も可能であるかと思っております。しかし、そういう工夫、改善も必要でございますけれども、今御指摘のようなことも私どもとしてはひとつ頭に入れて検討させていただきたいと思っております。

○上山和人君 やっぱ大変消極的なお答えだと率直に思うんですね。基本的にはよろしいと思うんです、前段ではつきりお答えになりましたように、でもやっぱりプラスして、新制度を充足させるわけですから、その制度の趣旨に沿って補強するということについては誠意を持ってひとつ御検討いただきたいと思います。どうも私には消極的に聞こえてなりません。もう少し積極的に、せっかく参考人に対する質問、こうした審査をしているわけですから、意見を尊重してほしいですね。積極的にぜひ御検討ください。強く御要請を申し上げて、次の質問に移りたいと思いますが、文部大臣の御決意があれば……。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 次長と答弁が変わるわけではございませんが、先ほど映画の御質問が出まして、昔は映画というのは大変な文化の中心の一つであったと思っております、そのころに映画に関する著作権を権利構成していた著作権法は今の時代から見ると、例えば「田原坂」は里見浩太郎がやっているからいいんだと見てくるんだけれども、その里見浩太郎さんには著作権も隣接権もないということ、今の時代になつてみるとどうかなというのを二次的利用がこれだけ盛んになってくるとみな考えるようになる。

しかし、じゃ映画でそういう著作権や隣接権者の範囲をふやしていけば当然映画の料金あるいは借りた場合の料金にも影響するかと思いますが高くなるわけでございます、そこには常に著作権者というもののあるいは隣接権者というものとユーザとの間のバランスの問題というのが存在するところに著作権制度の非常に難しい部分があるかと思っております。

今回の補償金の問題も思い返しますと、今隣で聞いております吉田茂さんという文部省の官房長が著作権課長のころに貸しレコードは合法だと言います、私は違法だと言います、大変な大論争をやったとありますが、要するに、そのころから私もしらん著作権にかかわってまいりました、バランスの問題というのがいつも議論をされてまいりました。

そういう意味では、今文化庁次長がお話をいたしましたように、当然そういうバランスを考えて金額の設定がなされていくわけでございますから、審議会の構成等については私は詳しいことはわかりませんが、この法律では十二分にそういう点は担保されているというふうに考えております。

○上山和人君 質問を移そうと思いましたが、意見も、せっかく文部大臣がお答えになり、幸いに御意見をいただきました。

先ほど申し上げましたけれども、昨年十二月の著作権審議会第十小委員会の報告も、ユーザの気持ち等を大事にしてユーザが受け入れやすいものとする配慮が必要だというふうに指摘してあるわけですから、そういう審議会の報告にもやっぱり具体的にこたえる必要があるんじゃないですか。

もう大臣も、それから次長もおっしゃる基本的な考え方はわかるんです。その上に、くどいように申し上げます、こういう大事な日本の文化のレベルが問われるような制度をスタートさせることになるわけですから、やっぱり目に見える誠意を、ユーザの意見が反映される工夫をしたという、この跡が国民の皆さんに見えるようにしてほしい。ユーザが不公平感を抱いて問題を持つようになるとこの制度はやっぱりスムーズに推進されないと思っております、その点は大変大事ですから余り消極的にお考えにならないで、大臣が立たれましたのでひょっとしたらもっと積極的な御意見、お答えをお聞きできるんじゃないかと思っておりますけれども、少しその点は大臣らしくないと思いたくありません、積極的に審議会のメンバーの選定につきましては御努力くださいなように重ねてお願い申し上げます、次の質問に移りたいと思っております。よろしくごさいいますか。

○政府委員(佐藤一君) お尋ねの趣旨がやや正確に受け取りかねますが、一たん認可した額を将来変更することがあるかという……

○上山和人君 いや、そういう意味じゃありません。指定団体が額を決めて長官に認可申請をしますね。そして、長官が審議会にお諮りになってお決めになります。審議会にお諮りになって、指定団体から申請のあった額が変わることがあり得るんですかとお尋ねしたんです。

○政府委員(佐藤一君) 制度としてはございいます。それは例えば、先ほど読み上げました要件というものが法律上書いてあるわけでございますので、その要件にもとる額であれば当然認可はできないわけでございます。

○上山和人君 わかりました。その次に、それでは具体的な補償金の額について少し不明な点がございいますからお尋ねいたします。

午前中の参考人に対する皆さんの御質問の中で少し明らかにされた経緯がございいますけれども、この法案が成立しましたから管理団体が指定されて、いよいよこの制度が具体的に進められていくということになると思うんですけれども、こういう法律改正案を提案なさるに当たって、既に関係者の間で補償金の額について一定の合意がされたというふうにお聞きいたしております。午前中の質問の中でもう額が決まっているかのような表現がございましたけれども、それはないはずでありまして、新しい制度がこの法律が改正された後具体的に発効するわけですから、したがって、これまでの過程の中で関係者の間で合意された補償金の額についての具体的な構想がございしたから、もう一度明らかにしていただけたら……

○政府委員(佐藤一君) 補償金の額につきましては著作権審議会第十小委員会の報告を受けまして、その報告の中では今後関係者でよく協議をしないといふようなことがございまして、私ども昨年の十二月に関係者の協議の場でございまして私的録音・録画問題協議会というものを設けまして、この場において関係者の参画を得て金額につ

いても話を詰めてきたわけでございます。

その中でございますが、機器については制度導入後三年目に卸売価格の二％とするが、初年度及び次年度は卸売価格の一％とする。なお、報酬額の上限として、シングルデッキの場合千円という上限を設けてございます。それから、記録媒体につきましても、制度導入後三年目に卸売価格の三％とするが、初年度及び次年度は卸売価格の一％とするというものが二つ目でございます。三つ目に、四年度目以降の額については、機器、記録媒体のいずれについても三年目に入ったときから見直しを行うということが合意されているわけでございます。

○上山和人君 よくわかりましたけれども、端的に、事務的な質問で恐縮ですが、機器については上限千円が設定されておりますね。しかし、機材については上限の設定がございません。これはどういう意味ですか。機材についてはとても上限を設定するまでもなく、そんな大きな額にならないという実態から上限設定がないのかどうか、その点だけちょっとお答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤補一君) そのことは大きな理由になってございます。

機器について申しますと、これは価格帯が大変広範囲にわたっている、高いものから安いものまでいろいろな仕様のものが出てきている。それから、複合機器のようなものがございます。その部分を取り出して録音・録画機器であるかということが判定をしいくといったような場合に大変大きな額になる心配がございまして。そういったふうに額におれがございまして、上限を設けています。

それに対して、記録媒体の方は単価が相対的にまず安い、今御指摘のとおりでございます。そしてまた、価格帯も現状で見ますと比較的集中をしておりました、そういった大きなばらつきもないというふうな実態を受けてのことでございます。

○上山和人君 四年目以降については三年目に見直しを行うとされておりますけれども、その見直しをされる場合も上限千円については変わりがないと考えていいんですか。

○政府委員(佐藤補一君) 見直しを行う範囲については特に限定をしておりませんで、上限のことも含めて見直しが行われる可能性がございします。

もつと申しますれば、現在この額を定めますに当たりまして、これは一体定額で決めるべきものか定率で決めるべきものかという議論もありました。もろもろの要素を皆さんで相談なさってこういったところへ落ちついていくわけでございますけれども、四年目以降この機器の普及状況等をよく見ましてまた考え直すということはあり得るわけでございます。

○上山和人君 そうすると、上限の千円というのも動く可能性はあるわけですね。

私が今御質問申し上げておりますのは、四年目以降のことについて三年目に見直しを行う。やっぱりだんだんこれは消費税じやありませんけれども、その額がふえるようなことになることをみんな、特にユーザーの側は、消費者の側は懸念していると思うんですね。それでお尋ねをしたわけですが、それと、この上限の千円というの変わりが得るという見直しなら見直しのたびにどんどんこれが増えていくんだという、そういうものではないというところが国民によくわかるようなやっぱり措置の仕方というのが必要じゃないかと思ひます。

その点は非常に大事なことでないでしょうかね。見直しのたびにふえていくんだという印象を国民が持たないようにする必要あるんじゃないでしょうか。その歯どめとしてどういうことをお考えになっておりますか。

○政府委員(佐藤補一君) システムとしてこれに歯どめをかけるのは、まさに先ほどの、抽象的ではございますけれども、法律上の基準というものが決められているわけで、それに則した適正な額

でなければいけないということ、その認可の際の手續で審議会への諮問を義務づけている、こういった形でこのことを保障していきたいと思ひます。

ただ、申しましたように、これは今まで幾らであつたかというその事実が消えるわけではなくて、それを受けながら検討されるということになるというのが実問題としての運びであらうと思ひますけれども、いざにいたしましても、しかし千円は絶対に超えないというようなことは難しいわけで、それは全体の状況を見ながら適正な額を判断していくということになるかと思ひます。

○上山和人君 額の決定、そして見直しについてはユーザー側の関心が非常に当然のことながら強い問題でありますから、ぜひ無制限にこれが膨らんでいくということにはならないんだということについて十分機会を見て御説明をして、そういう無制限に膨らむようなものにならないような努力をぜひしていただきたいとお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

次に移りますが、改正案の第四百四条の三の三号に、権利者団体が具備すべき要件として「構成員が任意に加入し、又は脱退することができ」るものでなければならぬというのがあるんです。権利者も権利者の団体に加入しまたは脱退することは任意でなければいけない、自由でなければいけない、それが大事だという構成要件についての規定があるわけですね。

その規定から見ますと、権利者の団体に所属していない人にも補償金を分配することになる。権利者の団体に加盟、加入してなくても権利者には補償金を分配することになると思ひますけれども、そのように理解してよろしいですか。

○政府委員(佐藤補一君) 前段にお尋ねのその百四条の三の第三号の口でございます「構成員が任意に加入し、又は脱退することができ」という構成員は構成団体の構成員のことでございます。この指定団体は、現在それぞれ団体を構成員とす

るということが考えられておりますので、この構成員は個々の権利者を指すものであります。これはそれぞれの権利者団体の中での今度取り扱ひの問題になるわけでございます。

そこで、別のお尋ねとして、いわゆるアウトサイダーというものの関係はどうなるかということでございますけれども、このシステム全体は個々の利用行為を正確に把握することが困難でございますし、使用の量などに基づかない包括的な支払いでございますから、これは指定管理団体が一括してこれを取り立て、そして分配をするわけでございます。そういうことを考えますと、実際の運用の中に当たりまして、いわゆるそれぞれの権利者団体に加入をしていないいわゆるアウトサイダーについてもその利用実績が出てくれば当然配分をするという関係に立つわけでございます。

○上山和人君 わかりました。そのことが明確になればそれでいいんです。

それで、時間がなくなりまして大変急いでおりますけれども、大事なことは、いよいよスタートしまして指定管理団体ができる。そして、額を決めて長官に認可申請をして認可されたいよいよ管理団体の業務として補償金を徴収するといひますか納入される補償金を管理する、そして権利者に分配するあるいは共通目的事業に支出する、そういった業務が具体的に出来るわけですね。けれども、今の段階で収入予測といひますが、補償金が総額大体どれくらい集まると言ったら語弊がありますが、収入予測が幾らぐらいと想定されているかということ。

もう一つは、この指定管理団体の運営費はどこから捻出されるのか。つまり、そのことと関連しまして、権利者に分配する額は総収入の全額なのか、総収入のうち例えば運営費を差し引いた額になるのか。そして、共通目的事業に支出する二割はどの二割なのか。この補償金の総額、収入総額の二割なのか、一定経費を差し引いた後の二割なのか。そこは非常に大事なことのよう思ひますから明確にしておいていただきたいと思います。

ます。

○政府委員(佐藤一君) これは見通しでござい
ますので必ず当てるかどうかわかりませんけれど
も、現在推計をいたしておりますのは、平成五年
度の売上高として約四百億円という推計をしてい
るわけでございます。それをもとにして計算をいた
しますと、これは機器と機材の割合をどう見る
かというようにございまして、それもおおよそ二
億数千円程度の補償金が入ってくるというよう
な推計になってございます。

なお、平成七年度、さらに二年度後でございま
すけれども、これは総売上高一千億円程度となり、
この指定管理団体には総額で十三億数千円程度
の補償金が入ってくるという推計をしているわけ
でございまして。

ところで、指定管理団体は法律上民法三十四条
に基づいて設立をされた法人でございまして、こ
の民法法人の基本的な管理運営の経費については
補償金業務とは関係がございせんので、これは
この団体を構成するそれぞれの団体からの会費に
よって賄われていくだろうと考えているわけでござ
います。しかしながら、分配に要する費用につ
きましては補償金関係業務の支出に不可欠な支出
でございまして、これは徴収した補償金から経
費として支出をするということにならざるを得な
いだろうと考えております。

○上山和人君 そうしますと、収入総額の中から
運営費をまず差し引きますね、指定管理団体の運
営費。そうなんです。そして、その残りの二割
を共通目的事業に支出する、その残りを分配の対
象額とするということになりますね。

○政府委員(佐藤一君) 運営費は補償金からは
賄わない。運営費はそれぞれ構成する団体の会
費で賄っていただく。これは補償金業務とは無
関係に処理をしていただく。したがって、補償金
で得た額の中から調査等々の経費的な金額を引き
まして、それを八割、二割と分けると、こういう
関係になるわけでございます。

○上山和人君 わかりました。

その二割につきましては、「二割以内」で支出
を決めるとありますけれども、これは「二割以
内」とありまして、二割と明確な規定がないん
で、二割以内のどこにするかというのには管理
団体が自主的に決めるんですか、長官がお決めに
なるんですか。

○政府委員(佐藤一君) この共通目的に使用す
る額は政令で定めることにいたしておりますの
で、私も政府で決めることになります。

その二割の金額は上限で、「二割以内」でござ
いますので、法律上上限として与えられているわ
けでございまして、当初の売上額等から見
れば、スタートの時点では私も二割と指定をす
ることになるだろうと思っております。それ以降
は全体の状況を見てまた判断をするということに
なるかと思っております。

○上山和人君 わかりました。

そうしますと、共通目的事業に対して政令で定
める二割以内の額が支出をされていくことになる
わけですが、共通目的事業の事業主体とい
うのはどこなんですか。管理団体そのもののな
か、あるいは管理団体が別に委託をすることに
なるのか。管理団体そのものが事業主体になると
すると、管理団体から管理団体へ支出されるとい
う仕組みになりますので、大変大事なチェック機
能がそこにあるか、あるいはいけなくなるのではな
いかと思っております。そこはどのようにお考えで
すか。

○政府委員(佐藤一君) この共通目的事業の実
施主体は指定管理団体でございまして、もちろん、
指定管理団体が扱った事業に支出することにした
経費をどこが実際に実行するかはまた別の話であ
りますけれども、形としては指定管理団体が共通
事業を実施するわけでございます。

そこで、今御指摘のように、これは大変重要な
仕事であるのでチェックが大丈夫かということに
なりますけれども、法案の中の百四十四条の八第三項
で、特に共通目的については文化庁長官の命令が
発せるといふような形をつくって担保しているわ

けでございまして。

○上山和人君 こう見てまいりますと、この指定
管理団体の責任というのは非常に大きいように思
うんです。

そこで一体、指定管理団体の具備すべき要件と
いうのは明記されておりますけれども、この指定
管理団体が補償金関係業務を滞りなくこの制度の
趣旨に沿って進めていく上で必要な組織、機構あ
るいはそれに伴う必要人員等をどんなふうに構想
されているのか。

最後の質問になりますけれども、この指定管理
団体の運営を誤るとこの制度は挫折すると思いま
すので、そういう意味も含めてこの管理団体の組
織、機構あるいは運営要項といえますか、そういう
もの、必要人員等をどのようにお考えになつてい
らっしゃるのか最後の質問としてお尋ねしたいと
思っています。

○政府委員(佐藤一君) この法案の中では、御
指摘のように、加重要件として幾つかの要件を定
めておりまして、その中に、的確な業務遂行能力
があることというように抽象的な表現で規定をし
てございます。

これは実は前例がございまして、実演家あるい
はレコード製作者についての商業用レコードの二
次使用でありますとか貸与権の場合に同じように
団体をつくって処理をしてございまして、それ
に同様の文章の規定が置かれていたわけでござ
います。それらの前例を拝見して全体の運営を
見てみますと、この的確な遂行能力というものは、
一つには定款でありますとか組織規程あるいは
業務執行規程などによって人的な組織あるいは
業務執行体制が十分とれているかどうかというよ
うなことをチェックいたしますし、もう一つに
は、役員、事務職員等の現実の事務処理状況に
よって権利者の権利を法律どおりに実行できてい
るかかどうか、そういうものをチェックしていくと
いうふうな解釈されているわけでございまして、
いずれも抽象的で大変恐縮ですが、具体的に
何人いてどうやればというのはいくつか関係

者の間でも案を詰めると思ひますし、私も、
今申しましたような抽象的なクライテリアではあ
りませんが、それに則するものかどうかとい
うのは十分チェックをしたいと思います。こう考
えておる次第でございまして。

○上山和人君 特に、大臣にお願いをしておき
たいと思ふんですが、私が尋ねたかった
問題は三分の二ほどしか質問でございせん。残
りの問題につきましては、この後の委員の皆さ
んの御質問によつて解明されることを御期待申し
上げたいと思ふんです。

午前中、参考人への御質問に対して両参考人か
ら、この法律改正案については大変満足してい
る、満足度が高いというお話がございました。森
委員からも指摘がございましたけれども、またも
映画監督の皆さんの問題、メーンスタッフの皆さ
んの問題などが積み残されてスタートすることに
なりますので、どうぞそういう人たちのことを
やっばりお忘れにならないで、できるだけ早くそ
ういった積み残された人たちの問題を解決するよ
うに精いっぱい御努力をお願い申し上げます。

なお、そういう問題、残された課題等につ
きましては、ぜひ附帯決議という形で結構です。明
記して今後の課題として引き継いでくださ
い。委員長にもぜひそういう処理をお願い
申し上げます。

今後のことについて、最後に、大臣に一言御決
意をお伺いして、質問を終わらせていただきます
。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 科学技術の発達とかあ
るいは国際的な潮流とかあるいは生活様式の変化
というふうなことで新しい著作権の問題というの
が常に生じてまいりまして、新しい社会情勢その
他の要素と著作権法というものはしばしば追いつ
けつていないというふうな、追いつけつていない
も時代が先へ行ってしまふので著作権法が後から
追いつけていくということなのかもしれません
が、そういう要素が間々非常に色濃くあらわれる
ケースが多いと私は考えております。

ですから、積み残しとおっしゃった先生ではありますけれども、確かに今までの著作権法でこれではおかしいのではないかと幾つかの問題、あるいは間もなく科学技術的にいろいろ出てきそうなマルチメディア等の問題とかあるいは社会の風潮や社会生活の変化に伴って音楽の再生演奏とかあるいは映画の二次利用とか非常に頻繁になってきているものにどう対処するかとか、そういう幾つかの問題については常に著作権法を時代に合うように見直していく必要があるだろうと考えております。

○山下栄一君 公明党の山下でございます。

今まで各同僚委員の皆さん方から非常に細かい、また適切な御質問をいただきました。僕自身が非常に啓蒙される面があったわけでございまして、この法律案につきましては非常に私自身の初步的な問題点、疑問点といえますが、幾つか確認させていただく程度になると思っておりますけれども、少し確認したいと思うわけでございます。

まず、先ほど来ずっと問題になっておりました映画づくりの問題でございまして、著作権法制定当時の状況から映画づくりの実態も大幅に変化してきておると午前中からいろいろとお話ございました。特に二次利用の問題とか、また映画製作会社自身が映画をつくるよりも配給の方が中心になってきておるといふような時代の大きな流れの変化があるわけでございます。

そういう意味で、さまざまな映画づくりに携わっておられる皆さんの諸権利を守るために、やはり時代に見合った権利を保障していく体制を整えていかなくちゃならないと思うわけでございまして、経済的な不利益をこうむる問題につきましましては、特に監督の皆さん、そしてまたメインスタッフの皆さん、俳優の皆さん、これにつきましましてはさまざまな、特に審議会の第一小委員会では御検討いただきました。映画製作者関係の契約における保障、このためには文化庁もいろいろかわかっていただいて、出てきた内容が不満にならないという御努力があるわけ

でございます。協議会もつくられたし、またそれ何度か行われているという話も聞きました。そういう経済的な不利益をこうむらないようにという面での保障の体制はできておると思うわけでございます。

私は、この法律の権利主体といたしまして、特にこの第二十九条の見直しをやる必要があるのではないかなと。この法律の条文によりまして、「映画の著作物の著作権は、当該映画製作者に帰属する」、こういうふうな内容になっておるわけでございますが、この条文ができた当時とは大分もう実態がかけ離れてきているのではないかなというところから、この二十九条を見直しまして著作権の権利主体として映画監督または俳優の皆さんを明確に保障する必要があるのではないかな、こういう状況になってきているのではないかなというふうに思うわけでございますが、この点お聞きしたいと思っております。

○政府委員(佐藤一君) ただいまお話しございましたように、映画監督は現行著作権法上、映画の著作物の著作権者ではありませんけれども、映画製作に参加を約束したときには製作者に著作権が帰属をするという二十九条が設けられているわけでございます。

この問題については関係者からの御意見もいただき、そしてまた著作権審議会の中の御披露もあつて、これまで議論もされてきているわけでございますけれども、著作権審議会での現時点での判断としては、この二十九条を改正するという点についてはいろいろ御意見はあるけれども、なお関係をする、及ぶところが大きいという、全体として、先ほどちょっと御紹介をいたしましたように、広範な影響力とかあるいは関係者がたくさんいて権利の円滑な処理ということに問題がある、あるいは先進諸国の制度との国際的調和を図るというふうな必要があることから直ちに制度改正を行うことは困難だという判断をしているわけでございます。

ただ、そのようなことではございませんけれども

も、しかし特に二次利用というものを取り出してみますと、当初予想をされなかった二次利用の形態というものが幅広く行われるようになってきている、したがって、これについての経済的な対策が必要ではないかという問題意識があるわけでございます。そのことについては一方映画監督と製作者との間の契約事項でもありますので、これはその契約時における程度のそれ以後を見通した有利な契約をするという努力もまた一方で必要でございまして、そういった契約については実態として幾つか進みつつある状況でございます。しかし、現在の映画の製作者がいわゆる大手の製作者だけではなく多くの製作者を持つておりますので、全体にわたって円滑なルールができ上がるというところまでは至っていない。

そこで、先ほど来御紹介をいたしましたように、この第一小委員会では検討を継続しながらも、文化庁において関係者の協議を積極的な支援することを進めなさいというふうな報告をいただいたわけでございまして、そのために協議会を設け検討を重ねてきていただいている、こういう状況にあるわけでございます。

○山下栄一君 私は、その製作スタッフと映画の製作会社の社長さんといふますかの契約によつてさまざまなスタッフのメンバー、監督も含めてですけれども、権利を保障していくという方式ではなくて、やはりこの二十九条の法の権利主体の中に明確に著作権者の、監督を含めそういう方、俳優もそうですけれども認定してあげないと、レコード等の製作との比較の上からやはり整合性を欠く、このように思うわけでございまして、この法の権利主体であるかどうかということは大変大きな人権にかかわる問題なので、時代の趨勢からやはり権利主体者として認めてあげるべきである、このような法改正を行うべきである、このように思うわけでございますが、大臣、お願いします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 映画のお話は先ほどから何度となく出ておりまして、正直申し上げて私

にはよくわかりません。ただ、先ほど森先生が、私の年がわかつちゃうんだけれどもなんというところで映画のお話をされました。別に年齢の比較をしているわけじゃありませんけれども、やっぱり私の子供のころもちょうど映画全盛期だったと思っております。

ちよつと、全然関係ない話をして申しわけありませんが、藤子不二雄さんという漫画家がいましてね。日本海側、富山から上京されてきて大変な漫画界の第一人者になられたわけですが、あの二人が御自分たちの伝記を「まんが道」という本にしておられて、それは実は最近私ずっと読んでおったわけでありまして、子供が持つておったものですか。そうしますと、当時の彼らの文化的な刺激というのはもうすべて映画なんですね。彼らが大尊敬をしております「鉄腕アトム」の手塚治虫さんに例えれば映画に連れていってもらったとか、とにかくもう休みといえば映画。映画を見なければ次の漫画の想は出てこないという、そういう時代の映画というものの、まさに一世を風靡しておった、日本の文化を支配していた映画というものをどういうふうな権利構成しようとしたかということが今でも残っているんだらうと私は思うわけです。ただ、映画の場合は関係者の数が大変多いわけですから、そういう中での今のようないくつかの方法で著作権を考えたのであろうというふうに、私はこれ専門家でありませんので想像をしているわけでございます。

ただ、二次的な利用がこれほどまでに盛んになりますと、本当にそれでいいんだらうか。先ほど私は里見浩太郎さんが出てくるから映画を見たんだとかビデオを借りるんだという話を私の心理的な実際の例として申し上げたわけでございまして、その辺をどう権利構成するかというのは非常に難しい問題だと思ひますが、いずれにしても真剣にまじめに考えなければいけないことは考ええております。

○山下栄一君 将来的には、私も第二十九条の内容というものは時代の産物であるというふうに思ひ

ますので、附帯決議の中にも入っておるわけでございすけれども、第二十九条の見直しも含めまして今後ぜひとも検討をお願いしたいと思ひます。

それから、指定管理団体の問題につきまして先ほど細かくまた詳しく上山委員の方から御質問がございましたわけですが、ちよつと私も指定管理団体のイメージ等がわかりにくいんです。

運営体制でございすけれども、さまざまな権利団体はその構成メンバーである個人を含まないということをお聞きいたしました。この役員体制ですね。運営のお金につきましては会費で賄うという、こういうようなことでございすけれども、この辺はもう少し具体的な運営体制のお話をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一君) この指定管理団体は法的な機能を持つ重要な団体でございすし、それゆえに法的に多くの規制、監督規定がかかっているわけでございす。

しかしながら、あくまでもこれは私権を集中的に整理する私的な団体という性格が基本でございまして、それを構成することになるでありまして、音楽著作権協会でありまして、それから構成をされて自主的にその構成を決めておいて、なるべき性質のものでありまして、私も、さつき申しましたように、抽象的なかわりで遂行能力があるかとかそういうことはチェックをしなければいけませんけれども、個々にどれくらいの体制でどのような人がということについては余り口を差し挟むということは適当ではなからうと思ひておる次第でございす。

○山下栄一君 百四八条の八、ここに指定管理団体が集まった補償額の二割以内で行う事業につきまして、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業」、もう一つ、「著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために」、集まった補償金の「二割以内で」「支出しなければならぬ」と、こう書

いてあるわけでございす。

集まった補償金につきましてはできるだけたくさんのお金が直接著作権者その他の権利者にやり行くべきであらうかと思ひてございす。二割以内でこういう事業を行うというふうな規定になった例はほかの国にもあるわけでございす。

○政府委員(佐藤一君) これは外国にもございす。ございすが、やり方自身はいろいろなやり方をしておりますが、法律でちゃんとそのことを設けているものとそれ関係者の間で協議をして決めようというふうなことにしているもの、さまざまでございすけれども、こういったものを設けている国は多いでございす。

また、割合もさまざまでございまして、法定されているものを私もなりに調査いたしますと、少ないものは一五%、多いものは三分の二、六七%というふうな高率のものもさまざまな例があるわけでございす。

○山下栄一君 二割以内と申ししても相当な金額になると思ひますので、そういう意味で、ある程度法律の中にこういう事業という特定をしておいた方がいいのかもわかりません。

二つの事業を書いてあるわけですが、文化庁の方でそれ以外に考えられる事業はございすのでしようか。例えば、先ほど午前中もございすけれども、指定管理団体が集まったお金の二割以内で行う事業といたしまして、特に著作権に関する一般国民への啓蒙等、そういう内容なんかも入れた方がいいんじゃないかと思ひてございすけれども、この二つに限定されているということとございす。

○政府委員(佐藤一君) 共通利用の目的につきましては百四八条の八に定められているわけでございす。これは読んでいただきますと、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業」というのが一つと、それから「並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」、この二通りを書いてあるわけでございす。

この共通目的の事業というものは、もともとこのお金は権利者に帰属すべきものではございすけれども、しかし調査の精度等、経費の都合でどうしてもこれは一〇〇%正確に実態を調査することはできません。したがって、精度の関係でその調査から漏れてしまうようなケースもございすので、むしろ間接的な助成といひますか間接的に使うことによって著作権全体に裨益をすることということが目的とされているわけでございす。

○山下栄一君 先ほど申しました一般の国民への啓蒙等の事業は入っているわけですね。

ちよつと別の観点でございすけれども、先ほども上山委員の方から機器には一%、二%、媒体にはという話がございすけれども、価格に上乗せする補償金の具体的な割合でございすけれども、機器と媒体で扱いが少し違ひますね。その理由はどうかということですか。

○政府委員(佐藤一君) 数字的に積算を詰めていったわけではございすません。経験的なところが多いわけでございすし、また全体として言えますことは、先ほど申しましたように、機器の場合は比較的高額なものでございす。現状で生み出されておりますものを見ましても数万円、それも十万円に近い数万円から上の価格帯にあるものでございす。それに対して、記録媒体の方は極めて単価が低いというような実態を踏まえながら考えたものであるというふうな思ひてございす。

○山下栄一君 機材の方、媒体の方が初年度、二年度は一%で三年度から三%と、順次引き上げるわけにはいかないのかなという、そういう素朴な疑問なんですけれども。

○政府委員(佐藤一君) ちよつと正確に御質問の意味を取りかねますが、順次引き上げる、経過措置として三年目には三%にしたいけれども、初年度及び次年度は一%というふうな金額を設定するということを合意しているということとございす。

○山下栄一君 それはわかつているんですけれども、機器の方は初年度一%、二年目は二%でした。違ひましたですか。

○政府委員(佐藤一君) 失礼いたしました。機器につきましては、三年目が二%で一年目及び次年度は一%でございす。

○山下栄一君 わかりました。

それでは、機材の方も三年目二%という同じ扱いにならないのかな。扱いを変えた理由をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一君) それは、まさに全体として単価のおよそ違うものでございす。機器の場合は数万円でございすけれども、機材は恐らく千円程度のものでもございすから、それによって得られる補償とかそういったことも総合的に勘案をして決定したものだと思ひております。

なお、これはごく直近にはアメリカでこの十月にデジタル機器について録音につき補償制度ができたばかりでございすけれども、アメリカの方で実施を予定されておる金額の考え方ともほぼ似ているような状況、つまり外国の状況をも参考にしながら決められているということも要素としてございす。

○山下栄一君 私もなかなか細かい内容等、具体的にわからない面がたくさんございまして、非常に基本的な質問で大変御迷惑をかけたわけでございすけれども、日本の国際化が進む中で知的所得権の方に關する意識につきましても特にこれからどんどんと啓蒙していき、また教育現場でもそういうふうな内容のことを教えていく時代になっていくというふうな思ひでございまして、この改正法につきましても余り報道もされておりませんので、そういう観点からも特に一般国民の啓蒙につきましても文化庁の方の御努力を今後ともお願い申し上げたい、このように思ひてございす。

それで、あと一般質問の内容になって大変恐縮でございすけれども、次に開かれる文教委員会が来年の通常国会しかないということとござい

すもので、少しトビツクな問題、特に大臣の方にお聞きしたいなど、このように思っております。

先ほども森委員の方から少し御質問ございました業者テストの問題でございます。

このことにつきましては、特に中学三年生の進路指導のあり方、また見直し、そして偏差値依存体制の見直しにかかわる問題であらうかと思うわけでございます。今回の動き、また大臣等の発言も業者テストそのものを一切なくしてしまえというところではないかと思っておりますが、さまたまな問題が取り上げられているんですけれども、今回特に大臣が厳しく御指摘になったポイントといえますが、業者テストの何が、どこが問題なのかという、そのことについてちょっと確認しておきたいと思っております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 一般論として申し上げます、私は業者テストそのものを否定しているわけではなく、なければいけないものとは思いますが、業者テストというものがそもそも白昼堂々と授業時間をつぶして行うことはもうやめていただきたいと思うわけで、それは例えば学校五日制の議論をして、月二週にするにはどういふ問題がありましようと言うと、もう皆さん、一日というのがいかに大変か、一日授業をつぶした場合には、一日休みがふえたときにこれを取り返すのがいかに大変かということとをさんざんおっしゃるのに、業者テストで授業を五回も六回も十回もつぶしている例があるというわけですから、そういうことから考えてもまことにおかしいことで、白昼堂々やるということはやめていただきたいと思っております。

結局は、その利用の仕方なんです、これが便利というところで、決して公のものではありませんから試験期日がずれておって情報飛び交って、決して正しい成績が出ていないとも言えない。しかも、どちらかというと何となく学校が打ち合わせして、一つの県をできるだけ一業者か二業者で、それだけ何というんですか汎用的に広く同じ試験を

やれば偏差値を出した場合に権威がつかますから、そういうようなやり方でこれを利用して、事実上この偏差値をもって私立の高校との事前相談とか推薦入学とかいろいろ言いますが、その事前相談というのが事実上の、一応試験は受けるけれども、単願で偏差値が幾つで、まあこんなもので手を打ちましようというように行われてきていると。

新聞報道によると、抱き合わせ入学、合格などという恐ろしい話も一部にあることが言われていたり、実質は試験を行っても入学枠の九割までをそういう事前相談で決めてしまおうといううなことになる。あるいは、塾の介在がうわさされるようなことすら報道されていくということになれば、もはやこれは教育界であってはならない姿というものがそこにあるように思えてならないわけでございます。

ですから、業者テストというものを何らかの形で、日曜日でも結構ですが、子供たちが何人か受けてみた、こんなような点数だったと。点数が出れば偏差値というのが出るかもしれない。それを中学側の先生たちが見ておいて、この子はふだんの試験ではこんな成績だし、こういう業者のテストではこんなもので、スポーツはこの程度得意でボランテニアはこのくらいやっておつてということと判断して、君々こういう学校を受けたらどうかねというのであるならば、それはいいわけの子供を多面的に見て、子供の個性を見詰めて、決して物差しの上に並べるといふやり方でない進路指導というのはいさしい進路指導であつて、そのときに例えば一回、二回業者テストは受けたとかどうかの模擬試験を受けた結果を先生が参考にするというのの当然あつてしかるべきことであります。

でも、実際はそういう行われ方ではなくて、全県下でほとんど同一の試験が行われて、その偏差値でその人間の番号が決められていって、偏差値が幾つだからおまえはこへ行きなさいというか受けなさいと。受けなさいということ行きなさい

ということが実は連動しているケースが多いというのを聞いて、私はやや、本当に遅かったんですが、これほどひどいものとは思わなかったというふうな自己批判もし国民に謝りつつ、このことをアリの一穴としながらも、大きな偏差値偏重社会、学歴偏重社会に挑戦することをもししないならば教育改革は歩も歩むことができないだろうという認識で今仕事を最後の数日させていたいただいでいるところでございます。

○山下栄一君 じゃ、今の大臣の御答弁から考えますと、例えばそういう民間の業者テストの結果に基づいて私立高校の合否判定の材料にまで使われているということは大変よくない。また、子供をそういう偏差値によって序列化してしまう、そのこと自身が大変だめなんだというお話から考えますと、一部報道された記事の中に、業者テストにかかわる例えば公的機関による統一テストみたいなものを導入したらどうかというふうなお話が大臣からあつたというように聞いたんですが、これは似たようなことになつてしまふと思うのでございまして、実際そのことについてはどうでしょう。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私は、業者テストにかわつて、いわゆる民法法人であるかあるいは公的な団体であるかわかりませんが、そういうところが行う統一テストのようなものはいいいのではないかと一度も申し上げたことはありませ

ん。むしろ、そういう公的な試験であるならばいいだろうという発想は、結局はその人間を全部一つの物差しの上に並べようということにつながりますので、業者でない分試験日がそろつとか、昔の学力テストではないかと思ひますが、試験日がそろつとか不正がないかという意味では仮にプラスの面があつたとしても、児童や生徒、特に中学生なら中学生を全部一つの目盛りで推しはかつて、おまえの偏差値は幾つというところが結局は決められていくと思ひますので、私はそうしたものを礼賛する気持ちは全くありません。

○山下栄一君 ただ、中学校の進路指導の現場では、やはり客観的なデータが欲しい。県内にあたる皆さんの高校、公立も私立も含めてですけれども、できるだけいいわけのいい高校に入りたんだ、そのためには客観的に自分がどの位置にあるかというふうなことを知りたい、校内だけの実力テストとか、また内申書だけでは位置がわからない。そういうことが実際に中学三年生の進路指導担当の先生がこういう業者テストのデータとか偏差値をやつぱり求める背景にあると思うわけでございまして、そういう観点から申しますと、やはり高校が、具体的に普通科が大半で、その普通科の大半の学校が成績のよくない生徒から上位までもうどの学校も同じという実態になつてしまふと非常に教育がしにくい。ある程度整えるために序列化されておるというふうな実態があるわけにございまして、序列化されているからこそのい学校に行きたいんだというふうな、そういうことになつてしまふと思うんです。そういう意味では、森委員も申されましたように、やはり高校の入試そのものを抜本的に見直すということがまず必要であらう。

そういう意味で、私は文部省の教育改革推進会議等でも検討されていとお聞きしておりますが、いわゆる普通科一辺倒ではなくて専科といひますか国際科とか芸術科とか、さまざまの子供たちの能力を評価ができるような専門学科を設置して、またカリキュラムも設置して、普通科であれば例えば英語とか数学が非常に重要視されて、音楽とか体育とかどうでもいんだという、そういう主要教科と副科とかいうふうな非常に同じ教科の中でも差別されてしまつていて実態をなくすために普通科にかかわる専科の体制といひますか、そういうふうなものをつくっていく必要があるんではないか。

そういう意味で、やつぱり高校そのものの改革が必要であるのではないかと。入試そのものの科目、何で生徒の力をはかるかという内容につきましても、いわゆる主要五教科だけではないという

ふうな観点からの幅広い形での選抜方式といいますが、それにかかわってくる問題じゃないか。これを運動させないと、この偏差値重視の体制は一向に変わらないのではないかと、このように考えるわけでございますけれども、どうでしょう。

○国務大臣(鳩山邦夫君) おっしゃるとおり、高校でも大学でもそれぞれの学校がうんと特色を持っていけば非常に問題の解決にいい影響が出るわけで、どこもみんな同じようなことを教えます、しかし試験でとる点数が違いますということとで、偏差値で振り分けるだけじゃなくて、この学校は大偏差値幾つの学校、この学校は偏差値幾つの学校というふうに、特徴がないとそういうことになっちゃうわけですね。

したがって、文部省でもいろいろ検討をいたしております。例えば公立の高校でも入学者の選抜にいろんな特色を持たせていいんじゃないか。あるいは、公立の高校というときもみんな同じように見えるけれども、これからは各学校、学科、コースごとの特色に応じて多様な選抜があつていいのではないかと。あるいは、その学校ごとに特色があるだけじゃなくて、一つの学校や学科の中でもまたそれを幾つかに分けて、こういう特色のある子を何人かという、こういう特色のある子を何人もという、こういうことでいろんな尺度、いろんな物差しではかつて生徒を入学させるというようなことをこれから考えていきたい。あるいは、受験機会の複数化というのは国立大学でも行われたことですが、高校段階でも受験機会の複数化というようにも考えていきたいというようにございまして。

いずれにいたしましても、これは高校入試においても大学入試においても同様の面があるかと思ひますが、また私立、公立を受験する場合を問わずいろんな尺度で人間を判断できるようにしなければならぬ。それは非常に手間のかかること、進路指導も非常に大変になると思うんです。

が、しかし個に應じた教育をやるというのが今の新しい学習指導要領の大目標なんです。個というのはそれぞれの子供さんの個性を丁寧に親切に見ていこうということですし、今度予算要求をいたしております第六次の教職員の改善計画もチームティーチングとかいろんな新しい仕組みを入れておりますが、これもすべて個に應じた指導というのができるように先生の数も改善増を求めていこう、こういうふうな考えでいるわけでございます。

ですから、本来高校入試というものを考えた場合、とりわけ私立の高校へ入学試験で入っていく場合に、推薦入学というのは多ければ多い方がいいんじゃないかというのが割合と幅広く意見としてあつたわけです。それは、それぞれの学校同士の信頼感とかいろんなものもあつたでしょう。しかし、推薦入学というのは本来偏差値で入学させるべきものではないわけでございます。この子は特別にこういう部分がすぐれているからというんな個性を認めて推薦入学でとっていくならばいい。そして、推薦入学の枠がふえていくならば、これはまさに受験の緩和になるのかもしれない。しかし、今のよう偏差値で実際の裏交渉をやつて人身売買と私が言つても人が反論できないぐらひのひどい実態というのがあつて、それで推薦入学あるいは実質上の推薦入学がふえていって残り残りの枠がほんの小さなものになつてしまつたら余計受験競争は激しいものになる、こういうふうな考えでございまして、偏差値だけで振り分けるような推薦入学だつたら、これはむしろない方がいいというのが私どもの見解です。

人の個性を見詰めて推薦入学をやるんだつたら大いに推薦入学やってくれたいと言つて、文部省もあるいは自民党の文教も動めてきたかもしれないけれども、これを全部偏差値で推薦入学を決めていこうとするならば、これはもう推薦入学という制度をとらないで試験日で最後の勝負をする方がまだ私は正しいあり方だろうと思ひます。

でございすけれども、やはりたくさんある高校の中で、それも大半が普通科で、やっぱり具体的には高校の中にいろいろ差がある。特に、主要五科目で評価される力によって高校は非常に段階に差があるという実態がある限り、私学も公立も含めてでございすけれども、やはり客観的なデータが欲しい、そのためには数字であらわされるようなものでやっぱ人間を評価したいという、そういう衝動に駆られる。

そういう意味では、偏差値中心の流れというのはまだ一向に変わらないのではないかと。たとえ、業者のテストを導入しなくても高校の定期テストでも実力テストでも全部それを偏差値に換算して、それで生徒を並べて、それによって進路指導をするというやり方はやっぱり変わつていかなければならないか。口で言うほど簡単には直らないではないかというふうに、それほどこの偏差値依存体制というのはもう何十年にわたる中でしみついておるといふふうに思ふわけでございます。

そういうことを考えますと、私は先ほど申しましたように、やはり一つは高校の中にさまざまな専科を設けて、その専科に基づく、例えば体育科であればそれに合わせた入試科目にしていくというふうな、例えば英語とか数学、理科の比重が少ないような入試科目であるとかそういうふうな方式を導入するとか、それはいろんなコンセプトが必要であると思ふわけでございますけれども、いろんな観点からの見直しをしていかないと、つまり業者テストの廃止だけではなかなか大変な問題であらうと、このように考えております。

それから、先ほど大臣申された推薦入学制度でございすけれども、全国の私学で具体的にこの推薦入学という形で本試験の前に明確に打ち出して生徒を募集し、とっておるといふふうな事例はあるんでしょいか。

○政府委員(野崎弘君) 今ちょっとデータは手元にございせんが、実例はございす。

○山下栄一君 それはどの程度か割合わかりませ

んですか。

○政府委員(野崎弘君) 今ちょっと手元にデータを持ってきておりませんので……。

○山下栄一君 できましたらその辺の、私学の推薦入学制度そのものの、内定とかそういうことではなくて、具体的に入試制度そのものとして推薦入学制度、本試験という大学みたいな形で二つというのがございしたら、またデータ等を公表していただければありがたいかと、このように思ふんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(野崎弘君) 私どもも、大臣からお話がありましたように、特色ある推薦入試というのは指導しておるわけでございますが、ただ、具体的にどういう形でやつていっているかというのはちょっと手元に十分なデータがございせんので、またよく調べまして、調べましてというのはどういうことが行われているかというのを少し事情を聞きながら、よく勉強してみたいと思つております。

○山下栄一君 よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○国務大臣(鳩山邦夫君) ちょっと最後に一言。先生、先ほどおっしゃられましたように、この問題は簡単であるわけじゃないです。言つてみれば社会風潮、社会というところと、私は反社会的な人間ではないつもりですから、社会風潮に対して挑戦をしているつもりでございます。

率直に申し上げて、学歴偏重社会というのが現にあるわけでございます。そして、そこから下つて、これは大学入試の問題もあつて高校入試の問題もあつて、何でも偏差値で輪切りをしたいという風潮がそこしみていっているわけでございます。そういう中で、教育界の相当大勢の方々がこんなものだろうと思つて過ごしてこられたわけですね。埼玉の竹内教育長のような勇氣ある方はそう多く出てきてはなかったわけですから、また文部省の今日までの対応でも、これはどこから挑戦したらいいのかという悩みがあつたんだろうと。

こういうふうにありますと、これはまさに社会風潮に対する挑戦だと私は認識をいたしております。しかし、これをやらないと臨教審が打ち出したような本当の理想の教育改革は絶対できないというふうな考えをしております。私は今の業者テスト問題というものは非常に嫌な実態が明らかにあってきて、私が知らなかったようなものもあってとひどい状態が毎日のように新聞に明らかになって絶望的な思いになることもあります。しかし、この学歴社会、偏差値偏重社会に一矢を報いて個性を尊重する、もっと国民が幸せになる世の中をつくるための教育改革であると考えれば、ここで相模言えは回しというのか何か取っかかりになる一つのチャンスが来ているというふうに私は考えます。

○橋本敦君 法案に則して質問をしたいと思えます。今回の私的録音・録画について報酬請求権制度が確立されたというそのこと自体は非常に評価できるわけですが、基本問題の一つとしてその対象となる録音・録画の機器、機材、これがデジタル方式に限定されたという問題をやっぱり一つはきっちり議論しておく必要があると思えます。

文化庁に伺いますが、昨年の十二月に今回の法改正のもとになった著作権審議会の第十小委員会の報告について日本音楽家ユニオンは、これは基本的に今日アナログ方式の録音機器が九〇・三％、録画機器が八四・九％と非常に高い普及状況になっているという状況、そういうことの中で著作権者や実演家、レコード製作者の利益の保護の必要性は当然あるということを認めておきながらデジタル機器だけに限定したというのは非論理的ではないか、こういう意見が一つは出されている。また、実演家の団体である日本芸能実演家団体の協議会、ここでも一月の機関紙で、第十小委員会の最終報告の取りまとめについてはアナログ方式を含めて全部やるべきだという意見を出したんだということも言っている、この問題について基本的

な疑問を投げかけている。こういうような意見が出てくることは文化庁ももちろん御存じです。

○政府委員(佐藤一君) それらの意見はちょうどいいように、かつ審議会へお伝えを申し上げておきます。

○橋本敦君 デジタル方式ということになりますと、今日、一般家庭用の録画機器はまだデジタル方式では商品化されていないわけですね。そういう状況から考えますと、これがたとえ商品化されたとしても、現在のアナログ方式に取ってかわるかどうか。これは基本的によく目先の見えない疑問が残っていく、これからの問題でございします。でね。だから、そういう点を考えますと、今回の制度ができて録画についてはほとんど機能しないという心配があるのではないかと。録音についても同じようなことが起こり得るかもしれない。こうなりますと、将来の課題としては、これはデジタル方式に限定しないで広範な権利を保障するという方向をもう一度踏まえた議論が必要ではないか、ということを出発点から感じているわけですが、いかがですか。

○政府委員(佐藤一君) 今回の制度をデジタル方式に限定する理由というのは幾つかあるわけでございます。

基本的には、これがアナログに比べて高品質の録音・録画が可能であるということから権利者のこむる不利益がさらに大きくなるであろう。それから、著作権審議会の第十小委員会の中では、この制度を円滑に導入するという必要性も指摘をされておりました。また、権利者の権利を実現するとする面ももちろん大切でございしますが、先ほど来御指摘ございましたように、逆に支払い義務者が一般消費者でございしますので、既にほとんどの家庭に普及しているアナログ方式の機器媒体を対象にするということは与える影響が大変大きいであろうというように理由になっているわけでございます。

デジタル方式の商品は、録音関係はことしの秋から低廉なものが大分発売をされる状況になりました。録画の関係は、御指摘のように、まだ民生用のものはございしませんで業務用のものばかりでございしますけれども、これは逐次発展をしながらも予想されていく、そういうことが予想され得る時期にきかかっているというところでございします。

八・四％、日本映画が三八・七％、こういう数字が出ておまして、家庭内での私的録画では映画が極めて大きい割合を占めるということは、文化庁もこの実態報告を御承知で認識していらっしゃるかと。

○政府委員(佐藤一君) これは著作権審議会の第十小委員会の中で報告の中で取りまとめをいたしておりました。その中で、録音・録画源別の録画実態というものがつきまして、多少今お挙げになりました数字と違いますが、主として映画のジャンルが多く挙がっているというところは同様でございます。

○橋本敦君 そういった状況の中で、法制度とかかわりが出てくるんですが、先ほども著作権法二十九条の改正問題、見直しはどうかという意見がありました。

私も同じような問題意識を持っているわけですが、その前提として伺いしておきたいのは、映画の二次的利用が今日非常に多様化して増大しているというところの中で、実際にはその権利保護が実演家や映画監督に二次的利用に関して保障されていないというのはいくらも得ないんで、どうするかというふうには私は思わざるを得ないんですが、制度的欠陥ではないかというほど多く議論がされているはずですが、文化庁としてはその点はどのようにお考えですか。

○政府委員(佐藤一君) これは昭和四十五年の著作権法の御提案にさかのぼるわけでございますけれども、多くの権利者が存在をする。その権利を円滑に調整し、かつ実態と適合させていくためには現在のような制度というものは当然あつてしかるべきものであります。

また、これは条約を初め、各国の状況ともおおむねの点では一致をしている点もあるわけでございます。

○橋本敦君 現在の実態にそれが合っているかどうかという、そのことの認識がまたあなたと違うんですね。著作権法の十六条では映画についてはどうい

言ひ方で決めているか、ちよつとみてくれますか。

○政府委員(佐藤一君) 十六条は「映画の著作物の著作権」という規定であります。

映画の著作物の著作権は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作権を除き、製作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。

とございます。

○橋本敦君 その文言を理念的に解釈するならば、映画監督やあるいはその他のいわゆる重要なメインスタッフ、これらの皆さんが全体的形成に寄与する創作的な活動でそういった寄与をした場合には、これはやっぱり著作権の権利保護の対象にはなり得るという考え方が一部はそこにベースとして示されているように解釈していいのではないかとこのように思いますが、どうお考えですか。

○政府委員(佐藤一君) ただいま読み上げました第十六条では、著作権としての規定を置いてございます。この著作権にどのような権利を与えるかというのは十七条以降に定められていることであって、十七条以降の中では著作権人格権は残っているわけではございますけれども、その他のいわゆる狭義の著作権については二十九条の規定によって当該映画製作者に帰属するというシステムになっているわけでありまして、このシステム自身は先ほど申し上げましたように、一定の合理的な根拠があると私も考えるわけではございます。

○橋本敦君 そこで、問題はあなたのおっしゃる通りに、二十九条で製作者にということで帰属をさせているという、それは一つのまとの考え方です。ね、事態をどう把握してだれに権利を付与するかというところ、そこへいくプロセスとして、実際には監督やメインスタッフにそれぞれ著作権の隣接権利関係を保護してもいいという考

え方が理論的には今の著作権法で全然ないんじゃないかと、それはあるけれども、政策的な観点から二十九条ということで締めくくったというように私は見ていいのではないかと、こう解釈しているんです。

だから、したがってそうなりますと、今日の社会的な状況の発展や、それから国民意識のいろんな変化ないし著作権の保護に対する私的財産権保護といったことの要請からずつと考えていきますと、著作権法二十九条は、これは見直すというところがそろそろ検討課題にのつてもいい時期にきているという認識を持って対処するのが私は今後の課題をやっていく上で大事ではないかというように思っているわけですね。

この問題について、文化庁は今言った二十九条を見直すということは特に今の時点で考えないというところですが、これについても関係者からのかなりの要望が出てくることは承知をしております。

○政府委員(佐藤一君) この問題につきましては映画監督協会から御意見をちょうだいをしていただくのは承知いたしております。

また、先ほど御質問にお答えをいたしました、協議会を設けているということも申しましたが、その協議会の場におきまして各関係者、製作者も含めていろいろな御意見が出されているところでございます。

○橋本敦君 現実の当面の解決として文化庁の方は、先ほどの答弁にも製作者と映画監督やメインスタッフとの間の契約の中身で善処していくというところをちよつとおっしゃったわけですね。それは改善の策として私はそういうことがあってもいいと思うし、そういった契約の中で具体的に権利保障が前進するように文化庁も指導的意見をお述べいただくのもこれはいいと思んですが、そういう契約というのは、これはあくまで当事者の意思の合致がないとできませんから、権利として法的に保障するという問題は依然として残るわけで、将来この問題についての課題として引き続き検討

するという姿勢でおつてほしいと要望したいんですが、いかがですか。

○政府委員(佐藤一君) この問題については、著作権審議会の第一小委員会では当面制度を改正するということは困難である、しかし関係者の協議によって二次的利用についての解決を図っていくべきである、こういう筋道の中で動いてきているわけでございます。

その中で拝見をいたしますと、映画監督側からの実態の御説明もございしますが、逆に製作者側から見ても実態の把握の仕方がございします。例えば、現状ではもはやつくった映画の配給収入だけで全体を考えているわけではないというように、これも勘案しながら、つまりビデオ化したり放送したりするということも勘案しながら、監督との契約、出演者との契約等も結んでいるという実態の披露もございします。それを逆にどういうふうに把握するのがよいかというようにもございします。

で、そういう協議会の場で議論が練れてまいりましたら私もそれを受けとめていろいろな検討をすることはやぶさかではございません。

○橋本敦君 それでは、次の問題に進みますが、もう一つの問題は実演家の保護の問題であります。

言うまでもありませんが、著作権については著作権法上明確に人格権が付与されているわけで、その中身としては公表権、氏名表示権あるいは同一性保持権といった、そういう問題があるわけですね。ところが、今日ビデオがこれだけ発達し、録音・録画が実演についても普及している中で、実演家にこういった人格権の保障ということが確立されていない問題が新たに提起されております。これについても衆参の文教委員会でも附帯決議がなされた経緯もありまして、この確立は文化庁としても「今後の検討課題」だというように衆議院の外務委員会でも答弁された経過も私にこに八年六月二十一日の議事録で拝見をしておるんですが、これからの課題としてのお考えはいかがでしょう。

○政府委員(佐藤一君) 実演家の人格権に関する問題は、現行著作権法上はそういうものは定められておりません。それから、実演家等保護条約にも明文の規定はございませんし、諸外国でも立法例は少ないという状況でございます。ないわけではございません。

しかし、一方実演家の人格的な利益が侵害をされた場合の救済につきましては、これまで判例の積み重ね等によりまして、民法上の不法行為に基づきいわゆる肖像権というように概念も議論をされ、こういった考え方でも権利を保護するという、そういう道筋も少しずつ上がってきているようにございます。

映画のビデオソフトその他で映画の利用が多様化をしておりますので、実演家の人格権の問題は私どもとしても重要な課題だと考えておりますけれども、先ほど来申し上げておりますような協議の場等を通じてこの問題がどのように展開するか、そういうものに大きな関心を寄せてまいりたいと思っております。

○橋本敦君 じゃ、そういった方向で関心を持って御検討いただくことを要望しておきます。最後にになりましたが、これは大臣にも御答弁いただきたいと思うんですが、視聴覚障害者の皆さんが公表された著作物を適正、公正に利用する、こういったことは非常に大事な問題になっております。

実際問題としても、字幕をつくってそれですぐに理解できるというような、そういうことで苦労していらっしゃる団体もあることは文化庁も御存じのとおりであります。ところが、実際はそういった字幕ビデオをつくって努力する中でこの著作権問題がひとつの障害になってきて、許諾金やあるいは著作権問題だということではなかなか一般化が進まないという、そういう状況で苦労していることが数多く報告をされているわけがあります。

しかし、健常者と同じように障害者の皆さんがテレビを楽しみたい、また学びたいというのは当

然の人間の要求でありますから、これを保障するということを行政としてはぜひとも現実的な問題として施策に乗せて推進してほしいと思うわけですね。

この点について今文化庁のお考えはどうなっておりますか。この点の改善について大臣として御見解はいかがであらうか、このことを伺いまして、質問を終わりたいと思うんです。

○政府委員(佐藤一君) 現状を最初に御報告申し上げますが、聴覚障害者のための字幕入りビデオの作成ということにつきましては、一方ではそれを行います場合に音声の内容を要約したり省略するということに伴いますので、それと映画の著作物の複製に当たるといふことから個々の著作権者からの許諾が必要となるわけでございます。しかし、多数の権利者と個別に連絡をとるといふことがなかなか難しいというので、そのため、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターというところが窓口になりまして、低廉な使用料で包括的な権利使用を行うという契約が結ばれつつございます。

そういう状況でございます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) これは、障害者の皆様方にもできる限り健常者と同じように文化を楽しむというところという私どもの気持ち、あるいは行政もそれにこたえなければいけないという責務と、しかしまた著作権者の皆さんの人格権や、もちろん経済的な面もそうでしょうが、これを侵してはならないというバランスの問題だろうと思っております。

ただいま佐藤次長から説明がありました、今後障害者の方々が文化を楽しむような、例えば聴覚障害者のために字幕を入れる問題等についてもできるだけ適切なルールが確立してスムーズに事が運ぶように期待をしております。

○乾晴美君 連合の乾でございます。大変お疲れのところだと思ひますが、私で最後でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどから問題になっておりました著作権審議会の委員の問題ですけれども、この委員会だけでなく国にはたくさん審議会があると思ひます。そのときに、どなたがその中にお入りになっているかというところは本当に重要だと思ひます。思うわけでございます。先ほど上山委員の方からのおっしゃいましたが、私も賛成でございます。ぜひ考えてほしい。いわゆる消費者の、ユーザの代表者を入れるべきであるというように思うわけですね。

そのためには、消団連といましようか消費者団体連合会なんかもあるんですけれども、そういう中からお入りになって、ユーザの立場の御意見がしっかりとこの中に反映できるようにならないういかというふうに思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(佐藤一君) この問題は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、仕組みとしてはいろいろな仕組みで公益的な立場を確保する仕組みが二重三重にできている中で最後の仕上げとしてこういう審議会を置いているということでございます。

御意見は、先ほどもちょうだいをしましたようなことは頭に置いておきたいと存じますけれども、具体的にどうするかということにつきましては私は私どもはまた具体、個別に即して判断をさせていただきますと思っております。

○乾晴美君 その次に、私の録音・録画に関する意識調査というのをなさっているようなんですけれども、私は非常に高い数値だと思ひます。この私の録音・録画に関する意識はどのぐらいあるかということなんです、認知度が六四・

一%、非常に高いと思ひます。これは平成四年七月になされたそうなんですけれども、全国で満十五歳以上の男女二千二百九人というふうになっていますが、全国といつても大体どの地方にどれぐらいなさったかというのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(佐藤一君) これは残念ながら全国

どの地方ということはおわかっておりません。住民基本台帳によって抽出をしたと書いてございますので、恐らく全国無作為に抽出をしたものと考えてございます。

○乾晴美君 この著作権につきましては非常に面白いところがあるところではないかというように思ひます。それは認知の問題もありませんし、どれぐらい著作権の事を御存じなのか。私の録音・録画はだめなんだということをどれぐらい御存じかということも大切だと思ひます。

午前中の議論の中で刈田委員もおっしゃっていましたが、私もやっぱりパチンコ屋に流れている音楽とか夏のビーチにかかっているレコードとか、またはホテルなどのバックミュージックなんかはどうなっているのかなというふうに思ひます。今回の場合は、例えば学校についてはいいんだということになっているようなんですけれども、そのほかでやっているフォークダンスに使用しているようなレコードとかダンスパーティーでやっている、チャリティーでも音楽を流しているとかいろいろな面があると思ひます。そこら辺、どのように著作権法が適用されているのかとされているのか、把握されているのか、全部からきちっと精査されていたかというふうなことをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一君) かなり多くのケースについてお尋ねでございますので、少しお時間をいただくとになりますけれども、法律関係を最初に整理いたしておきます。

パチンコ屋などのレコードの再生演奏でございますけれども、基本的には現行の著作権法は音楽の演奏には録音物の再生を含むでございます。

したがって、パチンコ屋、デパートなどでレコードを再生演奏するのは原則的には演奏権が働くわけでありまして、実は四十五年の立法当時に、それ以前の法秩序の中では再生は出所の明示を条件として自由だったということがありまして、これ

は経過措置として一定の場合を除き自由とされているわけでございます。したがって、現時点で申しますと、パチンコ屋、デパート、ホテル、そういったところでの再生演奏については特に権利が働かないわけでございます。

それから、バスの中のカラオケビデオでございますが、バスの中のカラオケビデオは上映主体が一応バス会社ということになるわけでございます。したがって、営利を目的とした上映に該当いたしますので、映画の著作権者から上映の許可を得る必要がございます。ただ、この権利処理については社団法人日本バス協会と社団法人日本ビデオ協会の間で一定の契約が結ばれている、こういう状況でございます。さらに、上映するだけでなくてカラオケビデオの伴奏で乗客に歌唱させるといふことになりましたと、音楽の著作権者からの許諾も必要になります、これについてもバス協会と日本音楽著作権協会の間で一定の権利処理がなされているわけでございます。

それから、学校以外の場所での運動会やフォークダンスでございますが、これは原則として演奏権が働きますけれども、営利目的でなく、かつ聴衆または観衆から料金を徴収しないという条件に当たれば著作権法三十八条一項の規定によりまして許諾を得る必要がないということになるわけでございます。

それから、夏のビーチでございますが、ビーチでレコードを再生演奏する場合、これも考え方としては同じでございます。演奏権は働きますが、再生演奏が営利目的でなく、かつ聴衆または観衆から料金を徴収しなければ三十八条一項が働きます。しかし、これはそういうものに該当しないというふうな認定をされるケースの方が多いいのではないかと感じいたします。

あとはチャリティーパーティーについてお尋ねでございますが、チャリティーパーティーなどで音楽を演奏するということにつきましては、基本的には音楽の著作権者から演奏の許可を得る必要がございます。窓口は音楽著作権協会になるわけ

けでございます。これも先ほど来の三十八条一項が働くかどうかという要素がありまして、すなわち非営利の催しで、かつ鑑賞の対価を徴収せず、さらには演奏者に報酬が支払われないときにはこれは自由にできますけれども、恐らくチャリティー・パーティーといつても、そのチャリティーというのは一種の対価になると思いますので、具体的には支払わなければならないというようなケースに該当するのではないかと思っております。

これらにつきましては、それぞれ音楽著作権協会等が許諾いたしましたものの照合をするという形で実態については適宜調査をしているというような状況にございます。

○乾晴美君　いろいろ詳しく説明していただいて
 ありがとうございます。

そのように、個々にわたって違っているということが一般の人たちによくおわかりにならない場合もあるのではないか。そういうことで、今回導入されるこの制度というのは、結局ユーザーに値上げというか非常に負担がかかっていくことなので、もっと広報活動とか啓発活動は積極的にするべきでないかというふうに思うわけです。

こういったことを具体的にどうなさるのか、制度導入について関係者はどのような努力をこれからなさっていくかというおつもりなのかお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤禎一君)　まず、今回の制度改革に直接かかわることを御答弁申し上げますと、これは言うまでもなく広く補償金の支払いの義務を課しますものでございますので、国民の理解が必須であると考え、第十小委の報告がなされた直後から広報活動を行っているわけでございます。さらには、関係者に対してもそういった広報活動を行ってほしいという要請をできておりまして、権利者とメーカーはこういった要請に基づきましてことしの春から夏にかけて新聞、週刊誌あるいは情報誌等を通じて広報活動を行っているわけになります。

その結果、認知度が高まっているのではないかと
という評価もさせていただいているわけですが、
引続きこういった活動は、
私ども、引き続きお願いいたします。また、
今回制度をお認めいただきましたより積極的
に展開をしなければいけないと考えてございま
す。

さらに、この制度に限らず、一般的に著作権思想の普及といふことにつきましてはこれまでも幾つかの努力をしてきておりまして、具体的にはセミナーを開きますとかあるいはビデオ等の教材をつくつてビデオライブラリーにお流しをするといふような活動もやらせていただいているわけでございますけれども、このことについてもさらに強化をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○乾晴美君 こういったデジタルがこれから普及するであろうということに先駆けてこの法律ができておると思います。私的使用を超える場合、もちろん違反になるんだろうとは思ってんですけど、そういった私的使用を超えた利用もふえてくるのではないかとというように思うんですが、そのときのチェックはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(佐藤禎一君) これは、私的使用を超えた場合は目的外使用となるわけでございまして、当然著作権料を払っていただかなければいけません。ないわけでございしますけれども、これは現在でも著作権者の団体が通常の手続によつて許諾をしているものについても販売データ等との照合活動を行つてきているわけでございます。こういった活動というものはだんだん経験により方法についても積み重ねがございしますので、工夫、改善をやりながらチェックをさせていただきたいと思つています。

○乾晴美君 この補償金は卸業者のところまで徴収されるわけですね。そうすると、一般の消費者にはわかりにくいと思うんですけども、その表示はどのようになっているわけですか。内税とか外税もあるけれども、表示を一応するのかしないの

か。

○政府委員(佐藤禎一君) これは具体的に指定管理団体のこれからの業務のあり方となるわけでございますけれども、これまで関係者の間で議論をされておりますところでは、権利者と製造業者の間に補償金とその料金に含まれているということと製品のパッケージ等に表示するということが必要ではないかと考えられておりまして、そのようなためにはどういう手順でパッケージをつける作業をするかということを具体的に御検討くださっている段階でございます。

○乾晴美君 私、それでいいかなというふうに思いますけれども、今回のこの著作権法の一部を改正する法律がきつかけとなつて、例えば一般のコピー機とかに、品質がよい高性能だということでかけようかなということですから、これから高品質のものであればカメラにしてもコピー機にしてもというように、これが一つのきつかけになつて拡大解釈してぎつとききやしないかなといううな心配もしているんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤積一君) この問題は、今回の制度的な仕組みとして三十条で定めております私的録音・録画というものが国際基準であるベルヌ条約九条二項にいう、通常の使用を妨げ、かつ権利者の権利を阻害していることになっているという状態に達しているので、三十条の現在の秩序のままではおかしいだろうという結論に達したわけでございます。

同様なことがほかの案件、例えば今挙げられ
ました複写の問題等について出てくれば当然考えら
れるわけでありまして、そのときは、これはやは
り権利者の立場も考えて改めて制度を整理する必
要があるのかというふうに思うわけでございま
す。

○乾晴美君　次に、ほとんどの議員さんがおっ
しゃったと思うんですけども、映画監督の問題
です。

私も大変映画が好きでして、国会に当選させて

いただきましたときに一番入りまいたのが映画
 議論というところでございまして、非常に映画が
 好きです。ですから、映画と監督の関係というの
 は今さら私が申し上げるべきことでもありません
 し、もうよくおわかりのことだと思ふんですけれ
 ども、やはり映画製作の中心的立場にあるという
 のは監督さんなんです。その中心的存在である監
 督さんが著作権者でないとの理由で外されている
 というのは、やっぱり監督さんにしてみても納
 得しがたい問題ではなからうかと思えますね。俳
 優さんがいても、シナリオが幾ら素晴らしいもの
 があつたって、やはりそれを有効に使つたり創作
 的につくっていくのは監督だろうと思ひますから
 ね。

これも、ずっと附帯決議を見せたいいただきますと、ほとんどのときにこれが出てきているわけですね。皆さんがおっしゃっていて、そして附帯決議がついているにもかかわらず、やっぱりいろんな理由をおっしゃって入らないわけなんです。附帯決議に書くだけじゃなくて、実のあるもの。この際して差し上げられたらいいのになというように思います。再度御答弁願いたいと思います。

○政府委員(佐藤穰一君) 附帯決議で直接御指摘
 いただいているのは実演家のお話でございます
 て、監督の話では直接はないようでございますけ
 れども、まあそれはさておき、監督をめぐるそ
 ういう御議論があるということは、そしてまた御
 主張があるということは、先ほど来御答弁申し上げ
 ておりますように、十分私どもも承知をしてい
 るわけでございます。

したがって、そういう意見を披瀝しながら著作権審議会の中でも審議を重ねてきているわけでありまして、当面二次利用ということにつきまして協議に移すわけでございますけれども、そういう場を通じていろいろな議論が成熟をいたしてまいりますれば、私どもとしてもまた著作権審議会の場で御検討いただくべきことであらう、こういうふうに考えるわけでございます。

○乾晴美君 先ほど午前中もお聞きしたんですけれども、外国の著作権者にもそれを適用していいというところなんですか。国内にいると、トラブルは心配ないでしょうか。国内にいるといふのは、アメリカならアメリカ、ドイツならドイツの方々にどのような形でそれが支払われていくのかということについてお伺いします。

○政府委員(佐藤一君) 本法は内国民待遇をとってございまして、御指摘のように、外国の著作権者、実演家、レコード製作者にも補償金が当然実態が出てくれば分配されるわけでござい

す。これまで実は著作権者、JASRAC(日本音楽著作権協会)では、外国の著作権の管理団体との間に相互管理契約を結んでいるという実態がかなりございまして、その契約に基づいて集めた補償金を送金しているわけでありまして、実演家につきましてもそのような、それに近い実態でございまして、レコード製作者だけはレコード会社同士での原盤供給契約等に基づいて行われている、こういうふうな把握をしているわけでござい

ます。アメリカにおきましてもこの十月に同様の制度が立法化をされてございまして、私どもとしては関係各団体間の相互管理契約等が恐らくはスムーズに結ばれていくもの、こういうふうな考えの次第でござい

ます。○乾晴美君 最後に、大臣にお伺いしたいと思

いますけれども、何といたってこの著作権思想の普及、啓蒙ということが一番大事だろうというように思っていますので、御見解を伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 著作権の保護というこ

と消費者とかユーザーの関係というのは、このバランスは非常に難しいものだと思いますが、いわゆる知的所有権というものについてどの程度の認識や理解を国が示しているかあるいは国民が理解度を持っているかということ、すなわち、言葉は変かもしれませんが、どの程度の著作権大国であるかというのはその国がどの程度上等な国であるかどうかという一つの指標になるような気がいたします。こういうことを言っているわけではないんですが、例えば海賊版とかいうようなことで世界じゅうが悩まされるのは、結局は、国として一流の発展を遂げているところから海賊版というものがやってくるというケースは余りないわけでありまして、恐らくかつては日本人が海賊版をつくっておったという時代もあったかもしれませんが、これが、これだけの経済発展を遂げた以上は、日本は本當の意味での著作権大国にならなければいけないし、国民みんなも著作権について正しい理解を持つように啓蒙していかなければならないと思っております。

率直に申し上げて、例えば二次利用とかそういうようなことに関して言えば、何でも我々が負担しなくちゃならぬのかという疑問をぬぐい去れない方がいるだろうと思ふんです。レコードを買う、それが著作権者にお金が入るのはよくわかるんですが、二次利用というもので何で金を払わなくちゃいけないんだらうか。まして、カラオケ歌うとどうして金を取られるんだというところはしばしば聞かれることでございまして、国内的にもこの著作権思想というのはいくつと普及しなくちゃならないというところが一つ、もう一つは、でき得れば著作権大国として世界じゅうに対して国際貢献という面で著作権というものをと広く訴えていく、そんな国に日本がなればと思

います。○委員長(松浦功君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませ

んか。○委員長(松浦功君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませ

んか。○委員長(松浦功君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませ

んか。○委員長(松浦功君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませ

んか。○委員長(松浦功君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませ

著作権法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
○委員長(松浦功君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林君。
○小林正君 私は、たゞいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、連合参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。
著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府及び関係者は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一 指定管理団体が行う権利者への補償金の分配、私的録音・録画以外の用に供するための特定機器又は特定記録媒体の購入者への補償金の返還及び著作権等の保護に関する事業等のための支出については、権利者及びユーザー等の信頼を得て適切に行われるよう努めること。
二 衛星放送、有線テレビ、ビデオグラムの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化・増大化している等の事情を考慮し、映画監督、実演家等の権利の適切な保護等について検討すること。
三 レコードによる音楽の演奏権の及ぶ範囲及び写真の著作物の保護期間については、関係者による条件整備の状況等に配慮しつつ、制度的対応について検討を進めること。
四 視聴覚障害等の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方途を検討すること。

右決議する。
以上でございます。
○委員長(松浦功君) たゞいま小林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
○委員長(松浦功君) 全会一致と認めます。よって、小林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、鳩山文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山文部大臣。
○国務大臣(鳩山邦夫君) たゞいまの御決議につきまして御趣意を体しまして今後努力をいたしたいと考えております。
○委員長(松浦功君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(松浦功君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(松浦功君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。
本委員会は、今期国会におきましても、教育、文化及び学術に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(松浦功君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(松浦功君) 次に、教育、文化及び学術に関する調査を議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。
まず、木宮理事より第一班の御報告をお願いいたします。
○木宮和彦君 去る九月十六日と十七日の二日

間、宮城県及び岩手県に委員派遣が行われましたので、その調査結果の概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、松浦功委員長、小林正理事、山下栄一理事、小野清子委員、上山和人委員、國弘正雄委員、橋本敦委員、乾晴美委員、そして私、木宮和彦でございます。

初日はまず宮城県庁に赴き、本間知事、大立目教育長等より、県勢及び県教育の概要と国への要望事項について説明を伺いました。

その中では、まず九月から導入された学校週五日制についてその円滑な実施を図るため、市町村教育委員会の対応を第一に今後とも多様な施策を講じていく方針が示されました。また本県でも増加の傾向にある登校拒否への対応については、適応指導教室の開設などを初めとして、その解決に向けた積極的な対策を講じている現状の説明がなされました。

さらに、今後の県教育の課題として、二・四・三％にとどまっている大学進学率の向上、公立小中学校の校舎に占める木造建物や危険建物の割合の改善、図書館の増設の必要性などが指摘されました。

なお、国への要望事項として、次期学級編制及び教職員定数改善計画の早期策定と実施、私学助成の拡充など五点が挙げられました。

次いで東北大学を訪ね、西澤学長より説明を伺いました。

その中で学長は、大学における学術研究のあり方について、基本はまず人の水準であるが、優秀な研究者が大学に残らなくてはならない。また、高価な施設や設備ではなく、独創的な着眼と創意工夫によって世界に先駆けた基礎研究を行うとのスピリットが弱くなりつつあると、現状への危機感を示されました。深く心に刻んでおくべき貴重な御指摘であります。

説明の後、強磁場超伝導材料研究センターを訪ね、ハイブリッド・マグネットを視察いたしました。

これは超伝導を利用することによって世界最強の磁場を生みだせる装置であり、超伝導材料の性質の測定などに大きな成果を上げております。模型等を用いた説明も伺い、今後の研究成果に大いに期待するとともに、人間の知性と科学技術の豊かな可能性に改めて思いをいたしました。

次に松島の瑞巖寺を訪ね、国宝に指定されている本堂や庫裡などの豪壮な伽藍と重要文化財である障壁画などを拝見いたしました。

現在、瑞巖寺では障壁画本体の保存修理事業とともに、描かれた当初の姿を再現する復元模写事業を行っております。この復元模写は全国的にも珍しいそうであり、文王呂尚図などを拝見し、一同その色遣いの鮮やかさに強い印象を受けました。

翌日は、まず宮城県立西多賀養護学校を訪ね、伊藤校長より説明を伺いました。

本校は国立療養所西多賀病院に入院している筋ジストロフィー症の子供たちを初めとして、小中学部合わせて百四十三人が在籍する病弱養護学校であり、運動会や弁論大会などの各種の行事の開催や地域の学校との交流に特に力を入れております。病弱や障害に負けない子供たちの笑顔とひたむきに学ぶ姿勢、また熱意と明るさを持つ指導されている教職員の方々の姿を拝見し、深い感銘を受けました。

以上で宮城県での日程を終え、岩手県に向かいました。

岩手県では、まず国の特別史跡と特別名勝に指定されている毛越寺に赴き、平安様式を模して平成元年に建立された本堂などを拝見いたしました。また、毛越寺では岩手県の諏訪副知事、高橋教育長等と当面する教育問題などについて懇談いたしました。その席上において、文化財保護に係る国庫補助事業の確保、国立体育大学及び国立博物館の設置など五項目の要望が寄せられました。

続いて、平安美術の宝庫と言われる中尊寺を訪ねました。

金色堂や讃衡蔵において国宝や重要文化財を初めてとする数多くの文化財を拝見し、奥州藤原氏の栄華にしばし思いをはせるとともに、先人より受け継いだこうした貴重な文化財を子々孫々にまで伝えていくことの重要性を改めて痛感いたしました。

最後に、奥州藤原氏の政庁跡とも言われる柳之御所跡の発掘調査現場に赴き、概要の説明を伺うとともに、出土品の一部を拝見いたしました。

本格調査は北上川遊水池と平泉バイパスの建設に伴い、昭和六十三年から実施されておりますが、地元や歴史研究者などから遺跡の保存を強く求める声も上がっております。今後、関係者の英知を集める中で、遺跡の保存と遊水池等の建設の両立を図ることがぜひとも必要であると感じました。

以上で報告を終わりますが、詳細に触れることのできなかった宮城県及び岩手県の要望につきましては、本日の会議録の末尾に掲載していただくようお願い申し上げます。

最後に、この場をかりまして、両県並びに関係の皆様方に改めて厚く御礼を申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○委員長(松浦功君) 次に、田沢理事より第二班の報告をお願いいたします。田沢君。

○田沢智治君 去る九月八日から十日までの三日間、北海道に派遣されました第二班の調査の概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、肥田美代子委員、山本正和委員、刈田貞子委員、江本孟紀委員と私、田沢智治でございます。

第一日は、まず寺山北海道教育長から道の教育概況と国に対する要望事項について説明を受けました。

北海道では、明治初期より、開拓を担う人材の養成を重視するという開発政策がとられてまいりました。札幌農学校では英語による授業が行われ、函館にはロシア語学校が設置されておりました。また女子教育の面でも、いち早く宣教師によ

り女学校が開設されております。

北海道が国土の二割以上を占める広大で豊かな自然に恵まれていることは御存じのとおりであります。自然と人間が触れ合う伸びやかな教育環境を求めて、毎年全国各地から多くの児童が山村留学のために来道しております。ただその一方、人口密度が希薄なため、僻地校や小規模校の比率が極めて高く、学校の適正規模を維持することが大きな課題となっております。

生涯学習に関しては、現在、振興基本構想の策定作業を進めており、年内にも公表できる段階にあると聞いております。また、潤いのある生活をもたらす地域文化の創造発展を図るため、札幌交響楽団への活動支援やアイヌ民族文化の伝承保存対策を行っております。

なお、北海道の教育の振興に大きな役割を果たしてきた私学に対しては、長期的な生徒減少期を迎え、厳しい学校経営が予測されることから、学校経営の健全化、父母負担の軽減を図るために各種助成を進める等、特色ある私学づくりの支援に努めていると聞いておりました。

次に、北海道大学を視察いたしました。

廣重学長の説明によりますと、大学院教育が基幹大学としての責務であるとの自覚から大学院に重点を置いた改革を行っており、また広大なキャンパスを有効活用すべく大学全体の総合的見直しも検討しているとのことでありました。さらに、外国の大学等との国際交流についてもより一層活発に進めながら、百十六年の歴史に培われた開拓精神を維持していきたいとのことでありました。

なお、去る八月十日の工学部における酸欠事故につきましましては、学内に委員会を設けて事故原因を調査中とのことでありましたが、通常では起こり得ない事故であり、今後このようなことのないよう再度気を引き締めて総点検を行っていくとのことでありました。

次に理学部を訪れ、堀理学部長から説明を受けました。

当学部では、専門分野間にまたがる境界領域もカバーできるよう講座を再編制して、より近代的な体制を整えつつあるとのことでありました。地質学鉱物学においては、鉱物や化石等の貴重な標本を拝見した後、生物学科においては、ザリガニの脳神経を観察することによってその働きを探るという興味深い実験を拝見いたしました。

続いて農学部を訪れ、七戸農学部長から説明を受けました。

最古の歴史を誇る当学部も学部改革を行い、こ

としては八学科を七学科に再編制いたしました。農

学は余りに専門分化し過ぎて本来の役割を果たし

得なくなっているとのことであり、札幌農学校以

来の伝統である実物を使った実験を通じて総合的

な応用性を取り戻す試みを行っているとのことであ

りました。しかし、実物教育に必要な不可欠な農

場等の施設の老朽化、狭隘化には著しいものがあり

ます。さらに、最近では世界各国からの留学生が

増加しているため、留学生の受け入れ体制という

観点からも施設を早急に整備する必要があるように

見受けられました。

北海道大学を後にして、昨年四月開校した札幌

市立高等専門学校を訪れました。

同校は、全国初のデザイン系高等専門学校であり

ます。地形をそのまま生かした校舎は自然に溶

け込み、それ自体が教材であり教科書でありまし

た。五年間を通じて積極的な美術教育が行われる

ことになっており、今後、創造性に富み、幅広い

実践活動に役立つ人材の育成が期待されておりま

す。

次に、同校に隣接する「札幌芸術の森」に参り

ました。

四十ヘクタールという広大な丘陵地に、美術、

工芸、音楽など幅広い分野にわたる芸術の工房や

広場を配した総合芸術村であります。芸術家や市

民が滞在しながら創作活動を行うことができ、内

外の異なるジャンルの芸術家や市民の交流の場と

なっております。

二日目は八雲市を訪れ、道立八雲養護学校を視

察しました。

同校は、進行性筋ジストロフィー症児、重症心

身障害児などの病弱児童生徒を対象に教育を行っ

ております。橋本校長は、子供たちは病氣と闘い

ながら、残された少ない時間を後悔しないよう一

生懸命勉強するんだと言って頑張っておりま

す。おっしゃっていただきました。私たち一行の訪問を

歓迎してくださった児童の屈託のない笑顔に、教育の

役割とは何か、子供に希望を与えるために何をす

べきか改めて考えさせられた次第であります。

八雲市を後にして函館市に参り、木戸浦函館市

長と市の教育概況等について懇談をいたしました。

同市では、北海道教育大学函館分校を母体とし

た国立函館大学を新設するよう強い要望がありま

した。

三日目は、まず重要文化財であるハリストス正

教会及び旧函館区公会堂を訪れました。

両所とも行き届いた修復がなされ、保存状態も

よく、同市の文化財保護にかける熱意が感じられ

ました。

次に、函館市立中部小学校において、給食を試

食いたしました。

同校では、学年の異なる二学級ずつが交代でラ

ンチルームを利用する交流給食を行っております。

下級生は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

とにより、食事は上級生と一緒に食事をするこ

公立義務教育諸学校及び公立高等学校における児童・生徒の学級編制及び教職員の定数改善は、第五次及び第四次改善計画により、平成三年度をもって完結したところでありましたが、さらに学校教育の発展・充実を図るため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校の学級編制及び教職員定数の次期改善計画を早期に策定・実施する必要があると見做されます。

二 義務教育費国庫負担制度及び教科用図書無償制度の堅持に関する要望

(要旨)

学校事務職員及び栄養職員の給与費等の義務教育費国庫負担制度については、地方財政負担の増大をもたらすことのないよう、今後引き続き現行制度を堅持されますことを強く要望いたします。

また、義務教育教科書の無償給与制度を今後とも引き続き堅持されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

(理由)

学校事務職員及び栄養職員は、学校の基幹的職員であり、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、今後とも現行制度を堅持する必要があります。

また義務教育教科書の無償給与制度は、憲法の掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するために、昭和三十八年に実施されて以来、既に二十九年を経て、今日では国民の間に深く定着しており、今後とも引き続き継続することが必要であります。

三 公立学校施設整備事業に対する財政措置の拡充に関する要望

(要旨)

公立学校施設の計画的な整備促進を図るため、次の事項の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

- 1 事業量の確保、補助率、補助単価及び補助基準面積の改善
- 2 危険建物改築補助対象基準の千点引き上げ

措置の制度化
3 大規模改造事業に係る補助制度の充実
4 児童生徒交流施設整備等補助制度の継続
5 産業教育施設整備の充実

(理由)

各地方公共団体は、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の施設整備に努めてきましたが、今後ともその充実促進を図る必要があります。

四 私立学校の経常的経費等に対する財政措置の強化に関する要望

(要旨)

学校教育における私立学校の果たす社会的役割の重要性並びに私立学校の深刻な財政危機の現状に対処するため、財政措置の強化を図る必要がありますので、次の事項についてお願いいたします。

1 私立学校振興助成法に基づく経常的経費に対する国庫補助を拡充するとともに、地方交付税による財政措置の拡充を図ること。

2 専修学校及び各種学校に対する国庫補助制度の創設並びに地方交付税による財政措置の拡充を図ること。

(理由)

私立学校が、我が国の公教育を分担し、重要な役割を果たしていることにかんがみ、これら私立学校の教育条件の維持向上及び私立学校生徒を持つ父兄の経済的負担の軽減を図り、併せて私立学校の財政基盤の強化を図る必要があります。

五 学校週五日制の条件整備に関する要望

(要旨)

1 地域や児童生徒の実態に応じた、より多様な情報を得るため、調査研究協力校の拡大を図るようお願いします。

2 学校週五日制の完全実施に向けて、教育課程の見直しに早期に着手するようお願いいたします。

3 休業日における学校の開放や、高等学校における生物飼育、生産実習等の業務、特殊教

育諸学校等の寄宿舎生への対応などのため、人的、財政的措置を講ずるようお願いいたします。

また、地域社会における児童生徒の活動の場を確保するための施策を充実するようお願いいたします。

(理由)

平成四年九月から実施されているが、この制度が円滑に行われるよう条件整備を図る必要があります。

この学習指導要領の基本的なねらいである「心豊かな人間の育成、自己教育力の育成、基礎基本の重視と個性教育の推進、文化と伝統の尊重と国際理解の推進」を達成するためには、教育内容の多様化、指導方法の個別化等を考慮するとともに、学級編制に弾力を持たせるなど、学校や地域の実情に応じた教育を行うための措置が必要になってまいります。

(第一班) 岩手県の要望事項

教職員配置改善計画について
新しい学習指導要領による新教育課程の全面実施が、平成四年度の小学校を皮切りにスタートしました。

この学習指導要領の基本的なねらいである「心豊かな人間の育成、自己教育力の育成、基礎基本の重視と個性教育の推進、文化と伝統の尊重と国際理解の推進」を達成するためには、教育内容の多様化、指導方法の個別化等を考慮するとともに、学級編制に弾力を持たせるなど、学校や地域の実情に応じた教育を行うための措置が必要になってまいります。

このような中であって、文部省において公立義務教育諸学校の第六次教職員配置改善計画が策定されたことは、まさに時宜を得たものと考えております。

つきましては、児童・生徒一人一人に目が届き、個が生かされる教育の実現のため、第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画が来年度から実施されるとともに、第五次公立高等学校教職員配置改善計画が早急に策定されますよう特段の御配慮を要望します。

公立文教施設の整備に係る国庫補助・負担事業量の確保について
小・中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の校舎、屋内運動場の新増築、危険建物の改築並びに大規模改造等公立文教施設の整備については、積

極的に努力を重ねておりますが、なお事業量の拡大が望まれております。

つきましては、地方公共団体が計画する事業量に見合う国庫補助・負担枠を確保されますよう特段の御配慮を要望します。

国立体育大学の設置について

我が国においては、所得水準の向上、余暇時間の増加、国際化等の社会経済の発展に伴って、体育、スポーツ、レクリエーションの普及が目覚しく、その態様も高度化、多様化、国際化へと広がりをみせているところであります。

このような動向に対応するとともに、生涯スポーツ等の振興に資するため、今後必要とされる様々な分野の指導者の養成、確保を図るとともに、スポーツ医学等の学術研究の進展に対応した新しいタイプの国立体育大学を設置することが、極めて重要な課題であると考えられます。

本県は、各種野外スポーツに適した広い県土と恵まれた自然環境、アルペンスキー世界選手権大会の開催などウィンタースポーツに適した気象条件、さらには、首都圏との日帰り圏となった高速交通ネットワークの形成など、このような体育大学の立地に最適な条件を具備していることから、県として専門の方々をお願いし、今後我が国に必要と思われる生涯スポーツ、冬季スポーツ、野外スポーツ、障害者スポーツ、健康スポーツ、スポーツ医学などの分野の教育、研究を行う国立体育大学の具体的な構想を取りまとめ、今後その具現化のため、さらに積極的に取り組んでいくこととしております。

つきましては、このような国立体育大学の設置が、我が国の体育、スポーツ等の振興はもとより、地域の発展にも大きく寄与するものであることを御理解いただき、早急に調査を実施し、本県に国立体育大学を設置されますよう特段の御配慮を要望します。

国立博物館の設置について
豊かな自然に恵まれた本県は、日本列島の北の文化の中心として、歴史の各時代を通して特色あ

る文化を育み、優れた文化財を数多く生み出してまいりました。

特に縄文文化は、日本文化の基層をなすものとして高度な内容を誇っており、さらに、奥州藤原氏によって築かれた平泉文化は、豊かな国際性をも兼ね備えた超一級の文化であります。

これらの北の文化財については、本県としても従来から調査研究を続けてきたところであります。が、漸くその一部を明らかにし得たにすぎません。

このような中で、北の文化に重点を置いた国立博物館により調査研究が進められることは、我が国全体にとりまして大きな意義をもつものであると考えられますが、残念ながら、現在のところ国立博物館は、設置場所、展示の主題が関東地方と近畿地方に限定されているのが実態であります。

つきましては、平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化、大陸や北海道と本州との交流といった大きな課題の解明を著実に進め、我が国の文化の振興に大きく寄与するため、国立博物館を本県に設置されますよう特段の御配慮を要望します。

文化財の保存、整備及び活用に係る国庫補助事業量の確保について

文化財の保存、整備及び活用を図るため、史跡等の整備、活用や文化財の保存事業の計画的推進に努めておりますが、なお事業量の拡大が望まれております。

つきましては、地方公共団体が計画する文化財の保存、整備及び活用、特に史跡の買い上げ、史跡等の保存整備に係る事業量に見合う国庫補助金を確保されますよう特段の御配慮を要望します。

(第二班) 北海道の要望事項

一 公立文庫施設等整備事業の促進について
公立文庫施設等整備事業に係る地方公共団体の計画事業が、円滑に実施できるよう次の事項について特段の御配慮を願います。

1 公立学校施設の整備事業について、地方公共団体が要望する必要事業量を確保されるときに、国庫補助単価を現状に即したものに改善されるよう十分な予算措置を講じることを。

2 社会教育施設の整備事業について、定額補助の定率化を図るとともに、補助金額の増額を図ること。

3 体育施設の整備事業について、国庫補助単価及び補助率の引き上げを図るとともに、補助金額の増額を図ること。

二 公立学校の学級編制及び教職員定数の改善について
「第六次公立義務教育諸学校教職員定数配置改善計画」及び「第五次高等学校教職員定数配置改善計画」が、平成五年度から実施されるよう特段の御配慮を願います。

1 効果的な教育指導を実施するため、公立高等学校の四十人学級をはじめ、公立小・中学校の複式学級及び特殊学級並びに特殊教育諸学校の学級編制基準の計画的改善

2 新しい指導方法の導入・選択履修の拡大など個に応じた多様な教育の展開のための教員配置を初め、きめ細かい生徒指導の充実、通級指導の導入、小学校専科教員の充実、特殊教育諸学校の養護訓練担当教員の増員などのための教員配置及び円滑な学校運営のための教頭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員の計画的改善

三 国民体育大会の冬季大会の開催について
本道における冬季スポーツの振興を図るとともに、国民のスポーツに対する関心を高めるため、国民体育大会冬季大会の開催について御尽力をいただくよう特段の御配慮を願います。

1 平成九年を開催期とする第五十二回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を北海道で開催すること。

〔開催希望地 釧路市〕
四 国民文化祭の北海道開催について

北海道の地域文化振興を図り、うるおいとふれあいのある北の文化の創造に資するため、全国的な交流の場である国民文化祭を北海道で開催されるよう特段の御配慮を願います。

〔開催希望年度 平成十年度または平成十一年度〕
五 国際先住民年記念事業の実施について
一九九三年(平成五年)の「世界の先住民のための国際年」に当たり、アイヌ民族の文化を広く国民に紹介し、アイヌ文化に対する理解を深め、国際先住民年がアイヌの人達を含め、国民全体にとって意義ある年となるよう次の事業の実施について特段の御配慮を願います。

1 国立劇場及び全国主要都市でのアイヌ古式舞踊などの公演をする「アイヌ文化祭」の開催

2 国立博物館事業としての「アイヌ文化特別展」の開催
六 高等教育機関の拡充整備について
高等教育機関への進学機会を確保し、優れた人材を養成するため、次の事項について特段の御配慮を願います。

1 道南地域の高等教育の機会均等と専門分野構成の充実整備を図るため、函館市に北海道教育大学函館分校を母体とした「国立函館大学」を設置すること。

2 生涯学習の時代に即応し、新しい教育システムによる大学教育を広く提供するため、「放送大学ヒデオ学習センター」を北海道に複数設置すること。

文教委員会付託請願中採択一覧表(二件)
第一号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
第三号 現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
第七五号 青少年の保護に関する法律制定に関する請願
第六二二号 小中学校事務職員・栄養職員に対する

する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
第七八三号、第七九八号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員配置改善計画の実施、教員給与の改善に関する請願
第九七〇号、第九七一、第二〇五号、第二二四七号 学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願
第一〇八四号、第一〇六六号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

十一月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第一号)
一、現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第三三三号)
一、国民の祝日「海の日」制定に関する請願(第四九号)

第一号 平成四年十月三十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者 東京都豊島区駒込三ノ九ノ一〇三 片山信 外六千名
紹介議員 上野 雄文君

義務教育諸学校への学校事務職員の配置は、昭和二十八年の義務教育費国庫負担法の施行により学校運営に必要な制度として確立している。大蔵省は、昭和六十年度の予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度を抜本的に見直す方針を明らかにした。その中に、学校事務職員・栄養職員の人員費の削減に関する項目があったが、この八年間、これらの人件費の削減は見送られてきた。それにもかかわらず、平成五年度予算編成において、この問題が浮上することは必至の情勢である。平成四年度予算では共済費追加費用の一般財源化が決まり、大蔵省の当初の見直し案のうち、残るは我々の人件費のみとなった。厳しい文教予算の中

で、人件費の地方負担の問題が再燃すること大きな不安を抱かざるを得ない。また、義務教育費国庫負担法から学校事務職員が外された場合、職員の配置規制からも外れ、地方財政の差異により左右される不安定な状態になる。このことは、学校事務職員制度を根底から揺るがすことを意味し、全国の学校事務職員の労働条件・身分に重大な影響を及ぼすものである。今日、学校運営において、学校事務職員の果たすべき役割はますます大きくなりつつあり、むしろ、その制度の充実が求められている。ついては、この重大な制度変更を伴う措置に強く反対し、義務教育諸学校の学校事務職員を義務教育費国庫負担制度から除外しないための必要な措置を採られたい。

第三号 平成四年十一月四日受理

現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一
紹介議員 鈴木 省吾君

政府は、昭和五十九年以来、国の財政ひっ迫を理由に義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、旅費・教材費・恩給費などの一般財源化を進めてきた。また、政府は、この制度見直しの一環として、来年度予算における学校事務職員・栄養職員給与の義務教育費国庫負担制度からの適用除外を進める意向と側聞している。学校事務職員・栄養職員は、義務教育の中で教員と同様大変重要な役割を果たしている基幹職員であり、その人件費の一般財源化は、地方財政力の格差による配置の格差となり、教育の機会均等・教育水準の維持向上に大きな影響を及ぼすものと憂慮される。ついては、現行義務教育費国庫負担制度を堅持されたい。

第四号 平成四年十一月五日受理

国民の祝日「海の日」制定に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 目黒武尚
紹介議員 吉川 芳男君

四面を海に囲まれ、資源の乏しい我が国は、天然

資源や農産物資源などのほとんどを海外に依存し、その大半を海上輸送によって確保しながら、貿易立国として今日を築いてきた。また海は、国民の憩いの場として親しまれ、マリンスポーツによる余暇活動の場として、新たな役割も期待されている。このように、我が国と海とは、歴史的・文化的及び社会的に深くかかわりがあることから、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、さらに国際化社会に向けて、これからの海の利用と安全及び環境保全について十分考えなければならぬ。ついては、「国民の祝日に関する法律」を改正し、「海の日」(七月二十日)を国民の祝日として制定されたい。

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、青少年の保護に関する法律制定に関する請願(第七五号)

一、すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願(第一五六号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)(第一六五号)(第一六六号)

第七五号 平成四年十一月六日受理

青少年の保護に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市下京区大宮通丹波口下ル大宮三ノ二ノ三 加藤つる
紹介議員 西田 吉宏君

京都市では、青少年を健やかに育てたいという市民の大きな願いを込めて、少年少女向けポルノコミックなどの青少年に有害な図書類の販売制限等を新たに盛り込んだ、「青少年の健全な育成に関する条例」が、平成四年三月二十日に改正施行された。ところが、いまだ少年少女向けポルノコミックや猥褻(わいせつ)写真雑誌等が、一般書店やコンビニエンスストアにおいて、青少年でも多量かつ容易に購入できる状態で販売されている。二十一世紀を担う青少年が、心身ともに健や

かに伸び伸びと成長することは国民すべての願いであり、大人一人一人に課せられた重要な課題である。近年の社会は享楽的風潮がまん延し、これに伴って青少年を取り巻く環境も著しく変化している。こうした中で、青少年を健やかに育成していくための良好な環境づくりこそが、今正に求められているところである。京都市内の各関係機関においては、改正条例の趣旨を踏まえて、出版社や書籍販売店等に対し、有害図書販売自粛の要請など適宜指導を実施しており、一部関係業界の自主努力の成果も見られるところであるが、京都府が発表した条例改正後における立入調査結果によれば、青少年に有害な図書類を取り扱っている状況は、書店で三割弱(うち三割が分離陳列していない)、コンビニエンスストアで三割強(うち六割が分離陳列していない)など、行政指導や自主努力だけではその徹底が困難な状態である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、青少年に有害な影響を与える出版物等の環境の排除について、国が強力な指導と積極的な対応を行うこと。
二、青少年の保護を徹底するための法律を制定すること。

第一五六号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願
請願者 名古屋市中区白鳥二ノ三〇一
西谷孝一 外百三十四名
紹介議員 市川 正一君

国連が、世界各国政府に呼び掛けた「国連・障害者の十年」も今年、最終年を迎えた。政府においては、「障害者対策に関する長期計画」等の策定とその推進を図り、障害者に対する施策の充実を進めてきた。この十年を振り返ると、障害基礎年金制度や小規模作業所への補助金制度の創設、また内部障害者・精神薄弱者に対する交通運賃割引制度の適用など、いくつもの制度が新設・拡充さ

れ、過去のどの十年とも比較できないほどの施策の改善が進められた。こうした制度は、障害者の「自立」にとってなくてはならないものばかりであり、今後更に拡充されることはもちろん、障害者が一人の人間として平等に生活できることを基本に、法・制度の見直しが一層進められることも、多くの障害者・家族の切実な願いとなっている。このことは、国連の障害者に関する諸決議を我が国の障害者施策の上で具体化することであり、またアメリカ障害者法の制定など今日の国際的な流れとも言える。ついては、「国連・障害者の十年」最終年に当たり、障害者・家族が安心して生活できるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、すべての障害児に豊かな教育を保障するため、学校建設・教職員の増員など、教育条件を整備すること。また後期中等教育の保障、学校五日制に伴う社会教育等の充実を早急に実施すること。

第一五七号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願
請願者 福岡市城南区長尾三ノ七ノ二三ノ三〇三 中川広子 外百三十四名
紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一五八号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願
請願者 東京都八王子市石川町一、九九六
ノ七 亀山栄子 外百三十四名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一五九号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山一ノ三九ノ三ノ

紹介議員 藤田 弘君 外百三十五名

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六〇号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 札幌市中央区北六条西二五丁目
コーポ千葉七 永井和子 外百三十四名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六一号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 千葉市中央区赤井町七三四 寿楽
徹 外百三十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六二号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 京都府亀岡市三宅町一ノ八ノ三
上羽好昭 外百三十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六三号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 大阪府枚方市藤阪西町一ノ一一ノ
三〇一 高木みさを 外百三十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六四号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福島五八五ノ二 江
口厚子 外百三十四名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六五号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡坂井村草場七、六
八三 若林久子 外百三十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六六号 平成四年十一月十一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者 埼玉県三郷市鷹野二ノ三六一 渡
辺尚美 外百三十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

十一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 紛争処理(第百五条 第百十一
条) 第六章 権利侵害(第百十二条 第百十
七条) 第七章 罰則(第百十九條 第百二十四
条)

「第五章 紛争処理(第百五条 第百十一
条)を 第六章 紛争処理(第百五条 第百十一
条)を 第七章 権利侵害(第百十二条 第百十
七条)を 第八章 罰則(第百十九條 第百二十四
条)」

の二(第百四條の十一)

八条に改める。

第三十條中「使用すること」の下に「(以下)私的使用」という。を加え、同条に次の一項を加える。

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第四十三條第一号並びに第四十九條第一項第一号及び第二項第一号中「第三十條」を「第三十條第一項に改める。

第八十六條第一項中「第三十條から第三十二條まで」を「第三十條第一項、第三十一條、第三十二條」に改め、同条第二項中「第三十條」を「第三十條第一項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第八十九條第二項中「第九十六條第一項」を「第九十六條」に改める。

第九十六條第二項を削る。

第二百二條第一項中「第三十條から第三十二條まで」を「第三十條第一項、第三十一條、第三十二條」に、「同条第二項」を「第三十條第二項の規定は、著作権隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四條第二項に改め、同条第四項中「第九十六條第一項」を「第九十六條」に改め、同項第一号中「第三十條」を「第三十條第一項」に改める。

「第三十條第一項」に改める。

第二百十九條各号中「第三十條」を「第三十條第一項」に改める。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 私的録音録画補償金

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四條の二 第三十條第二項(第百二條第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるものを除く。以下この章において「私的録音」という)に係る私的録音録画補償金

二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるものを除く。以下この章において「私的録画」という)に係る私的録音録画補償金

前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権利を有する。

(指定の基準)

第百四條の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合については、ハ及びニに掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合については、ロからニまでに掲げる団体を構成員とすること。

イ 私的録音に係る著作物に關し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録音に係る著作物に關し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 私的録音に係る著作物に關し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録音に係る著作物に關し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)二 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務(第四百四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この章において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足る能力を有すること。

(私的録音録画補償金の支払の特例) 第四百四条の四 第三十条第二項の政令で定める機器(以下この章において「特定機器」という。)又は記録媒体(以下この章において「特定記録媒体」という。)を購入する者(当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。)は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行つた私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第四百四条の六

第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

(製造業者等の協力義務) 第四百四条の五 前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合に、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者(次条第三項において「製造業者等」という。)は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に關し協力しなければならない。

(私的録音録画補償金の額) 第四百四条の六 第四百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第四百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)及び第四百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、第七十一条の政令で定める審議会に諮問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に關する規定) 第四百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に關する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金(第四百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の分配に關する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に關する事項を定めなければならない。

(著作権等の保護に關する事業等のための支出) 第四百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金(第四百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の額の二割以内で政令で定める割合に相當する額を、著作権及び著作隣接権の保護に關する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、第七十一条の政令で定める審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告の徴収等)

第四百四条の九 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができ、(著作権に關する仲介業務に關する法律の適用除外)

第四百四条の十 著作権に關する仲介業務に關する法律(昭和十四年法律第六十七号)の規定は、指定管理団体が行う補償金関係業務については、適用しない。

(政令への委任) 第四百四条の十一 この章に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第五條の二 中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

附則第十五條の次に次の一条を加える。
(レコード保護条約により保護の義務を負うレコードに係る複製権についての経過措置)
第十五條の二 新法第九十六條の規定は、専ら放送又は有線放送の目的をもつて新法第八條第四号に掲げるレコードを複製する場合には、当分の間、適用しない。

附則 附則第十七條中「第六章」を「第七章」に改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定(第

百四條の四、第百四條の五並びに第百四條の八第一項及び第三項に係る部分を除く。及び附則第十七條の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の購入(小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。)に係る新法第百四條の四第一項の特定記録媒体により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に行われる新法第百四條の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。

3 施行日前の購入に係る新法第百四條の四第一項の特定記録媒体により施行日以後の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四條の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合には、当該特定記録媒体は、新法第百四條の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定記録媒体により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四條の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合の当該特定記録媒体についても、同様とする。

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十五日)

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第六二二号)

一、義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願(第七七〇号)
一、教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学

生・父母の経済的負担軽減に関する請願(第七七四号)
一、義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員配置改善計画の実施、教員給与の改善に関する請願(第七八三号)(第七九八号)

一、「障害者の日」を「国民の休日」とすることに関する請願(第八二二号)

一、私学助成に関する請願(第八三六号)
一、教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願(第八五四号)(第八七七号)

一、民間施設に通学する不登校の児童・生徒への「通学定期旅客運賃」の適用に関する請願(第九三〇号)

一、私学助成に関する請願(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)

一、学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(第九七〇号)(第九七二号)

一、大学院生の研究・生活条件改善要求等に関する請願(第一〇〇二号)

一、教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願(第一〇六九号)

一、義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願(第一〇八三三号)

一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第一〇八四号)

一、学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(第一一〇五号)
一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第一一〇六号)

一、大学院生の研究・生活条件改善要求等に関する請願(第一一〇九号)

一、障害児の豊かな地域での生活と発達を保障するための社会教育・障害児福祉の充実に関する請願(第一一五四号)

一、教育諸条件の改善に関する請願(第一一七六号)

一、私学助成に関する請願(第一一八二二号)(第一一八三三号)(第一一八五五号)(第一二〇七七号)(第一二二〇号)(第一二二一一号)(第一二二二二号)(第一二二三三三号)(第一二二四四号)(第一二二五五号)(第一二二六六号)(第一二二七七号)(第一二二八八号)(第一二二九九号)(第一二三〇〇号)(第一二三一一号)(第一二三二二号)(第一二三三三三号)(第一二三四四号)(第一二三五五号)(第一二三六六号)(第一二三七七号)(第一二三八八号)(第一二三九九号)

一、学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(第一二四七七号)
一、私学助成に関する請願(第一二五一一号)(第一二五二二号)(第一二五三三三号)(第一二五四四号)(第一二五五五号)

第六二二号 平成四年十一月二十四日受理
小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 岐阜市加納梅田町二〇塩谷第一ビル 渡辺武義 外五千九百四十七

名 紹介議員 藤井 孝男君

現行の学校事務職員制度は、昭和二十八年の義務教育費国庫負担法の施行後、学校運営に必要な制度として定着し、全国で約四万四千名の学校事務職員が配置されている。また、学校栄養職員は、昭和四十九年から負担法の対象となり、全国で約八千七百名が学校給食の運営に当たっている。この義務教育費国庫負担法は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る重要な法律の一つとして、今日の日本の教育を支えてきた。ところが、大蔵省は、昭和六十年度予算編成以来、義務教育

費国庫負担制度の見直しを進めており、その中で学校事務職員・栄養職員の人事費の削減を挙げている。こうした措置が採られると、地方自治体に財政負担増をもたらすばかりでなく、学校事務職員・栄養職員の身分・勤務条件に重大な影響を及ぼすことになる。今日、学校教育における学校事務職員・栄養職員の果たす役割は、ますます重要なものとなりつつある。ついでには、義務教育費国庫負担制度から学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を除外しないよう必要な措置を採られたい。

第七七〇号 平成四年十一月二十六日受理
義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願

請願者 名古屋市緑区神の倉一ノ二〇七 高木威 外七百九十名

紹介議員 吉川 春子君

義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年以降制度化され、憲法・教育基本法に保障された教育の機会均等、水準向上に大きな貢献を果たしてきた。しかし、政府は国の財政事情を理由に同制度の見直しを行い、昭和六十年度における教材費、旅費の適用除外を始めとし今日まで様々な削減を行い、地方への転嫁はますます増え続けている。これは、地方財政を圧迫し、義務教育の公平な推進に大きな影響を及ぼすものである。ついでには、同制度の維持と充実・発展を望む立場から、次の事項について実現を図られたい。

一、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、既に削減・除外された教材費・旅費・共済費などの国庫負担を復元すること。

第七七四号 平成四年十一月二十六日受理
教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願

請願者 京都市北区紫野西蓮台野町一〇一タス栗井一〇六 片岡明 外六百十名

紹介議員 西山登紀子君

- 一、教育・大学予算の大幅な増額を行うこと。
- 二、私立大学に対する経常費補助金を経常費総額の二分の一にまで高めること。
- 三、日本育英会奨学金制度を充実させること。また給費制奨学金制度を創設すること。
- 四、父母・学生の教育費負担を軽減する大幅な教育減税を行うこと。
- 五、「国際人権規約」を完全に承認し、高等教育の無償化を進めること。

第七八三号 平成四年十一月二十六日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員配置改善計画の実施、教員給与の改善に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡大平町蔵井二、〇四ノ二 山本豊 外四千九百四十八名

紹介議員 刈田 貞子君

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり、国民のすべてに對し全国共通的に一定水準を保障するため、国が必要な諸経費を負担し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする制度である。この度の予算編成において、財政支出の見直しがあつても国庫負担制度の趣旨を尊重し、地方財政を圧迫することのないよう義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求める。また、今年度予算計上された教職員配置改善計画に対する予算措置についても、新学習指導要領にかかわる新しい教育を積極的に推進する重要な施策であることをかんがみ、その実施を強く求める。さらに、今後とも、教員給与について人材確保法の趣旨に基づいた給与水準の維持向上が損なわれることのないよう、財政措置に対する特段の配慮を図るよう求める。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教職員配置改善計画の実施並びに教員給与の改善を行うこと。

第七九八号 平成四年十一月二十七日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員配置改善計画の実施、教員給与の改善に関する請願

請願者 山口県下松市幸町二五四 永松強 外四千九百五十七名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七八三号と同じである。

第八二一号 平成四年十一月二十七日受理

「障害者の日」を「国民の休日」とすることに關する請願（二通）

請願者 東京都板橋区小茂根一ノ一〇七 渋谷敏雄 外九百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

十二月九日は「障害者の日」である。昭和五十二年十二月九日に国連で「障害者の権利宣言」が採択されたのを記念して、国際障害者年である昭和五十六年に、この日を「障害者の日」とすることが政府によつて定められた。障害者と言っても、身体の不自由な人、知能面・精神面で障害を持つ人、治療法の確立していない難病の人など様々で、何らかの障害を持つ人は十人に一人であり、これから高齢化が進むとその割合は一層高くなる。昭和五十七年に国連で採択された「国連・障害者の十年」、「完全参加と平等」をテーマに、国際規模でいろいろな事業が展開されており、平成四年にその最終年を迎える。この間に多くの施策が図られ、着実に成果を上げてきている。しかし、働く場や生活の場の確保、所得の保障、障害者の住みやすい街づくりなど、残されている課題もまだたくさんある。そこで、「国連・障害者の十年」の最終年を一つの節目として、障害者と障害のない人がともに暮らしやすい社会づくりを考え、「完全参加と平等」の実現を目指すための一日として「障害者の日」であることを求める。ついで、国民の休日」とすることを求める。ついで、障害者福祉の一層の増進と、「国連・障害者の十年」の意義を継承し発展させていくために、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、十二月九日「障害者の日」を「国民の休日」として制定すること。

二、十二月九日「障害者の日」がすべての国民に周知徹底するよう、政府が適切な措置を採るようになすこと。

第八三六号 平成四年十一月二十七日受理

私学助成に関する請願

請願者 大分県臼杵市江無田四四組 若林 純一 外千五百七十九名

紹介議員 小林 正君

私学振興は国の重要な責務であり、私学助成の充実・改善は、今後重点的に取り組まなければならない施策である。このようなかで、高等学校への進学は今日、事実上義務化の状態にあり、国民は豊かな高校教育が行われることを等しく期待している。私立高校に通学する生徒は、全国で百六十万（全高校生の約三割）に達しており、公教育を担う私立高校に対する国の助成は極めて重要である。高校への進学率が高い現状にもかかわらず、例えば私立高校の入学時納付金は公立高校の五・七倍となっており、公私立格差の是正、父母負担の軽減が強く求められている。一方、我が国高等教育の学生数の約八割を担う私立大学の教育研究の画期的な充実は、激動する世界の中にあつて日本が高度な教育研究体制を確立して、国際社会に貢献する上で優先的に講じなければならない施策である。また、私立大学では、学生一人当たりの教育費の国費負担割合が、国立大学の十二分の一であることを見ても、国の助成拡充は極めて重要である。ついで、私学教育の重要性を認識し、次の事項について実現を図られたい。

一、私立学校での父母負担を軽減するとともに、教育条件改善のための私学助成を拡充すること。

1 高等学校生徒急減期を迎え、学級規模の縮小など私立高校の教育条件の維持向上等に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実に努めること。

2 私立高等学校の学級編制の標準を改善する

よう努めること。

3 私立学校に対する教育施設費補助の充実に努めること。

4 過疎県の私立高校に対する特別補助を今後とも継続し、その充実に努めること。

5 私立大学の教育研究のより一層の充実のため、今後ともその経常的経費及び教育研究装置等の補助の充実に努めること。

第八五四号 平成四年十一月二十七日受理

教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願

請願者 京都市西京区大枝北番掛町二ノ七ノ八 宮崎洋伸 外千八百五十名

紹介議員 笹野 貞子君

第八七七号 平成四年十一月二十七日受理

教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願

請願者 京都市左京区高野東開町一ノ二 三東大路高野第三住宅二四ノ四〇 三三上宏平 外千八百五十名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第七七四号と同じである。

第九三〇号 平成四年十一月三十日受理

民間施設に通学する不登校の児童・生徒への「通学定期旅客運賃」の適用に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台八ノ一三ノ六名 二〇 宮崎龍美 外三万三千二百二十名

紹介議員 堂本 暁子君

登校拒否・不登校の児童生徒は、近年増加の一途をたどっており、文部省調査では、平成三年度で三十日以上欠席の小・中学生は六万七千人に上り、高校中退者も前年度調べで十二万四千人に達している。これまで登校拒否・不登校の子供たちは、社会的偏見の中で強制的な訓練や治療の対象

として扱われ、不当な苦しみを味わってきた。そして今も「戸塚ヨットスクール事件」、「嵐の子学園事件」に代表されるように、子供の人権を無視したやり方が「教育」の名の下に行われている。

一方、そのような社会状況の中で、登校拒否・不登校を受け止め理解し、彼らの生き方に添って学習権を保障しようとする民間の学び場が次々に生まれてきた。そういう民間施設で元気に自立の道を歩む子供たちが、今や着実に増えてきている。文部省は学校外で元気に成長する子供たちの存在を認め、民間施設に通うことを認める方針を打ち出した。それに先立ち、民間施設への通学を「出席扱い」にする判断も示している。しかし、その通学への経済的手当もまだなされていない。民間施設に子供たちを通学させている親の経済的負担は大変なものがある。不登校の子供たちの居場所を維持するための費用に加え、家庭の近くに適切な場がないため、遠距離通学を余儀なくされることも多く、経済的負担に耐えられない家庭も出てきている。民間施設に通う子供に通学定期の発行を求める意見が、平成四年四月七日参議院文教委員会会で取り上げられ、文部大臣は「検討しなければならぬ問題の一つとして認識する」と回答した。不登校の子供たちの学習権を保障し、自立の歩みを援助することは、時代の要請と言える。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、不登校の児童・生徒が通う民間施設への通学には、すべての者に通学定期旅客運賃を適用すること。

二、前記が制度化される以前においては、当面の措置として、民間施設に通う場合も東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則第三十六条第四項にある「実習のための通学定期乗車券」が使用できるように取り計らうこと。

第九四四号 平成四年十一月三十日受理
私学助成に関する請願

請願者 東京都昭島市昭和町五ノ八ノ二三
ノ三〇三 出合健太郎 外四千三

百五十九名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九四五号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 千葉県流山市平方一、二〇八ノ一
江良繁造 外七千七百五名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九四六号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 東京都国分寺市新町三ノ二二ノ一
〇 木村晃 外四千三百五十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九四七号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市中央二ノ八ノ一
先崎広明 外一万八百四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九四八号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 埼玉県蓮田市江ヶ崎一、五〇三ノ一
一七 志賀重幸 外四千九百八十七名

紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九四九号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 横浜市長谷区金利谷東四ノ一七ノ
三ノ二〇四 長岡重雄 外五千六百六十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五〇号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 東京都小平市上水南町三ノ一七ノ
四一 橋本圭市 外六千七百七十六名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五一号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 東京都田無市向台町五ノ四ノ一ノ
二六 高木正明 外五千七百四十六名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五二号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 千葉県松戸市牧の原一ノ二〇ノ九
〇九 山田治男 外四千三百七十七名

紹介議員 櫻井 規順君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五三号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 岩手県盛岡市本町通三ノ一五ノ
三四 小笠原真美 外八千百十三名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五四号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 埼玉県浦和市北浦和二ノ三ノ二〇
中村文一 外五千二百四十一名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五五号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 茨城県水戸市笠原町一、五二六ノ
九ノ二〇一 徳永博昭 外五千二百八十一名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五六号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 千葉県船橋市南三咲二ノ一七ノ二
徳田純也 外四千五百九十五名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五七号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 東京都品川区品川一ノ二三ノ七
石坂隆雄 外六千四百四十四名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五八号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 栃木県小山市大字梁一、〇八七ノ
二 田中強史 外五千二百三十六名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九五九号 平成四年十一月三十日受理

私学助成に関する請願

請願者 広島市南区段原東浦町二ノ九 木
村隆志 外四千三百八十名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九六〇号 平成四年十一月三十日受理
私学助成に関する請願

請願者 東京都三鷹市新川二ノ九ノ一三
吉田桂二 外七千二百八十二名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九六一号 平成四年十一月三十日受理
私学助成に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡常北町石塚二、二
〇六ノ二 加藤木広美 外四千五百七十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九六二号 平成四年十一月三十日受理
私学助成に関する請願

請願者 千葉県我孫子市東安孫子一ノ六ノ
七ノ二〇一 大野富士章 外六千五百九十二名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第九七〇号 平成四年十一月三十日受理
学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担
堅持に関する請願

請願者 埼玉県浦和市栄和五ノ一〇ノ三
加藤信子 外三百三十四名

紹介議員 上山 和人君

学校教育は、職種の異なる職員がそれぞれの職種の違いを超えて、子供たちのために協力することによって成り立っている。学校事務職員は、学校予算・施設の管理など教育諸条件の仕事を通して、また、栄養職員は、豊かで安全な給食づくりと食生活の指導を通して、子供たちの健全な成長と行き届いた教育を保障するために重要な役割を果たしている。文部省も学校教育に不可欠な「基幹職員」と位置付けているところである。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその

水準の維持向上を図る上で重要な役割を果たしている。ところが、大蔵省は昭和五十九年以来、学校事務職員・栄養職員の給与費半額国庫負担適用除外等の動きを執り行っている。ついては、学校教育の充実・発展を望む立場から、次の事項について実現を図られたい。
一、学校事務職員・栄養職員の給与費半額国庫負担制度を堅持すること。

第九七一号 平成四年十一月三十日受理
学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担
堅持に関する請願

請願者 和歌山県日高郡印南町西ノ地七七
七 岡本公夫 外三百四十八名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一〇〇二号 平成四年十一月三十日受理
大学院生の研究・生活条件改善要求等に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区旭町二ノ一ノ一
六〇〇 倭正美 外百三十六名

紹介議員 山本 正和君

近年、我が国の大学・大学院における教育・研究環境の劣悪さが、各界・各方面から深刻な問題として取りざたされてきた。例えば、科学技術会議諮問第十八号答申は、「我が国の現状を見ると、大学及び国立試験研究機関の施設・設備の老朽化・陳腐化及び研究費、研究支援経費等の研究資金の低減が著しい」とし、大学財政懇談会の「高等教育充実についての要望」は、「このまま推移すれば、日本の大学は長期にわたり培ってきた教育研究上の活力を次第に消耗し、社会の要求する人材の養成や学術研究の展開に支障を来すおそれが大いと言わざるを得ない」とするなど、大学の惨状は限界に達していると言える。こうした現状の最大の要因は、文教費の貧弱にあると言えらる。千九百八十年代以降、我が国の文教予算の一般会計に占める割合は低下の一途をたどり、国立

学校特別会計への一般会計からの繰入率、公立・私立大学経常経費への国庫補助率も著しく低下してきた。こうした状況の下で、今日の大学の教育・研究環境が悪化してきたことは明らかである。また、同じ要因が毎年の学費値上げに拍車をかけ、大学院生の経済的な生活条件を圧迫している。大学院は本来、学術の理論・応用を教授し、基礎的・独創的な研究能力を有する専門家を養成するとともに、学術・文化・科学の発展に寄与するという社会的役割を持っている。こうした役割を十分に発揮するためには、上に挙げた状況が抜本的に改善されなければならない。そのために私たちは、我が国の大学予算を他の先進国並みに大幅に増額し、概算要求基準にとらわれずに予算の増大を図るよう要求している。また、今日の大学の窮状を根本的に解決するためには、予算配分の際に特定の大学・研究への重点配分を是正し、全大学の底上げ的な改善を実現し得る配分が必要である。学術研究の重点的推進を長期目標とするとは、特定の国立大や研究機関のみを優先させた整備につながるだけで、大学間格差ひいては研究内容の差別・選別・淘汰（とうた）をもたらしかねないと考えらる。また、予算の重点配分は大学間の予算獲得競争を助長している。その結果、現在急速に進行しつつある大学・大学院改革においても、予算獲得のために各大学は、文部省や大学審議会の推奨する方向で改革案をまとめようとするため、また、性急・拙速して改革案をまとめようとするため、学内の全構成員による民主的討議がおろそかにされ、教育・研究の設備、施設、長期的カリキュラムが十分に整備されないまま改革が実行されるといった例まで生じている。以上のようになり、大学予算の重点配分は、大学間、研究科間格差を拡大し、差別・選別・淘汰をもたらす、大学院の量的・質的充実と矛盾し、大学自治と学問の自由を脅かす危険性を持つものだという理由から、これを是正し全大学の底上げの改善を図ることが必要であると考えらる。また、奨学金制度の抜本的な拡充も大学院生の研究条件の改善にとって

の重要課題である。先進国並みに給費制を導入するなどの抜本的な措置が講じられなければ今後の大学院の充実はいずれないと考えらる。また、給費化の実現と併せて、日本育英会奨学金を中心に貸与枠の大幅拡大、貸与額の増額が切実に求められていることは言うまでもない。高度の学術を修めながらも博士課程修了者の多くが研究職に就けないというオーバー・ドクター問題も深刻である。高度なレベルの学問を修めた研究者が、その成果を正当に社会に還元できないということは、単に本人の問題にとどまらず、社会的財産の損失でもある。近年、学部教育のマス・プロ化は私立大学のみならず、多くの大学で指摘される深刻な問題である。先進諸国の大学教育状況に比しても、教官一人当たりの学生数は過剰である。大学教官を抜本的に増大させ、こうした事態を改善することは、オーバー・ドクター問題だけでなく、日本の大学教育の改善にも大きく貢献するものと思われる。また、それと並行して、日本学術振興会の特別研究員制度の拡充も求めらる。現在、政府・文部省は国際交流の名の下に、外国人留学生を二十一世紀までに十万人を受け入れる計画を実施しており、留学生は急増している。しかしながら、留学生を受け入れる体制は決して十分であるとは言えず、留学生は研究・生活上、非常に困難な状況に置かれている。設備、制度その他において、留学生受入体制を真剣に検討する必要がある。特に留学生の大半を占める私費留学生の劣悪な生活・研究条件に対しては、早急な対応が求められている。ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、大学予算の大幅増額を図り、他の先進国並みにすること。
1 大学予算については、概算要求基準（シーリング枠）にとらわれずに概算要求できるようにならねばならない。
2 一部の大学への当該予算の重点的配分をやめ、全大学の底上げの改善を行うこと。
二、大学院生の研究・生活条件を改善すること。

1 国公立大学の授業料・入学金を引き下げ、大学院生の経済的負担を大幅に軽減するため、以下の策を講ずること。

(一) 国公立大学の授業料・入学金を引き下げ、学部間格差・地方格差を設けないこと。基準的経費(積算公費)の大幅増額を行うこと。

(二) 財政基盤の弱い公立大学に対する国庫補助を増額すること。

(三) 私立大学に対して、国会決議の求める経常経費二分の一の国庫補助を実現すること。

2 日本育英会奨学事業の抜本的な改善を図り、奨学金の給費化を実現すること。当面は貸与枠を拡大し、奨学金貸与額の大幅増額、免除職の拡大、返済猶予期限の延長を行うこと。

3 オーバー・ドクター問題を解決するため、十分な実態調査の上で、大学教員や研究機関の研究員を大幅に拡充すること。

4 外国人留学生の受入れに際しては、十分な研究生活環境を整備すること。当面は、私費留学生に対し設定された授業料免除枠の拡大、学習奨励金の支払枠の拡大、住居・研究室の確保、日本語教育や勉学・研究指導を充実させること。

第一〇六九号 平成四年十一月三十日受理
教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願

請願者 京都市北区紫野東舟岡町一四ノ一
シャトーアサヒ二ノB 伊原栄子
外二千三十三名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第七七四号と同じである。

第一〇八三三号 平成四年十一月三十日受理
義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願

請願者 名古屋市中川区戸田ゆたか二ノ六
一〇ノ一 岡部美晴 外二百九十名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一〇八四号 平成四年十一月三十日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市中川区表山三ノ一五ノ六
長谷部正 外三百一名

紹介議員 小林 正君

義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年以降削減化され、憲法・教育基本法に保障された教育の機会均等、水準向上に大きな貢献を果たしてきた。しかし、政府は国の財政事情を理由に昭和六十年代より同制度の削減見直しを進め、その中で、学校事務職員・栄養職員の給与費国庫負担適用除外が検討され、いまだに予算編成時にはこの問題が浮上する情勢にある。学校事務職員は学校予算の効率的執行、施設、教材備品の整備・拡充など子供たちに行き届いた教育を保障するため、重要な役割を担っている。私たちの給与費が除外されるならば、学校事務・栄養職員制度を根底から揺り動かし、やがては義務教育費国庫負担制度そのものを崩壊させる突破口になりかねない。ついでには、同制度の維持と充実・発展を望む立場から、次の事項について実現を図られたい。

一、学校事務職員・栄養職員の給与費を国庫負担から適用除外しないこと。

第一一〇五号 平成四年十二月一日受理
学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(二通)

請願者 埼玉県朝霞市泉水二ノ一ノ一四
大沢佳代子 外二万六千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一一〇六号 平成四年十二月一日受理
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区弥富通二ノ二七
鈴木通子 外三百七十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇八四号と同じである。

第一一〇七号 平成四年十二月一日受理
義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願

請願者 名古屋市中川区表山三ノ一五ノ六
長谷部正 外三百五十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一一〇九号 平成四年十二月一日受理
大学院生の研究・生活条件改善要求等に関する請願

請願者 秋田県仙北郡田沢湖町卒田字早稲
田四三〇 笹本成子 外二百七十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一一五四号 平成四年十二月一日受理
障害児の豊かな地域での生活と発達を保障するための社会教育・障害児福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県草加市栄町三ノ九ノ二七
高橋新蔵 外五百四名

紹介議員 橋本 敦君

障害児にとっても、本来学校五日制実施は、ゆとりある教育の充実を図るとともに、家庭・地域での豊かな生活を保障するものであるはずである。ところが、学校五日制の趣旨を保障するための地域の社会教育・障害児福祉の施策は極めて乏しいなど、行政の対応は著しく立ち後れているのが現状である。ついでには、このような現状を打開し、障害児の豊かな地域での生活と発達を保障できるように、条件整備の充実のために、次の事項について実現を図られたい。

一、学校五日制実施に伴う諸問題解決のために、文部省・厚生省・自治省など関係省庁による対策本部を設置し、児童・生徒の豊かな発達と地域生活を保障する総合的な施策、制度を確立すること。そのための条件整備計画を策定すること。

二、障害児の家庭・地域での豊かな発達を保障するため、家庭の子育ての条件を確立すること。そのために、家庭の必要に応じての介護者の派遣や様々な活動に参加するための送迎手段の確保等、家族の負担軽減を図るための施策を確立すること。

三、公民館、図書館、博物館、スポーツセンター等の社会教育施設や児童館・児童センターでの障害児の受入れを促進すること。また、障害児を対象にした社会教育施策を充実させること。そのために、施設・設備の改善や専門の指導員の配置を行うこと。

四、社会教育の専門職やボランティアの育成と確保を行うこと。送迎、介助、手話通訳など必要な体制を確立すること。

五、学校開放については、公的指導員の配置を行うとともに、参加するための交通手段を確保すること。また、居住地での学校開放に障害児も参加できる条件をつくること。障害児学校に併設又は隣接する障害児施設・病院及び寄宿舎が休業日に開く場合には、職員増員等の体制を整備・充実させること。

第一一七六号 平成四年十二月一日受理
教育諸条件の改善に関する請願

請願者 大阪府八尾市天王寺屋二ノ一八ノ一
友林一則 外六万三千五百五十三名

紹介議員 谷畑 孝君

長年の願いであった四十名学級も、平成三年度で小学校一年生から中学校三年生まで、全学年で実施された。しかしこれも、欧米の先進国(二十一

三十名)に比べると、「すし詰め」には変わりない。さらに三十五名学級を実現していく必要がある。一方、文部省は今年九月から月一回第二土曜日の「学校五日制」を行うことを決定し、既に九月十二日に実施された。将来的にはそれを機に、家庭・地域・学校の役割を見直しつつ、地域の教育力を拡充していくことが大切である。そのためにも、社会教育施設の拡充及び社会教育活動への助成の拡大が望まれる。ついては、父母・住民・教職員の願いにこたえ、行き届いた教育を目指して、次の事項について実現を図りたい。

- 一、平成五年度には、全小中学校で三十五名学級が実現するよう努力すること。
- 二、地域子供会活動、PTA活動など社会教育活動への助成を拡充すること。
- 三、各小中学校に、生徒指導や進路指導等のための教員「加配」を行うこと。
- 四、義務教育費国庫負担法を完全に実施すること。
- 五、教科書無償配布を継続し、教育予算を大幅に増額すること。

第一一八二号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡南風原町字本部四九〇ノ六 比嘉裕昭 外六千八百六十一名
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第一一八三号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 沖縄県中頭郡西原町字我謝一二六ノ一 野村幸栄 外一万三千二百二十一名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。
第一一八五号 平成四年十二月一日受理

私学助成に関する請願(五通)
請願者 広島県東広島市八本松南五ノ六ノ五 天尾輝幸 外十萬九千九百九十九名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二〇七号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 札幌市南区北の沢一、九〇四ノ一 菅原十三男 外四千九百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二一〇号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願(三通)
請願者 北海道苫小牧市桜木町三ノ一四ノ二 木村和生 外一万九千二百七十八名
紹介議員 中尾 則幸君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二一一号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都世田谷区上祖師谷四ノ二六ノ一ノ六二 岡本文男 外四千六百九十六名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二一二号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都板橋区志村一ノ三三〇二二ノ六〇三 高畑すみ枝 外四千六百九十六名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二三号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 埼玉県新座市石神一ノ九〇一二二 横野幸雄 外五千五百四十六名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二四号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都町田市鶴川五ノ四ノ一四ノ二〇七 鈴木博英 外六千九百九十七名
紹介議員 谷畑 幸君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二五号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都足立区千住曙町一四ノ四 横山三三 外四千六百九十六名
紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二六号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都秋川市油平一七ノ一〇 竹内光洋 外五千六百九十六名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二七号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 埼玉県所沢市小手指町三ノ六ノ一ノBノ二〇三 中川隆夫 外四千七百八十三名
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二八号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 埼玉県和光市新倉一ノ一七ノ八六 宮本敬二 外四千六百九十六名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二九号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 茨城県取手市小文間五、五七五ノ一 加藤努 外四千六百九十六名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二三〇号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 埼玉県狭山市水野九三ノ一〇 藤塚文顕 外二萬九千四百十四名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二三一号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町四五六 深持直樹 外四千六百九十六名
紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二三号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 東京都新宿区大久保三ノ八ノ二ノ二三八 大貫義昭 外四千六百九十六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二四号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願
請願者 北海道千歳市青葉三ノ三 南出孝志 外九千九百九十九名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二五号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十条南三ノ三二
ノ二 鈴木金造 外四千九百九十
九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二二九号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 札幌市南区南沢三条二丁目 田所
将 外四千九百九十九名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二三二号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町三ノ二二三二
田丸博 外九百九十九名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二三三号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願(二通)

請願者 広島市安佐南区川内五ノ一ノ六八
中村哲子 外六万九千九百九十九
名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二三四号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 福岡県三池郡高田町海津一、七〇
三 塚本哲嘉 外二万四千四百十
七名
紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二三五号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 福岡県大川市大字下木佐木四一八
田中徳一 外二万四千四百十八名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二三九号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願(二通)

請願者 岡山県備前市東片上二、二四二ノ
一 松本正直 外四千七百六十七
名
紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二四七号 平成四年十二月一日受理
学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担
堅持に関する請願

請願者 東京都府中市住吉町四ノ三三ノ九
大島美江 外三百九十名
紹介議員 南野知恵子君
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第二二五一号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 広島県福山市加茂町下加茂八六
六 塚原美津子 外九千九百九十
九名
紹介議員 藤田 雄山君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二五二号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 埼玉県上尾市瓦葺二、七一六尾山
台団地三ノ六ノ一〇一 森永信
外九百九十九名
紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二五三号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 埼玉県桶川市下日出谷一、四二六
ノ二 関口義 外九百九十九名
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第二二五五号 平成四年十二月一日受理
私学助成に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区瀬谷一ノ二五ノ二二
清水智 外九百九十九名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第百二十三回国会文教委員会会議録第八号中正
誤

ベシ 段行 誤
二五 一から 任期性
ハ 公募性
セ 公募制
正

平成四年十二月十八日印刷

平成四年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D